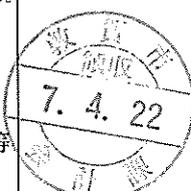


調查研究費

納入通知書兼領収書

(納付者保管)

令和6年度	納付書番号 6700031319-00-00
納付者	〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1-1
	公明党 様
議員タブレット通信料負担金(政務活動費) 対象期間: RG.10.16~R7.3.31	
納付金額	6,014円
納期限	令和7年 4月18日
所属	01050000 議会 議会
会計	01 一般会計
款	60 諸収入
項	25 雑入
目	15 雑入
節	10 各種負担金
細目	01 議員タブレット通信料
説明	05 議員タブレット通信料負担金
上記のとおり納めてください。	
敦賀市長 米澤 光治 印	
敦賀市	
上記のとおり領収しました。	領収済印
敦賀市指定金融機関等	

納付場所

- ・福井銀行 本支店
- ・北陸銀行 本支店
- ・福邦銀行 本支店
- ・敦賀信用金庫 市内本支店
- ・J A 福井県 本支店
- ・東日本信用漁業協同組合 敦賀支店
- ・北陸労働金庫 市内支店
- ・敦賀市役所会計課窓口

65000164550001



研 修 費

領収証

2024 年 7 月 30 日

公明党 大塚佳弘 様

★

¥20,000

但 防災減災特別講座1
防災減災特別講座2
資料・動画データ代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市

大阪駅前第2ビル

TEL 050-6

研修報告書

日	時	令和6年7月30日(火) 10時～12時30分	
場	所	福岡市博多区1丁目16-14 リファレンス駅東ビル	
講	師	地方議員研究会 統括コンサルタント 川本達志 氏	
参	加	者	大塚佳弘 オンライン受講

地方議員研修CKセミナー【研修報告書①】

【講義】「防災減災特別講座①」

講義の内容

- ①自治体の防災における役割
- ②法律や計画から学ぶ
- ③過去の災害から学ぶ
- ④国民保護計画について

「防災」=知識と経験が重要
 「知識を身につける」役割、法律を学んでいくことが市民、国民を守る役割がある(政治家とは)

1. 自治体の防災の役割(何ができるのか)

1 自治体の防災に対する役割

2016年台風10号 岩泉町と被害のあったグループホーム側の対応
 (日本経済新聞9月6日朝刊の記事より)

		午前9時	岩泉町の全域に避難準備情報	
8月30日	午後2時		町がグループホームとは別の安家地区に避難指示を発令。	○施設には、過去にも浸水経験あり
	午後4時ごろ		町長が町内を巡回。グループホーム周辺も訪れ「異常なし」と判断	○避難準備情報の意味を知らなかった
	午後6時ごろ		台風10号が岩手県に上陸 小本川が氾濫注意水位に到達、グループホーム周辺が浸水	○小本川はたびたび洪水で河川改修予定 ○浸水想定区域図お蔵入り ○県との情報共有システムがトラブル
8月31日	午前5時ごろ		施設運営法人の佐藤弘明常務理事がグループホーム内に入り、被害を確認	正確な情報の取得ができなければ的確な判断も活動もできない
	午前10時ごろ		入所者9人の遺体を発見	

町長「河川の水位が警戒水位を超えていたことを知っていれば避難指示していた。」
 岩泉町の面積は922km²。町長が直接確認できる広さではない。

研修内容

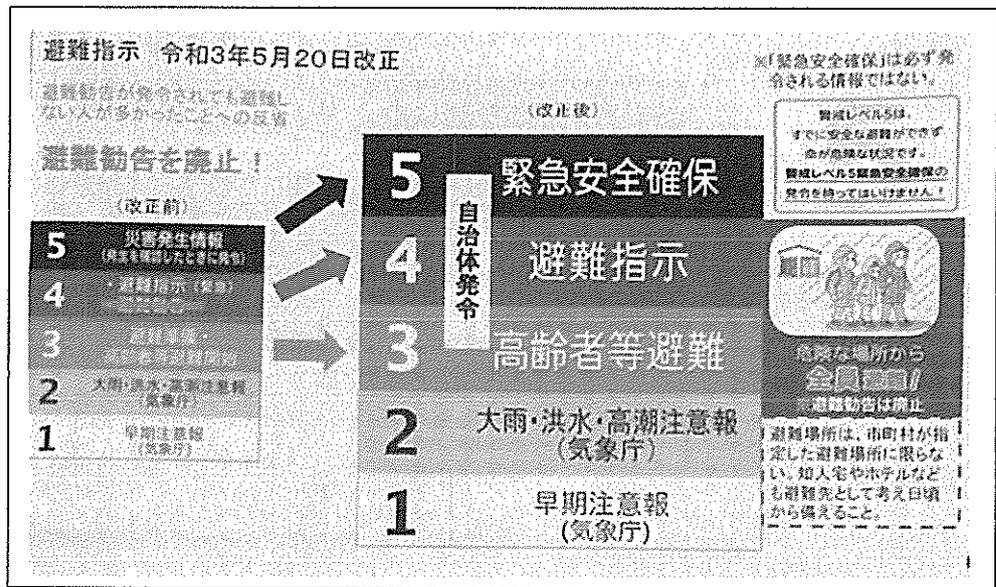
1)「2016年の台風10号岩泉町と被害のあったグループホーム」の事例

・2016年8月30日の避難状況の経過確認

- ①避難準備情報の意味を知らなかった
- ②正確な情報の取得ができなければ的確な判断ができない
- ③町長が状況(水位等)を知っていれば避難指示はできていた。
- ④町長自らが事前にグループホームを訪れた時に問題がないと判断。
 ⇒判断した時間及びトップ巡回する必要があったのか?問題
 ※意志決定をする首長が判断する材料を間違えている

2) 避難指示の表現が変わった(令和3年5月20日に改正)

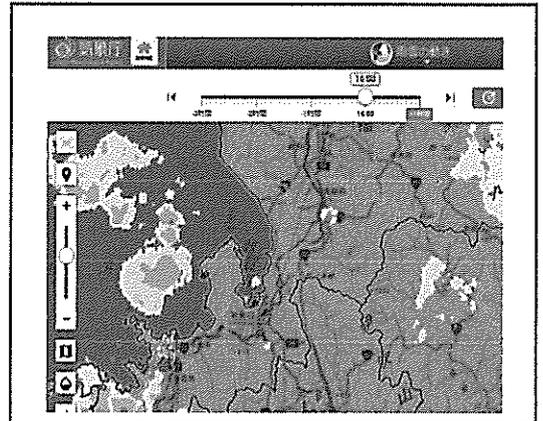
- ※市町村が発令する(気象庁と自治体の情報は分けて考える
 ⇒避難勧告を廃止



※行政は正確な情報を的確に出して行かなければならない

3) 気象庁からの情報⇒気象庁キキクルホームページの活用

キキクル（危険度分布）とは、大雨による災害発生の危険度を地図上に表示した情報で、気象庁HPで提供しています。キキクルでは、危険度を5段階に色分けして表示しており、どの場所で危険度が高まっているのか一目で確認することができる。（敦賀市周辺キキクルHP記載）



- ①各種情報がわかっていることが大事であり、住民の皆さんも出している情報を理解していることが重要
- ②行政が出した情報が届いているかをどの様に確認するのか？
また、どの様について伝えるのか？

4) 避難情報に関するガイドライン⇒高齢者等避難、避難指示の手順

避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担)令和3年5月改定、令和4年9月更新

高齢者等避難、避難指示などを発出する手順・タイミング

手順1「避難情報を発令する対象災害の確認」
 手順2「避難情報の発令対象区域の設定(絞り込み)」
 手順3「避難情報の発令基準の設定(発令タイミングの設定)」

- ・緊急時に避難情報の発令タイミングや発令対象区域の判断に迷うことが可能な限りなく、また、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態をおそれずに発令基準に基づき避難情報を発令できるよう、平時より様々な状況を想定した避難情報の発令基準を設定しておくべきである。また、発令基準の運用が運用する者によって大きく異なることがないよう可能な限り簡潔で明確な発令基準にすることが望ましい。
- ・事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の際に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。
- ・たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、また、夜間・未明であったとしても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。
- ・想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。
- ・いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、市町村は、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的にわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、市町村長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

➡ 議員は防災知識の伝導師であってほしい

⇒自治体の役割は、【予防】・【応急】・【復旧】の3段階

2. 法律や計画から学ぶ（災害対策基本法の概要）

主な災害対策関係法律の類型別整理票

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律 地震対策法 地震防災対策特別措置法 震害防止に関する法律 地震防災対策特別措置法 巨大地震・巨震・巨震津波地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 建築物の耐震改修の促進に関する法律 建築物の耐震改修の促進に関する法律 津波防災地域づくりに関する法律	災害救助法 消防法 警備法 自衛隊法	金融的な災害復旧対策 被災者支援法 中小企業信用保証法 災害融資法 災害等被害の支給等に関する法律 雇用保険法 被災者生活再建支援法 株式会社日本政策金融公庫法 災害復興債の発行 建築物の耐震及び消火に関する法律 森林等災害復旧災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法 被災市街地復興特別措置法 被災者生活再建支援法 被災者生活再建支援法 被災者生活再建支援法 被災者生活再建支援法
火山	活火山対策特別措置法		
風水害	河川法	水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	砂防法 森林法 地すべり等防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 降雪等対策特別措置法 降雪等対策特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

(1) 災害対策基本法の概要

- ①防災に関する責務の明確化、②防災に関する組織、③防災計画、④災害対策の推進⇒市町村に避難指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与<市町村は防災対策の第一次的責務を負う>⇒明記はされていないが議会としての責務は必要
- ⑤被害者保護対策、⑥財政金融措置、⑦災害緊急事態

<p>1 防災に関する責務の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務—防災に関する計画の作成・実施、相互協力等 ○住民等の責務—自らの災害への備え、自発的な防災活動への参加等 	<p>2 防災に関する組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国・中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部 ○都道府県・市町村・地方防災会議、災害対策本部
<p>4 災害対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定 市町村長に避難の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等の権限を付与 <市町村は防災対策の第一次的責務を負う> 	<p>3 防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災計画 ○中央防災会議：防災基本計画 ○指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画 ○都道府県・市町村：地域防災計画
<p>5 被災者保護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿の事前作成 ○被災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策の拡充 ○災害時における避難所、避難施設に係る基準の明確化 ○広域避難、物資輸送の枠組の法定化 	<p>6 財政金融措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○【原則】実施責任者負担 ○【例外】激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助等
<p>7 災害緊急事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針(対処基本方針)の閣議決定 ○緊急措置(生活必需品供給等の制限、金融債務支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定) 	

(2) 大規模災害時の災害対策法に基づく措置の概要

災害対策基本法は災害対策の一般法

平時における防災計画の作成や各種災害予防策から応急対策、復旧・復興に至るまでの総合的な措置について規定

- 国：非常災害対策本部(24条) ⇒ ○国：緊急災害対策本部(28条の2)
必要に応じて移行
- 市町村：災害対策本部の設置 (23条の2) ⇔ ○都道府県：災害対策本部の設置 (23条)
指示 (災害状況の報告)

(3) 災害対策基本法における市町村の責務と権限

より具体的に整理すると市町村の責務(義務がある)を果たす為の権限がある

下記に権限の例を示す

■災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務を有し、災害応急対策及び応急措置を実施する義務を負っている。

■これらの責務・義務を果たすため、市町村長には、様々な権限が与えられている。

<責務・義務に係る規定>

(市町村の責務)
 第五條 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の領域に種々の防災に関する施策を推進し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

第二十三條 (災害応急対策及びその実施責任)
 第五十條 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防衛し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

第二十四條 地方公共団体の長は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村の応急措置)
 第六十二條 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他の災害の発生を防衛し、又は災害の拡大を防止するために必要な緊急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

<権限の例>

- 緊急措置の指示(第四十條) 災害を拡大させるおそれがある物件等の所有者等に対し、物件等の除去等を指示できる。
- 避難の指示等(第四十條) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、又は指示することができる。
- 警戒区域の設定(第四十條) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、禁止し、又は退去を命ずることができる。
- 物的応急利用(第四十條) 他人の土地、建物等の一時的利用、土石、竹木その他の物件の使用、取用ができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去等ができる。
- 人的応急利用(第四十條) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。



(4) 災害対策基本法における都道府県の責務と権限

※市町村の責務と権限と都道府県の連携が重要

都道府県は支援と助言が必要で、受け入れる体制

(5) 災害対策基本法における防災計画(第34条-第45条)

各都道府県及び市町村の防災会議で地域防災計画を策定する



※災害対策基本法第42条規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に関わる事務又は業務に關し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合かつ計画的な対策を定めた計画。⇒都道府県知事あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。⇒議員は書いている計画の有無を確認する事が重要(例えば避難訓練の有無を確認することにより実質化になってくる)

(6)地区防災計画制度の概要(第42条第3項、第42条の2)

※制度の趣旨

東日本大震災等では地区内の居住者や事業者等が「自助」・「共助」の精神に基づき、地元自治体等と連携し、自発的に地区における防災活動を担う例が見られた。これらの自助・共助による防災活動を促進し、ボトムアップ型による地域の防災力を高めるため、平成25年度災害対策法改正において、地域の特性を踏まえコミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市区町村の地域防災計画に定めることができる地区防災計画制度を制定。

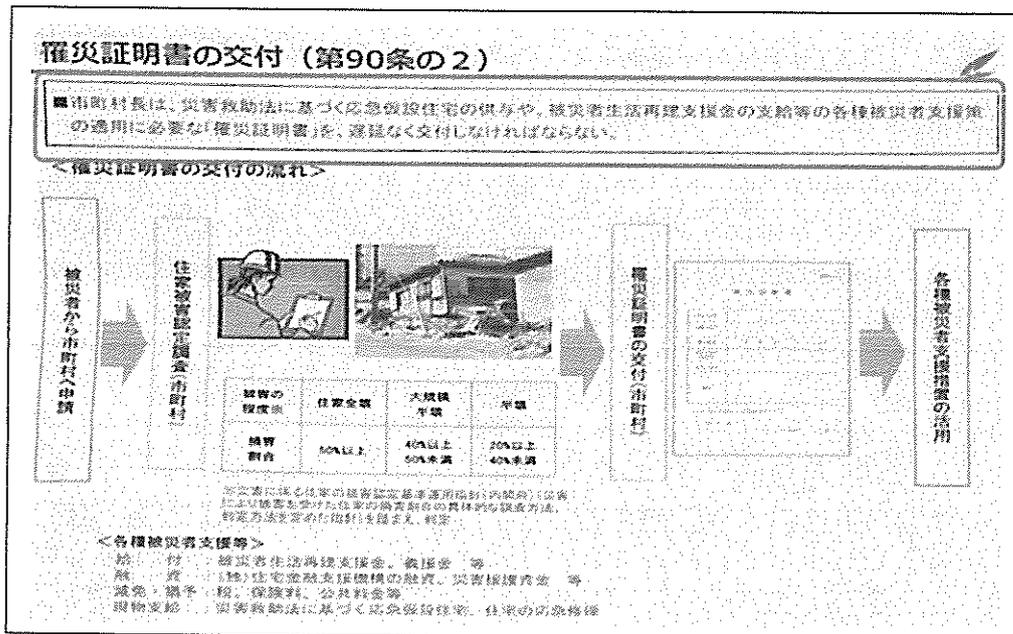
(7)地域防災計画の内容

①緊急避難場所及び避難所の指定(第49条の4—第49条の9)

(平成25年6月の災害対策基本法の変更に改正⇒「避難場所」「避難所」の位置づけを明確にし、それぞれ指定することを市町村の義務とした
(平成26年4月1日施行)

②罹災証明書の交付(第90条の2)

早く証明するための取り組みDXが進んでいる



③物資等の供給及び運送(第86条の16—第86条の18)

※被災地からの要請がなくても物資を送り込む「プッシュ型」の物資調達・輸送体制の構築の必要性
但し受け入れの体制(計画)が整うことが重要
⇒ また、一度やってみる計画が必要

④災害対策本部の役割

※情報が集まる対策本部が必要＝具体的な体制づくりが重要
例えば災害対策用のPCが必要で、常に稼働ができるのか確認

⑤災害対策本部で行っていること⇒全ての準備が重要

- 1)被害状況の把握
- 2)被害情報の整理・発信(住民、関連機関、マスコミ対しての情報発信)
⇒迅速に正確に発信
- 3)避難勧告、避難指示の発令方針決定
- 4)資源の確保・分配⇒配送班
- 5)対応方針の決定
- 6)組織部門間の調整
- 7)大規模災害時の県・中央省庁や国会対応(担当を決めて対応)

⑥災害対策本部の設置(甘日市市の例)

※設置に対する基準が重要

災害対策本部の設置(甘日市市の例)
 設置運営マニュアル(設置時期、場所、本部配置、情報伝達ルート、事務局の体制)

第1 防災体制
 市の区域で災害の発生又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その状況に応じた防災体制を次のとおり設置する。

防災体制	防災組織	対処する災害状況又は災害規模等
注意体制	水防・防災準備班	大雨注意報又は洪水注意報のうちいずれかが発表されたとき
警戒体制(※)	本市災害警戒体制 各支所災害警戒体制 水防・防災準備班 災害警戒本部	大雨警報、洪水警報又は高潮警報のうちいずれかが発表されたとき
非常体制(※)	災害対策本部	大雨警報、洪水警報又は高潮警報のうちいずれかが発表され、相当な災害の発生が予想され、副市長(危機管理監)が必要と認めるとき 全市域にわたって災害が発生すると予想される、又は局部的であっても、被害が特に甚大になるものと予想され、市長が必要と認めるとき 予想されない大規模な災害が発生し、市長が必要

⑦自主防災組織(5条2項)と消防団(自主防災組織は地域のコミュニティ)

自主防災組織(5条2項)と消防団

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策基本法においては、「市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実に努めるほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。」(第5条第2項)とされている。

「自主防災組織の手引き」

消防団とは、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員で組織する消防組織。

※自主防災組織の悩み⇒自主防災活動が活性化しない。様々な防災教育やイベントをやっても参加者が増えない。⇒いつも同じメンバーがやっている感がある。

⑧消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律(平成25年12月)

1)消防団の強化(8条~16条)の規定

行政活動の根拠
となる規定

2)地域における防災体制の強化(17条~21条)規定

(1)消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2)地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

3. 過去の災害から学ぶ

※釜石の奇跡(津波てんでんこ)と「石巻の悲劇」

釜石の奇跡(津波てんでんこ)

【概要】
平成23年3月11日に起きた東日本大震災の津波による死者・行方不明者が1000人を超える釜石市では、小中学生2921人が津波から逃れた。学校にいなかった5人が犠牲となったが、99.8%の生存率は「釜石の奇跡」と言われる。学校の管理下にあった児童生徒に限らず、下校していた子供も、多くが自分で判断して高台に避難した。

【成功事例の要因】釜石小学校では、2008年から下校時の避難訓練に取り組んできた。具体的には、子供たちを学校から帰し、帰宅途中で地震が起きたと想定して、防災無線で知らせ、どこが安全か、津波の際はどこに逃げるかを考えさせ、誘導した。また、避難対策を専門とする群馬大の片田敏孝教授が生徒たちに防災の授業を行い、津波避難の3原則を強く訴えた。こうした防災教育により、釜石市の多くの命が救われた。

津波避難の3原則	①「想定にとられるな」 ②「最善を尽くせ」 ③「率先避難者たれ」
----------	----------------------------------------

【参考】
一方、東日本大震災において、いわゆる「石巻の悲劇」と呼ばれる宮城県石巻市立大川小学校の被災事例がある。この大川小学校においては、毎年最低2回の避難訓練が行われていたが、津波を想定した避難訓練や児童引渡し訓練が行われたことはなかった。そのため、多くの児童・教職員が津波の来襲前に安全な場所へ避難することができずに被災した。

⇒こども達は想定に留まらない対応(想定外が起こる)⇒自分で考える

【所感】

今回の研修では、防災・減災における自治体の防災の役割と、法律からの視点と防災による、行政の取り組みの在り方について学びました。

特に近年の災害は気候変動による、想定外の災害が毎年起きている事に対して、災害対策基本法における市の責務と、それに起因する権限を知ることにより、実際の行政の取り組みの在り方のより理解と、今後の対策と進め方を学ぶ事ができました。

本市においても、改めて現在制定されている災害対策基本法による「地域防災計画」の実効性に向けた取り組みの検証が必要であることを感じました。

研修報告書

日 時	令和6年7月30日(火) 14時～16時30分
場 所	福岡市博多区1丁目16-14 リファレンス駅東ビル
講 師	地方議員研究会 統括コンサルタント 川本達志 氏
参 加 者	大塚佳弘 オンライン受講
研修内容	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書②】 【講義】「防災減災特別講座②」</p> <p>講義の内容</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害に備えるために必要なこと ②国からの財政措置 ③議会・議員がなすべきこと <div style="margin-left: 20px; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>「防災」＝知識と経験が重要 「知識を身につける」役割、法律を学んでいくことが市民、国民を守る役割がある(議会・議員としての責務とは)</p> </div> </div> <p>1. 土砂災害に備えるために必要なこと</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">土砂災害防止法(被害防止のソフトウェア) <small>(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号))</small></p> <p style="text-align: center;">平成11年6月29日に起きた「広島6月豪雨水害」を契機として制定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>土石流等139箇所、がけ崩れ災害186箇所、死者32名、家屋全壊154戸 広域的に同時多発的な豪雨。扇状地やがけ下の住宅地開発による被害。 花崗岩質の土砂の影響もあり被害が拡大</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>土砂災害の危険が考えられるような場所にも住宅地が広がっているが、それを放置していてもよいのか、という問題意識</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>災害防止施設の整備中心の土砂災害対策 ➡ 「ソフト対策の重視」 <small>国の施策のターニングポイント</small></p> </div> </div> <p>1)「平成11年6月29日に起きた「広島6月豪雨水害」を契機として制定 ⇒土砂災害防止法が策定された (この時点から土砂災害の在り方が変わっていった) <u>※日本の災害で多いのは土砂災害であると考えている。</u></p> <p>①当時は想定外の降雨があった。 ②土砂災害の危険が考えられる場所に住宅街が広がっていた。</p> <p style="text-align: center;"><u>当時の被害状況は広域的な同時多発的な豪雨。また、花崗岩質の土砂の影響で被害が拡大</u></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <p>⇒<u>災害防止施設の整備を中心の土砂災害対策から「ソフト対策の重視」に変わった(国の施策のターニングポイント)</u></p>

2)平成11年6月29日豪雨災害の状況

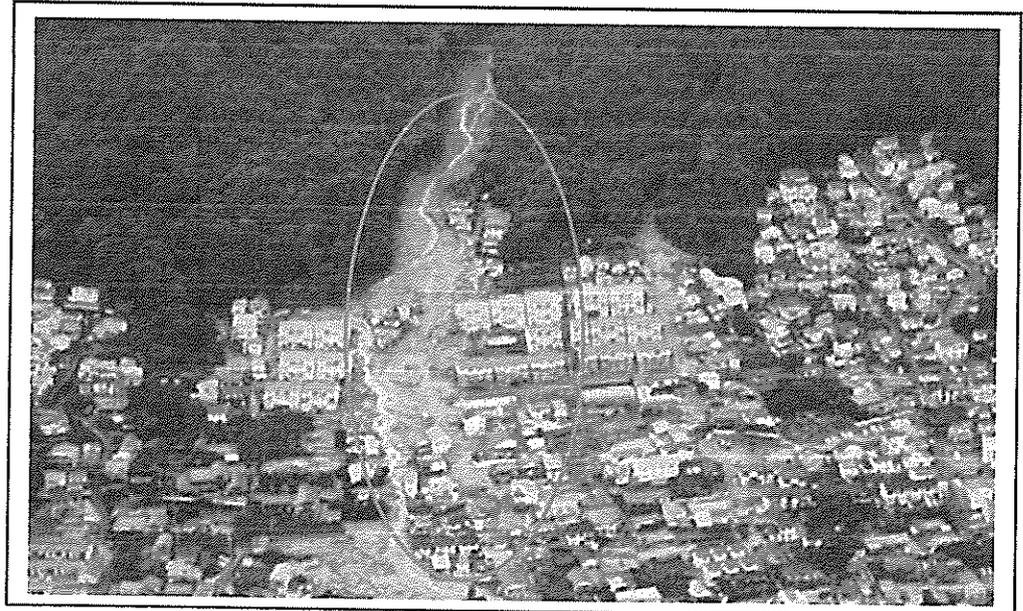
※砂防施設により流木等の捕捉された効果はあったが更に土砂は下流に広がっていった

ハード設備だけでは防ぎ切れないので、それに対応することを考えていかなければならない。



3)平成26年8月豪雨での広島市被害状況

同様な災害が繰り返された(以降は頻繁に繰り返さされている)



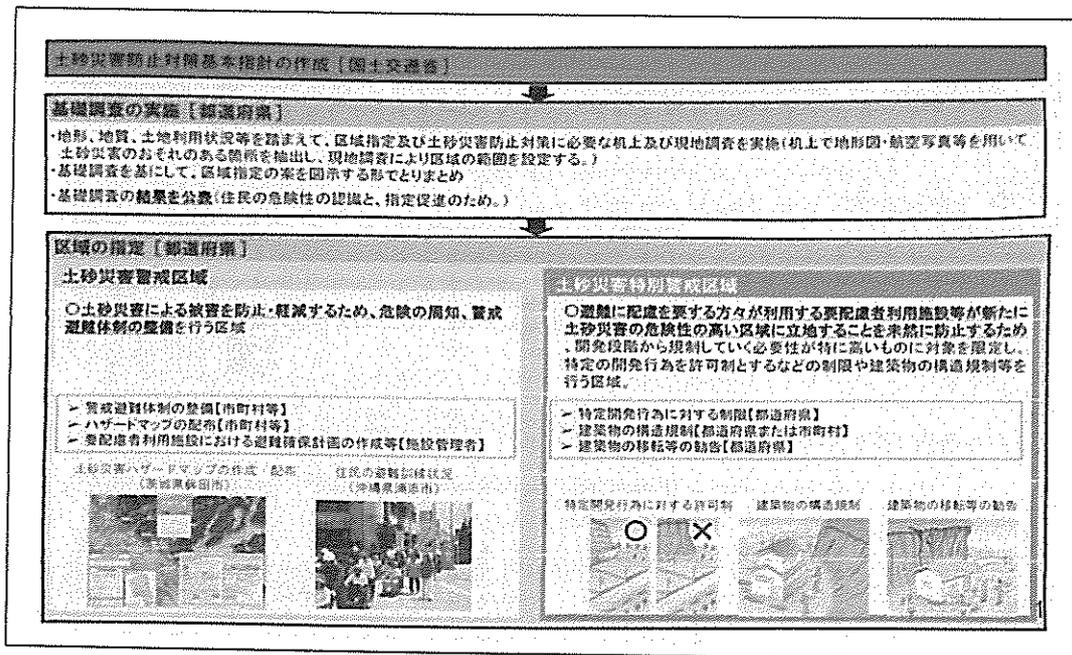
4)土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

※命・財産を守る⇒法律の作成については逃げるため、被害が拡大させない為にどうするのかの考えで作成された。⇒基本は区域を決め(土砂が流れてくる箇所を決める)を指定して規制を掛ける事をしている。

(手順)県が調査をする⇒公表して関係住民に説明し、意見を聞いて

⇒土砂災害警戒区域を設定する。⇒市町村が被害防止・軽減するため危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

⇒建築立地(開発行為)の制限を実施する



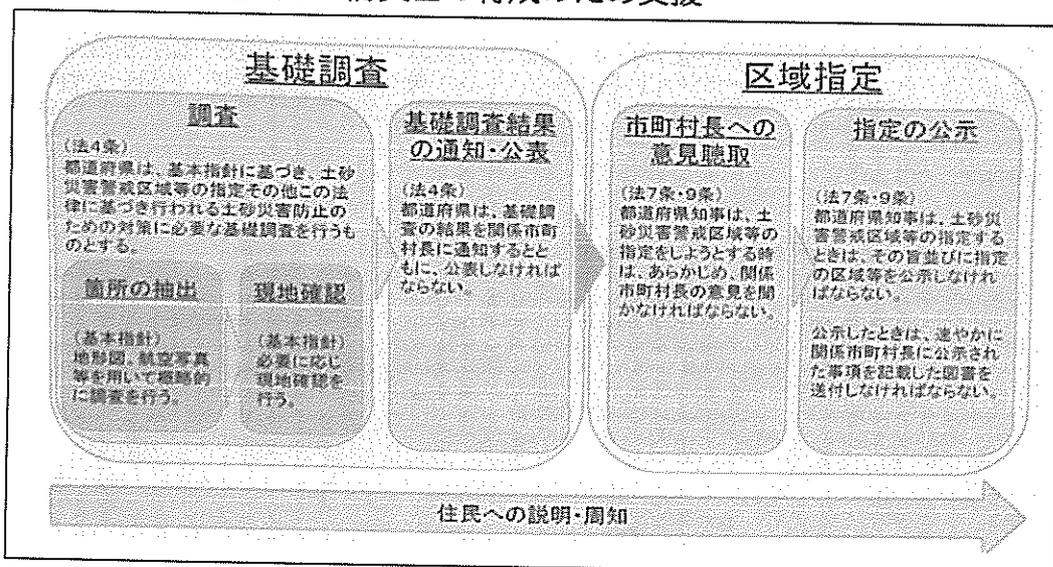
➡ 土砂災害防止法の改正が都度進められる

5) 土砂災害警戒区域等の指定の流れ

令和6年3月時点：土砂災害警戒区域693, 675指定

土砂災害特別警戒区域595, 796指定

※区域に住んでいる方の共有が必要⇒その為の行政の支援が重要
例えば地域での防災士の育成のため支援



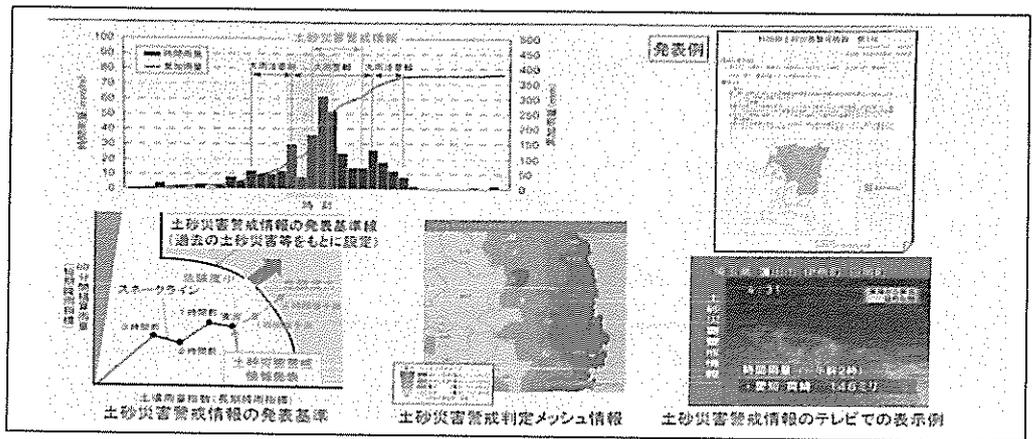
6) 土砂災害警戒情報

※土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報。

都道府県：土砂災害防止法第27条に基づき通知

気象庁：気象業務法第13条に基づき大雨注意報・警報を通知すると共に、第11条に基づいた気象情報の1つとして通知

※通信弱者にどの様にして伝えるかが大きな課題である
情報の受け取り方についても充分注意することが重要



2. 国からの財政措置について

1) 災害救助法の概要①

○災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字その他の団体及び国民の協力の下、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

○法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。
(法的受託事務)

○適用基準⇒下記の事項に準じる ➡ **災害救助法**

<p>1. 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、<u>応急的に、必要な救助</u>を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。 												
<p>2. 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づく救助は、都道府県知事が、<u>現に救助を必要とする者</u>に行う。(法定受託事務) ○ 必要に応じて、<u>救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任</u>できる。 ○ 広域的大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能) 												
<p>3. 救助の種類</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 避難所の設置</td> <td>○ 被災者の救出</td> </tr> <tr> <td>○ 応急仮設住宅の供与</td> <td>○ 住宅の応急修理</td> </tr> <tr> <td>○ 炊き出しその他による食品の給与</td> <td>○ 学用品の給与</td> </tr> <tr> <td>○ 飲料水の供給</td> <td>○ 埋葬</td> </tr> <tr> <td>○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与</td> <td>○ 死体の捜索・処理</td> </tr> <tr> <td>○ 医療・助産</td> <td>○ 障害物の除去</td> </tr> </table>	○ 避難所の設置	○ 被災者の救出	○ 応急仮設住宅の供与	○ 住宅の応急修理	○ 炊き出しその他による食品の給与	○ 学用品の給与	○ 飲料水の供給	○ 埋葬	○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○ 死体の捜索・処理	○ 医療・助産	○ 障害物の除去
○ 避難所の設置	○ 被災者の救出											
○ 応急仮設住宅の供与	○ 住宅の応急修理											
○ 炊き出しその他による食品の給与	○ 学用品の給与											
○ 飲料水の供給	○ 埋葬											
○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	○ 死体の捜索・処理											
○ 医療・助産	○ 障害物の除去											
<p>4. 適用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号) ○ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号) 												

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

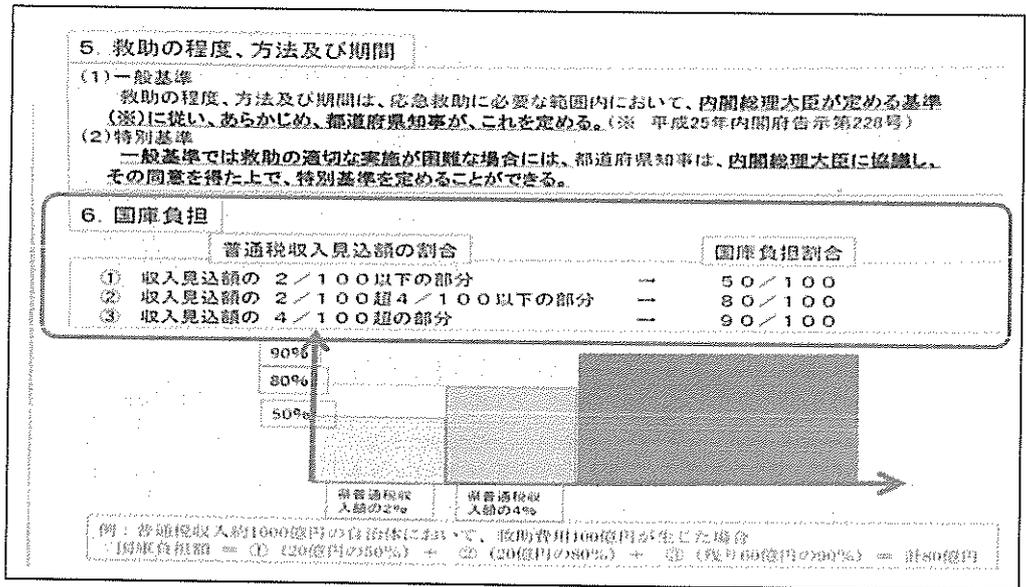
三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

(2) 災害救助法の概要②

※救助の程度、方法及び期間

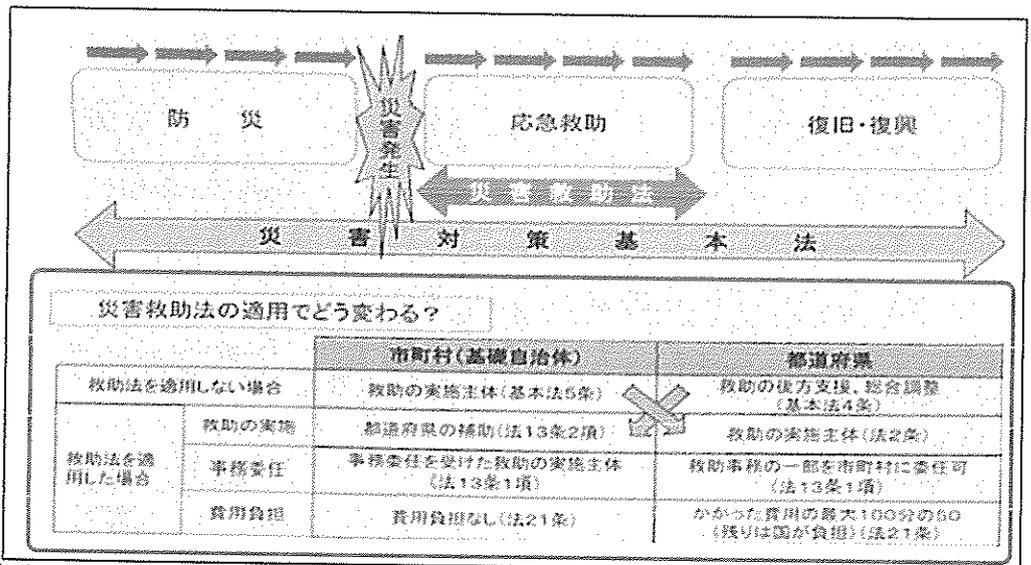
救助法の適応により一般基準と、特別基準があり下記の基準値に基づき国庫の支援を受けることができる。



(3) 災害救助法の概要③

※災害救助法の位置づけ

災害救助法の適用により、市町村(基礎自治体)と都道府県の相互の対応が下記ようになる。



(4) 被災者生活再建支援制度の概要

※私的財産(住宅等)に対して公的な支援制度はなかった時に、鳥取地震の時に家の再建ができない方は、ふる里から出て行かざるいけない状況になり、当時の片山知事が被災者に対して支援制度を実施したことをキッカケに作られた制度である。⇒都道府県が相互扶助の観点から基金を活用して被災者生活再建支援金により拠出する制度を創設

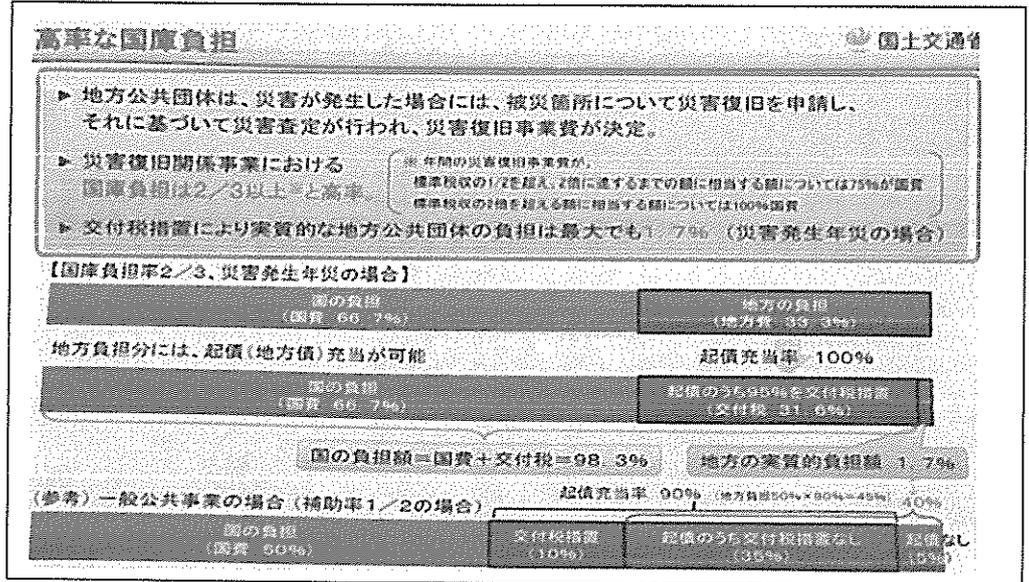
但し、災害の状況により対象となる事を決める⇒最大300万円

(5) 災害復旧事業(補助)について

※高率な国庫負担⇒地方費33.3%(起債充当率100%)⇒起債のうち95%

を交付税処置⇒よって地方の実質負担額は1.7%

※市町村の財政調整基金は災害時には使用する必要がない
(災害用を名目として財政調整基金を積み立てることはおかしい)



(6) 単独災害復旧事業の対象とは(例示です)

対象事業を例示すると、次のとおりです。

1. 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業(事業費が補助対象未満)
2. 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設
3. 国庫補助制度のない施設(庁舎、各種試験場等の公用施設等)
4. 災害応急復旧工事(応急復旧や仮工事のみの場合を除く)
5. 災害関連工事(施工によって得られる効果が大きいもの)
6. 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事
7. 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事
8. 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業

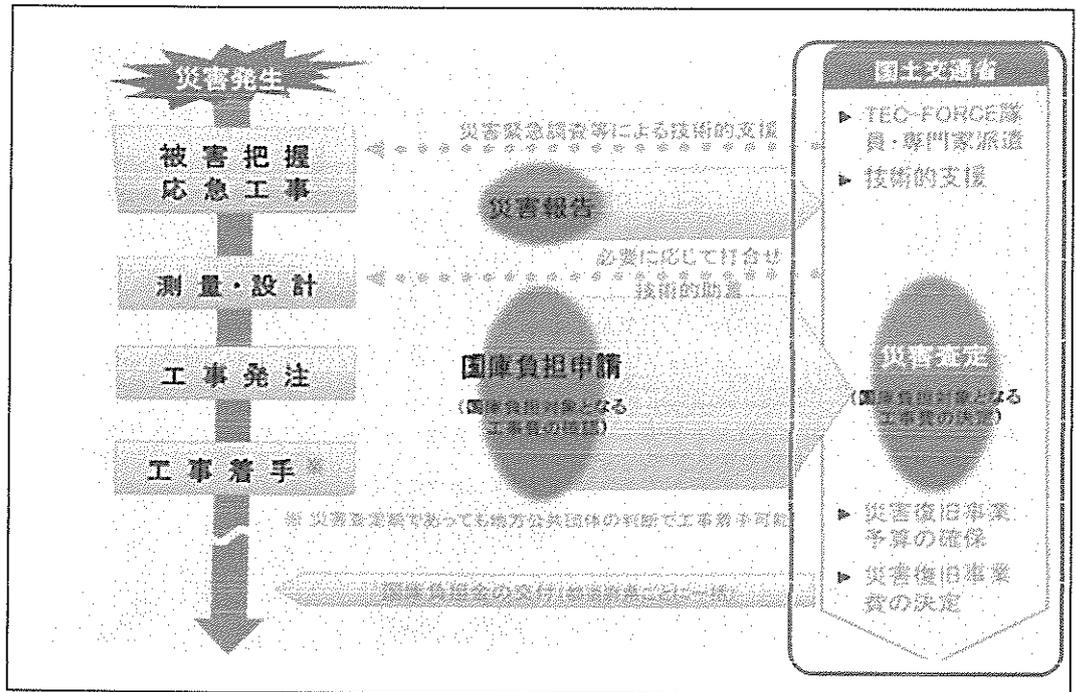
【留意点】 補助災害の対象となる事業であるにもかかわらず補助申請をしなかった事業については原則として単独災害の対象にはなりません。

※補助事業における査定の際に、やむを得ない事情により検査状況が確認できなかったものを除く。

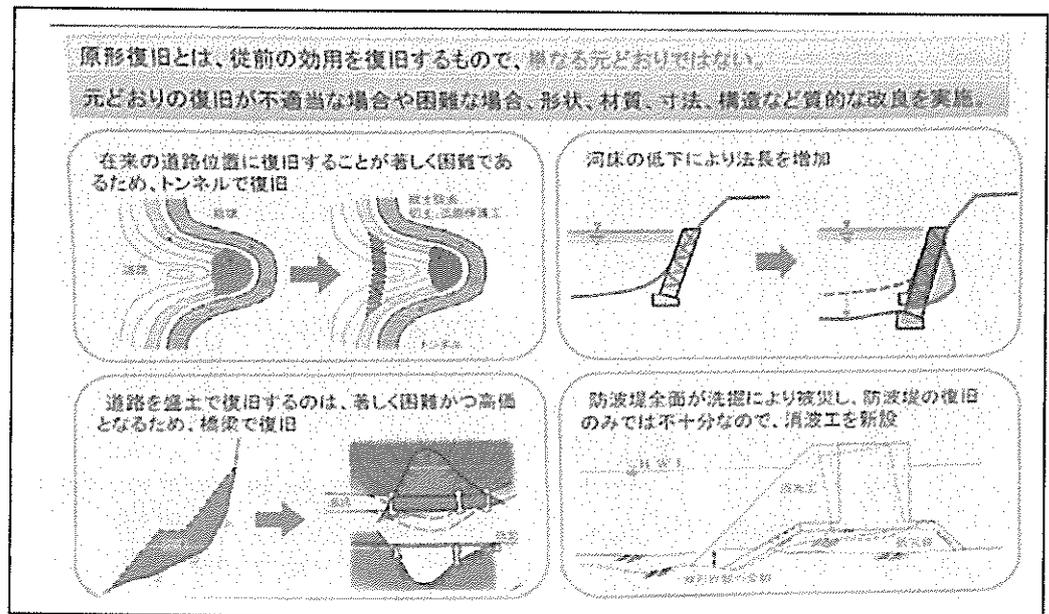
(各起債充当率と交付税措置一覧)

事業内容	起債充当率	交付税措置
【補助災害復旧事業】 各種法律や予算上の措置に基づいて国庫補助金が交付される災害復旧事業に充てる場合	【現年分】 公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 90%	元利償還金の95%
【直轄災害復旧事業】 地方公共団体が一部を負担することとなっている国の直轄河川、道路等の災害復旧事業費のうち地方公共団体の負担部分に充てる場合	【過年分】 公共土木施設等 90% 農地・農林漁業施設 80%	
【単独災害復旧事業(一般単独)】 補助事業の対象とならない一定規模未満の災害復旧事業費等に充てる場合	公共土木施設等 100% 農林漁業施設 65%	元利償還金の47.5% (財政力補正あり)
【単独災害復旧事業(小災害)】 激甚災害の生じた団体において、補助事業の対象とならない一定規模未満の災害復旧事業費に充てる場合	公共土木施設等 100% 農地 50% 一般被災地 74% 被害 농場 農地施設 80% 一般被災地 80% 被害 농場 80%	【公共】 元利償還金の66.5% (財政力補正あり) 【農地等】 元利償還金の100%

(7)災害復旧事業の主な流れ⇒工事にあたり、復旧事業の時は「災害査定」が必要なので、それに対応する技術者の充当⇒国庫負担申請時に必要



(8)原形復旧が原則(原形復旧とは、従前の効用を復旧するもので、単なる元通りではない)⇒より強靱にすることは困難



3. 議会・議員がなすべきこと

1) ※まず基礎的な態度として(心構え)⇒過去の歴史的な災害を知ることが大事

- ①あなたは、地震や台風・大雨の時に自分の命を100%守れますか？
- ②あなたは、あなたの住む地域の災害の歴史を知っていますか？
- ③あなたは、防災情報の入手先を知っていて、頻繁に利用していますか？

2) 議会の役割は災害対策基本法に定められている? ⇒ 見当たらない

・災害対策基本法の中に「議会」に関する規定は見当たらない。では、個人としてのみ行動すればいいのか。

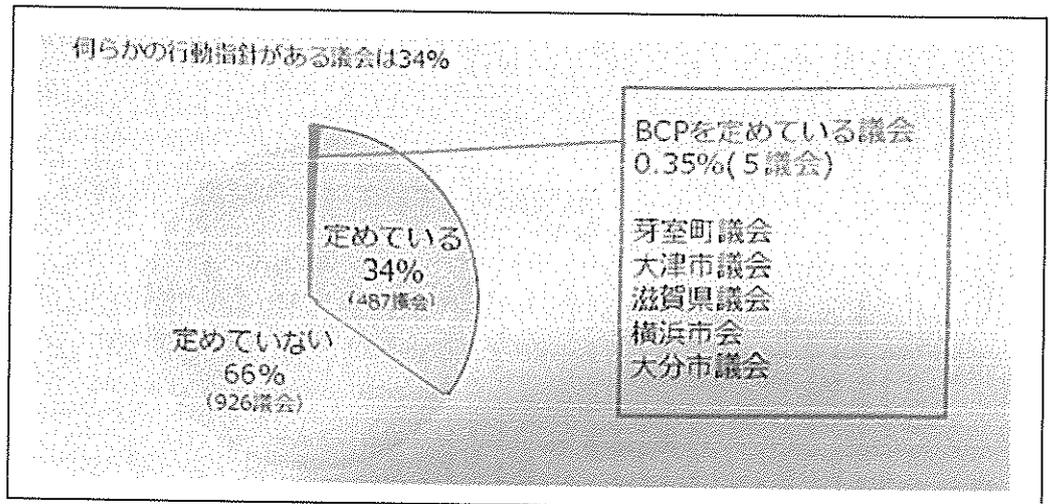
・応急対策時は、議員個人としては地域の被災者・被災地の情報と災害対策を行う側(災対本部)の情報の双方を結びつける必要。そのためには、執行部の体制、情報の流れを知っておく必要があるため、機関である議会として、被災状況や応急対策状況についての情報を的確に得られるよう平時から執行部との連携体制を準備しておく必要がある。

・復旧には、事業執行のための議会の承認が必要であり、適切な復興のためには、**議会が機関として**被害状況を把握し的確な判断が主体的にできる必要がある。

3) 非常時における議会の行動指針

2016年11月2日(早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会)現在

現在は議会BCPとして多くの地方自治体が作成



4) 地方公共団体の防災基本条例について(事例:相模原市の条例)

近年、地方公共団体が新たに防災に関する条例を作り、地域の防災力を高めようとする動きが目立ってきている。静岡県が、阪神大震災の翌年にいち早く「地震対策推進条例」を制定。以降、「東京都震災対策条例」(平成 12 年)、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」(平成 14 年)、「愛知県地震防災推進条例」(平成 16 年)、「岐阜県地震防災対策推進条例」(平成 17 年)と続いた。(都道府県及び政令市が中心)

条例の内容は、それぞれのものにより様々であるが、大部分のものに共通するものとして、

- 行政(当該自治体)の基本的な役割(責務)
- 事業者の基本的な役割(責務)
- 住民の基本的な役割(責務)

があり、それらを基本に、

- 行政に関しては、主に「職員の能力向上」、「他の地方公共団体との連携」、「災害時要援護者への対応」、「公共施設の安全性の確保」、「防災意識の啓発・知識の普及」、「災害情報の収集・提供」、「防災教育の推進」、「防災訓練」、「自主防災活動への支援」、「ボランティア活動への支援」、「応急体制の構築」等が、
- 事業者等に関しては、主に「建築物所有者の耐震性の確保」、「工作物設置者の広告物の落下防止措置」等が、
- 住民に関しては、主に「知識の習得」、「食料の備蓄」、「防災訓練への参加」、「住民の防災組織の活動への参加等」、「耐震性確保」、「家具の転倒防止」等が、それぞれ定められている。

相模原市防災条例(政令市)

自助 自助の身は自ら守る

- 公民館、地域会の整備
- 市内小中学校での防災教育
- 防災訓練の実施
- 地域特性(老健地、中山間地域、河川流域)に応じた対策の実施
- 多様な受援体制の整備
- 防災必要物資の備蓄と防災力の向上

共助 自治体のまちを自助力で守る

- 自主防災組織の活動への参加
- 防災訓練への参加
- 避難所運営の協力
- 災害時の避難先上、食の確保
- 応急手当、救護指導等

公助 国・県・市・関係機関が協力する

- 事業者、個人等(従業員等)との連絡・要援護者等の確保
- 居住地(事業所)周辺の危険箇所、災害情報の確認
- 避難経路、避難地、方法の確認
- 3日以上以上の食料、飲料その他の生活必需品の備蓄
- 家具等の転倒防止
- 応急対応
- 初期消火に必要な再建材の準備
- 避難所等の柔軟性・耐火性の向上

※各自治体に応じたの防災に関する条例制定進みつつある。

各自治体の地域性に応じた防災力を強めるための条例作り

⇒行政発も大事であるが議会からの提案も進めて欲しい

【所感】

今回の研修では、近年発生している大雨等による「土砂災害」に備えるための、土砂災害防止法(被害防止のソフトウェア)中心に制定の背景と、経緯と、実際に起こった時の対処、国からの支援(財政措置)を、法律に基づいた事案等を通じて学ぶ事ができました。

本市においても、近年多発している土砂災害に対して、行政の対応が多くなる現状を通じて、法律に基づく危険区域の指定。また、災害が起きたときの国、県からの支援の仕組みについて改めて行政の取り組みを理解することができました。

現在制定されている災害対策基本法による「地域防災計画」の実効性に向けた取り組みに対して、議会の関与が少ないこともありますが、住民の命・財産を守る上で現状を知ること、実際の対応について取り組んで行くことが必要であることを感じました。

研究費 ②

領収証

2024 年 7 月 31 日

公明党

中道恭子

様

★

¥20,000

但 決算審議の現地研修基礎
決算審議の現地研修応用
資料・動画データ代として

上記正に領収いたしました

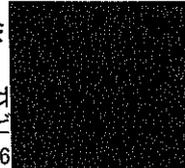
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北

大阪駅前第2ビル

TEL 050-6



研修報告書

日	時	令和6年7月31日(水) 10時～12時30分	
場	所	福岡市博多区1丁目16-14 リファレンス駅東ビル	
講	師	地方議員研究会 統括コンサルタント 川本達志 氏	
参	加	者	中道恭子 オンライン受講

地方議員研修CKセミナー【研修報告書③】

【講義】「決算審査の实地研修-基礎」

講義の内容

- ①決算ができるまで
- ②主要施策の成果に関する説明を見てみよう
- ③アウトプットとアウトカムの実例

「決算の在り方」

「予算」執行に対しての「予算」審査はその段階で終わっている。そこで「決算」審査の中で今後どうしていくのか、将来を議論、提案することが、次の予算に反映される決算審査であって欲しい。

1. 決算ができるまで

1) 地方自治体の規定

第二百三十三条

会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

- 6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要綱を住民に公表しなければならない。

※地方自治法の第233条に規定されている1項から6項に応じて

会計管理者からだされた調書により、規定された手順により「決算」を普通地方公共団体の長に提出⇒監査委員審査⇒議会の認定⇒その時点において議会の認定にあたり、主要な施策の成果を説明⇒議会の認定された決算の要綱を住民に公表しなければならない。

2) 地方自治法施行令の規定

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支と財産に関する調書が必要

第六十六条

普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。

- 2 地方自治法第二百三十三条第一項及び第五項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。
- 3 決算の調製の様式及び前項に規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

研修内容

3) 決算書(歳入)と決算書(歳出)の各調書に基づき作成

決算書(歳入)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	予算現額との差額
1	市民税	補正後の最終予算額	収入する額として実際に決定した額	実際に収入した額			マ
2	固定資産税						
3	揮発油増徴						
4	市はばこ税						
5	事業所税						
6	都市計画税						

決算書(歳出)

款	項	予算現額	多岐用途額	翌年度繰越額	不用額	予算現額との差額
1	議会費	補正後の最終予算額	出費に支出した額	翌年度へ繰り越した額		マ
2	222222					
3	333333					
4	444444					
5	555555					
6	666666					

決算書(歳入)の調書

款	項	目	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
1	市民税						
2	固定資産税						
3	揮発油増徴						
4	市はばこ税						
5	事業所税						
6	都市計画税						

決算書(歳出)の調書

款	項	目	予算現額	多岐用途額	翌年度繰越額	不用額
1	議会費					
2	222222					
3	333333					
4	444444					
5	555555					
6	666666					

(1) 決算書(歳入)

- ① 予算現額：補正後の最終予算額
- ② 調定額：収入する額として実際に決定した額
- ③ 収入済額：実際に収入した額
- ④ 不能欠損額：収入が不可能と決定した額
- ⑤ 収入未済額：収入できなかった額 $② - ③ - ④ = ⑤$
- ⑥ 予算現額と収入済み額との比較 $① - ③$

※ポイントは税の徴収率(敦賀市の令和4年度の決算状況による)
 現年度 = (合計) 99.0% 過年度 = (合計) 94.9%
 過年度分の徴収率は99.5%を目処とすること

(2) 決算書(歳出)

- ① 予算現額：補正後の最終予算額
- ② 支出済額：実際に支出した額
- ③ 翌年度繰越額：翌年度へ繰り越した額
- ④ 不用額：① - ② - ③
- ⑤ 予算現額と支出済額との比較① - ②

※不用額が余りにも大きい時は予算段階の見積もりが甘かった事は
 議会の意志決定が甘いことになる⇒予算は執行側が悪いのではなく
 議会がわるいのであってしっかりと予算をやっていく
 (執行部の甘い見積もりに対して、見抜けなかった議会に
 問題があることを認識してほしい)

4) 一般会計 (実質収支に関する調書)

区 分		金額 (千円)
1	歳入総額	184,584,064
2	歳出総額	165,106,117
3	歳入歳出差引額	19,477,947
4	(1) 繰越費請求繰越額	264,952
	(2) 繰越明許費繰越額	988,485
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	1,253,437
5	実質収支額	18,224,510
6	実質収支額のうち地方自治法第235条の2の規定による基金繰入額	0

※実質収支額の実質収支比率(%): 実質収支/標準財政規模

⇒ 令和4年度決算状況(敦賀市) 13.1%

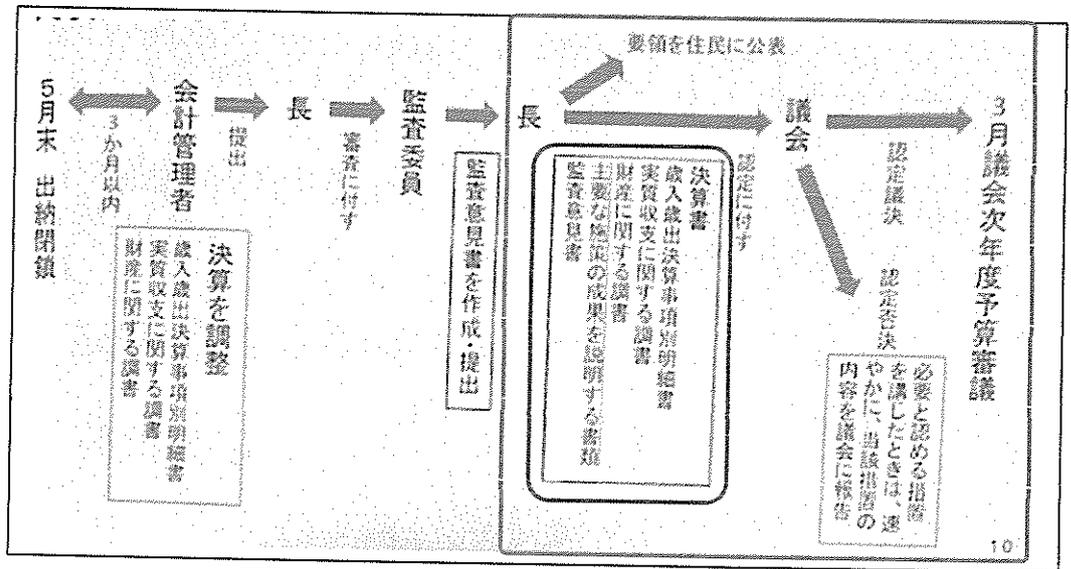
⇒ $2,201,629(\text{千円}) \div 16,864,695(\text{千円}) = 13.05(13.1)\%$

⇒ 一般的には3~7%(5~7%)が適正

⇒ 10%以上は予算を使い切れていない。

⇒ 3%ぎりぎりには他に問題があるのではないかと考える

5) 決算の流れ



6) 決算審査の視点

※議会は事業の成果と改善点を見て行く。また、財政の持続可能性(指標)を見る

地方自治法2条第1項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

①事業の成果は上がっているか。改善すべきことはないか。
(施策の効果と改善)

②持続可能な財政状況にあるか。

(財政の健全性)

③違法不当な収入・支出はないか。

(財務・財産管理・会計処理の適正性)

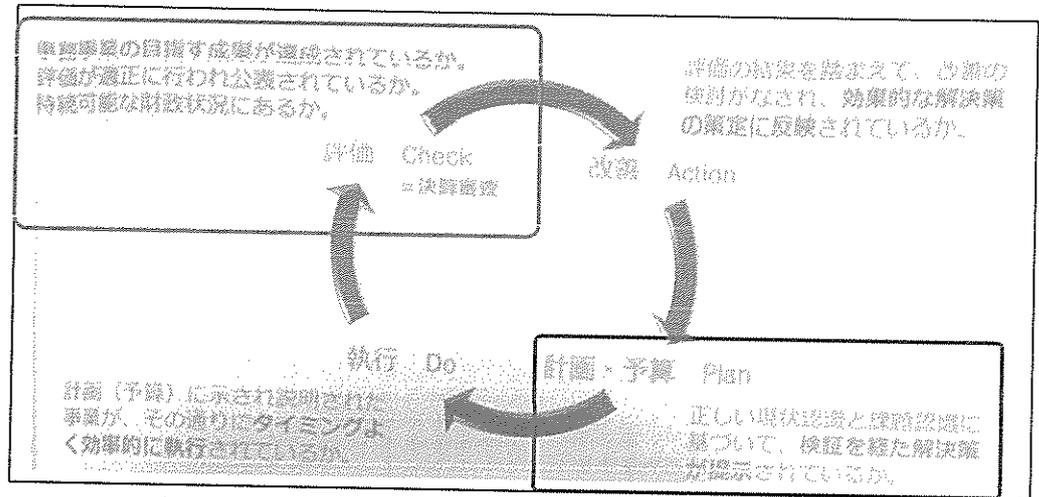
7) CAPDサイクルで考える⇒指摘が議会の機関の意志とする(提言)

※議会は予算の決定(予算審査)⇒評価(決算審査)⇒評価の結果により改善を行い⇒次の予算に反映させる。

議会は決算からスタートする⇒PDCAサイクルを考える

よって予算主義ではなく決算主義でなくてはならない。

⇒議会は機関の意志として改善(提言)進めなくてはならない



8) 予算編成の手順(時期とプロセス)

※執行部の予算作成の仕方を覚えておくべきである

① 一般財源歳入総額を推計(見込み)

② 予算編成方針(重点事業分野の指示など) ⇒各部が予算要求

③～⑦に基づいて実施

⑥ 優先順位を決めていく作業として査定を実施する。

➡ ※議会としても予算段階での内容を把握・要求すべきである
(予算要求時点で可視化することも必要)

※決算は9月実施により次年度の予算に反映させることができる

- ① 財政課長は、未年度の一般財源歳入総額を推計(見込み)する。(9～10月)
- ② 首長は、財政課長が推計した未年度の一般財源総額見込額を基に、未年度予算編成方針(重点事業分野の指示など)を各部長に対して通知する。(10月)
- ③ 財政課長は、各部長(首長の直近下位の職位)に対して、予算編成方針に基づき、未年度実施を計画する担当部の事務事業とそれらの事務事業に必要な一般財源の額をまとめて要求するように通知する。(10月～11月)
- ④ 各部長は、所属課長に各課で未年度実施すべき事務事業を財源と共にまとめて、提出するように求め、これらを取りまとめて財政課長に提出する。(11月)
- ⑤ 財政課長は、要求のあった事務事業に必要な一般財源額を積算し、推計した未年度歳入一般財源総額と比較する。(11月)
- ⑥ 各部から要求のあった一般財源総額が推計した一般財源総額より多い場合は、財政課長が各部長からヒアリングして事務事業の必要性と優先順位を判断(査定)して予算原案を作成する。その際、首長に判断を任すべき事務事業については「保留」にして市長査定に上げる。(12月)
- ⑦ 市長は、財政課長の査定結果及び保留になっている要求事務事業を審査し、必要な事務事業を決定し議会に提案する予算案を決定する。(1月)

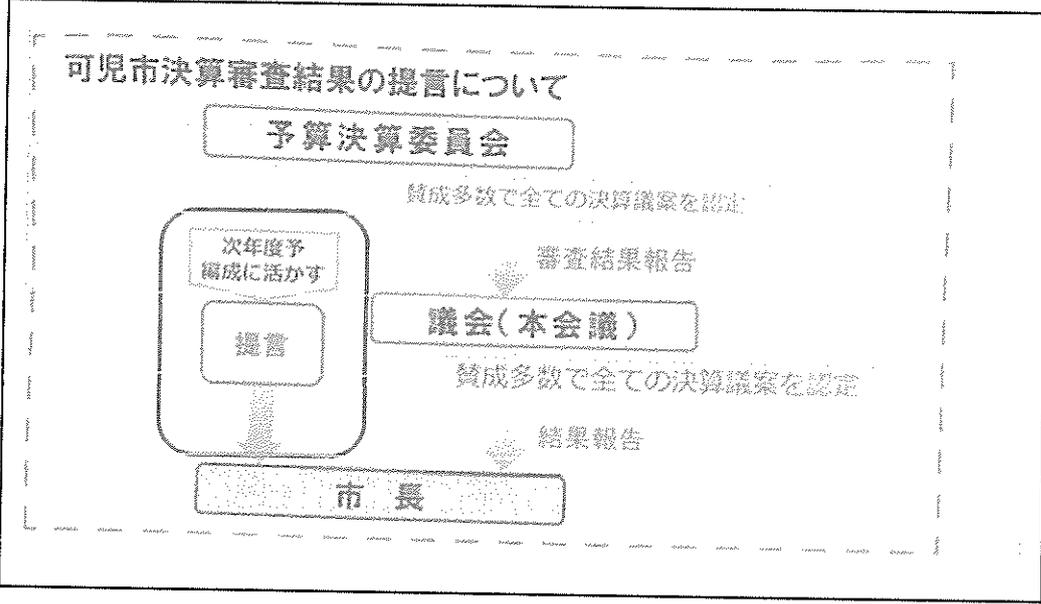
9) 決算審査と予算審査の連動をするための基礎的要件

※議会の決算審査の仕組みが予算に反映するものになっているか

- ①議会の審査の仕組みが予算に反映するものとなっているか
(決算審査時期も含めて)
- ②議会が審査を深化させる手順を用意しているか
- ③「施策の成果」が適切に確認され、決算審査資料と予算審査資料が連動しているか

10)決算審査結果の提言について(可児市の議会改革事例)

※決算審査は「認定」だけでなく「提言」も審議し審査の成果を住民に示すべき



可児市の令和4年度決算審査提言 (事例)可児市議会だより2023.5.1

どうなった? 議会からの提言

令和4年度決算審査結果について、議会からの提言を掲載しています。

1. 子育て支援

2. 子育て支援

3. 子育て支援

4. 子育て支援

11)予算決算委員会の政策サイクルイメージ

※【予算決算委員会の機能】

- ①適切な団体意思の決定、地域経営根幹への適切な関与をおこなうため、予算審査と決算審査を充実化する。
- ②市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため、所管事務調査をおこなう。

【予算決算委員会の機能】

適切な団体意思の決定、地域経営戦略への適切な関与を行うため、予算委員会と決算委員会を充実化・精緻化するとともに、予算委員会と決算委員会を有機的に連携させる。定例的に開催する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、政策立案、政策評価及び政策改善を推進するため、政策事例調査を行う。

【事例】政策・施策を評価する

一時的な事務事業評価、事業性評価は異なるが、「適切な団体意思の決定、地域経営戦略への適切な関与を行う」として、政策・施策を主な評価対象としている。政策事例(事務事業)の意義は、政策目的の達成に寄与している点、その認識、また、政策事例調査により、今後に関する重要な政策及び課題について調査結果を行う。



【市民の意思】
市民との意見交換会
議員活動・会務活動のヒアリング等

議員活動の充実と市民との意見交換会
議員活動・会務活動のヒアリング等

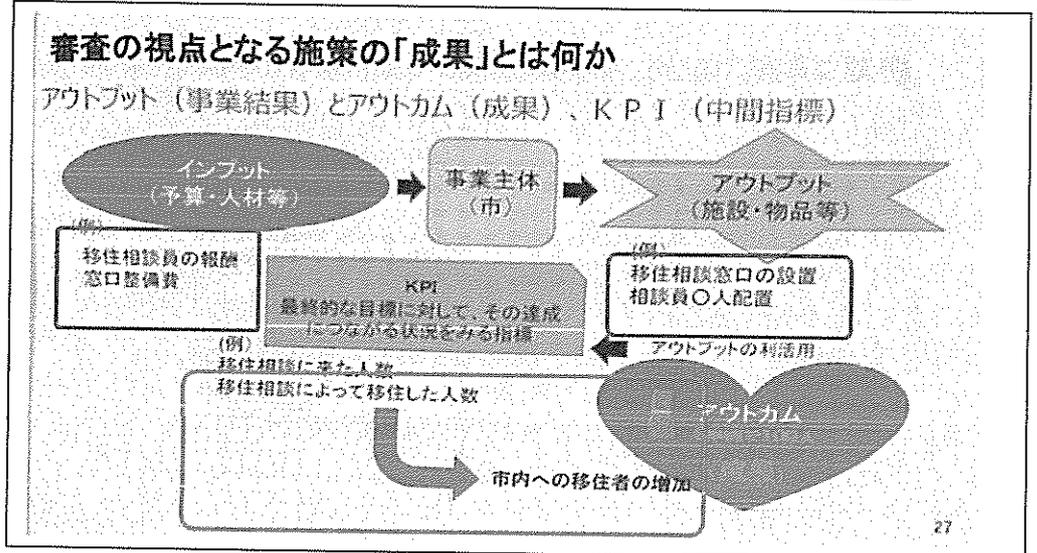
【市民の意見】

予算委員会へ

3. 審査の視点となる施策の「成果」とは何か【事例】

- 1) アウトプット(事業結果)ではなくアウトカム(成果)を出す
⇒その為のKPI(中間指標)

※成果を重視した施策の評価(成果報告書)を各市町が進めている



- 2) 別紙の資料による(事例)東広島市目的別事業群説明書(予算)と(決算)を同じシートで共有している。

「目的別事業群」とは、東広島市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」(以下、「総合計画」という。)に掲げる施策と行政経営システムにおける事務事業の中間に位置するもので、総合計画のまちづくり大綱の5つの柱である「仕事づくり」、「暮らしづくり」、「人づくり」、「活かづくり」、「安心づくり」におけるそれぞれ6つの施策の実現に向け、同じ目的を持つ事務事業をまとめたものです。

本説明書は、「目的別事業群」に係るPDCAサイクルの機能を向上させる取組みの一環として、令和4年度の予算編成段階において、60の目的別事業群シートと5つの柱それぞれを支えている分野別基盤事業シート、施策全般に共通している共通基盤事業シートを作成したもので、広く市民等と共有することを目的としています。

(事例)東広島市目的別事業群説明書【決算】

3) 事務事業カードがない場合の質疑の仕方

- ・自分が主要テーマにしている分野の事務事業の内容は、予算審議前に予め事業課に聞いておく。継続事業であれば、行政評価書(事務事業評価書)を参考とする。
- ・その際、目指す成果目標(課題解決の目標値)があれば併せて聞く。なければ、なぜないのかも聞いておく。
- ・予算質疑では、事業課から聞いた内容を踏まえて、その事業を実施することによって成果が上がる(課題が解決できる)理由(どのような検証が行われているのか)を聞く。
- ・成果目標が設定されていない場合は、その理由を尋ね、できる限り数値による目標を掲げるよう求める。
- ・定性的な事業で成果目標を設定することができないという場合は、市民アンケートによる検証をすることを提案し、考えを聞く。

【所感】

今回の研修では決算審査の現地研修【基礎編】について受講し、議会は予算主義ではなく、決算主義であること、CAPDサイクルで、次の予算に反映させる決算の取り組みの在り方について学びました。決算の不用額が余りにも大きい時は予算段階の見積もりが甘く、議会の意思決定が甘いことになる。それは執行部の甘い見積もりを見抜けなかった議会に問題があるとの厳しい指摘もありました。決算審査を「深化」させ、「認定」だけではなく「政策提言」に進化させている先進自治体の取り組みなどについても学びました。

本市においても、予算と決算審査での調書(新たな予算事業概要と主要な施策の成果に関する説明書)についての検討がされており、今回の研修は大変参考になりました。

研修報告書

日 時	令和6年7月31日(水) 14時～16時30分	
場 所	福岡市博多区1丁目16-14 リファレンス駅東ビル	
講 師	地方議員研究会 統括コンサルタント 川本達志 氏	
参 加 者	中道恭子 オンライン受講	
研修内容	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書④】 【講義】「決算審議の实地研修-応用」 講義の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体の財政は比較が全て ②政府の方向性と自分の街の決算を見る ③こういう質疑が役所を動かす <p>1. 自治体の財政は比較が全て 1) 決算審査の視点</p> <p>※地方自治法の第2条④に規定⇒持続可能な財政状況にあるか</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">地方自治法2条④ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業の成果は上がっているか。改善すべきことはないか。 (施策の効果と改善) <li style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">②持続可能な財政状況にあるか。 (財政の健全性) ③違法不当な収入・支出はないか。 (財務・財産管理・会計処理の適正性) </div> <p>2) 財政が持続可能な状況にあるか</p> <p>※「持続可能」とは。会計的に破綻するかどうかではなく、<u>住民のニーズに</u>現在、将来ともに的確に対応することができる財政状態であることをいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>単純に財政運営が破綻なく(実質収支が黒字)できればいいというものではない。</p> <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の形式的破綻はなくなった(破綻の前に国や都道府県による管理が始まるから)。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>「持続可能」とは、会計的に破綻するかどうかだけでなく、<u>住民のニーズ</u>に現在、将来ともに的確に対応することができる財政状態であることをいう。したがって、人件費、扶助費(社会保障関係経費)、公債費(起債に対する元利償還金)などの経常経費に充てる財源の割合が増加し、優先順位が高い住民ニーズに対応できていない状態も「財政が持続可能な状況」にあるとはいいがたい。</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「決算審査の視点」 地方自治法2条④</p> <p>地方公共団体は、その事務を処理をするに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> </div>

法定の決算資料では、予算書と比較して、予算の執行高が分かる程度。

会計処理上の適正性審査は、監査意見報告書によって確認できる。しかし、財政の持続可能性、改善項目について審査するためには、まずは財政分析に関する基礎知識を持つ必要がある。

そのうえで、類似の他団体と比較することによって、自団体の財政の問題点を知ることができる。

分析資料は、過年度分(4年度決算審査では3年度分)ではあるが「決算カード」と「財政状況資料集」

議会に報告されるのは「健全化判断比率」。
「健全化判断比率」って何？

類似団体と指標により、比較できる資料を総務省が提示

3) 「健全化判断比率」とは

- ①早期健全化基準を超えると⇒「財政健全化計画」の議会議決と公表
- ②財政再生基準を超えると⇒「財政再生計画」の議会議決と公表

健全化判断比率が、定められた数値を超えると、以下の措置が採られる。

早期健全化基準を超えると...

「財政健全化計画」の議会議決と公表。地方債の一般単独事業(補助金をもらわなくて実施する建設事業)の許可が制限される。

財政再生基準を超えると...

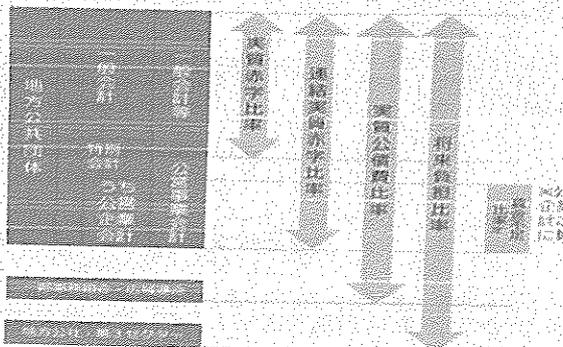
「財政再生計画」の議会議決と公表、総務大臣協議。地方債全ての公共事業等の許可が制限される。

4) 健全化判断比率とその対象会計について (説明)

- ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

健全化判断比率とその対象の会計について

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率



実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

20%以上の実質赤字比率になると、財政再生団体
財政再生基準

「一般会計等の実質赤字額」

= 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計等」(普通会計)に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

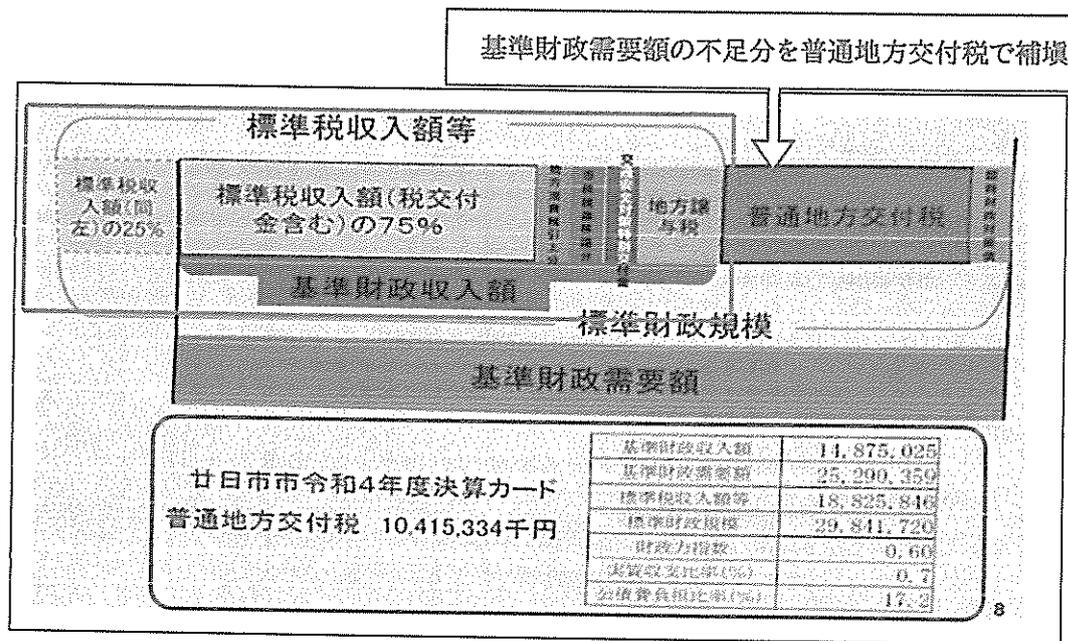
5)標準財政規模とは？

基準財政需要額は、自治体が行う仕事に要する経費を積み上げたもので、以下の要素が含まれる。

- ①基準財政収入額：自治体の徴収する税収と「地方譲与税等」の合計額。
- ②基準財政需要額：自治体が提供する標準的な行政サービスごとに必要な経費を算出して積み上げ。
- ③補正係数：各地方自治体における自然的・社会的条件等を調整する係数。
人口規模や地理的条件を考慮し、必要経費を調整する

※普通交付税の原資は所得税、法人税、酒税、消費税の一部及び地方法人税の全額で、国が徴収した国税の一部を一定の合理的基準により地方へ再配分しています。普通交付税の用途は、地方公共団体の自主的な判断に任されていて、その使い道に制限はありません。(自由に使える財源)

⇒標準財政規模とは基準財政収入額+標準税収入額の25%



6)地方交付税制度⇒下記の構成か地方財政制度の根幹

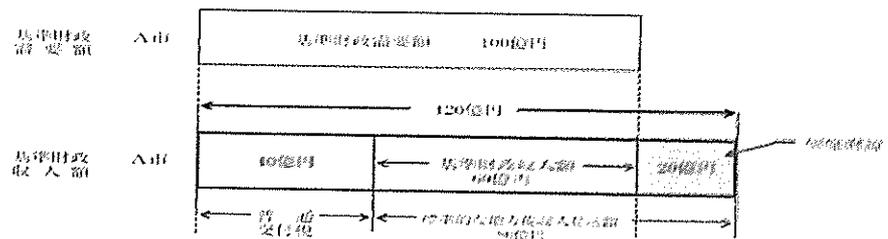
○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額
種 類：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) - 財源不足額
 基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(市調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)
 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 原則として75%

普通交付税の仕組み



7) 基準財政収入額

※標準的な地方税収入 × 原則として75/100 + 地方譲与税等

市町村		算入割合		算入内容	
普通税		(法定普通税の全て)		法定外普通税	
		市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税(交付金除く)、延産税			
税交付金	75% 算入	分離課税所得割交付金(指定都市のみ)、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金(指定都市のみ)、環境性能割交付金			
その他		市町村交付金、地方特例交付金			
地方譲与税	100% %	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税(指定都市のみ)、自動車重量譲与税			
目的税	75% 算入	事業所税		入湯税、都市計画税、水利地益税等 法定外目的税	
地方譲与税等	100% %	航空機燃料譲与税、森林環境譲与税等、交通安全対策特別交付金			

8) 収支の状況、実質収支比率

※実質収支比率とは、自治体の財政規模に対する収支の割合を示します。一般的に3~5%が適正な範囲とされています。実質収支比率が3%を下回った場合、剰余金が少なく、翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができない状況が想定されます。

【単年度収支】 基本は実質収支比率を確認すること。

※「単年度収支」とは、その年度の実質収支額から、前年度の実質収支額を差し引いたもの。単年度収支が黒字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、その年度に新たな黒字を増加させたことを意味し、赤字であった場合は過去の赤字を解消したことになる。逆に、その年度の単年度収支が赤字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、過去の剰余金の食いつぶしを意味し、赤字であった場合は赤字額がさらに累積したことになる。

区 分	令和4年度(千円)	令和3年度(千円)	
歳入総額	60,728,906①	61,290,921	
歳出総額	59,798,756②	59,745,125	
歳入歳出差引	(①-②)930,150③	1,545,796	
翌年度に繰越すべき財源	727,917④	625,986	
実質収支	(③-④)202,233⑤	919,810⑦	実質収支比率 $\frac{202,233⑤}{29,841,720}$ (標準財政規模) =0.7% 3~5%が、きつ すぎず緩すぎず、 望ましいとされ ている。
単年度収支	(⑤-⑦)-717,577⑥	781,774	
積立金	9,401⑦	928,293	
繰上償還金	-⑧	-	
積立金取崩し額	200,000⑨		
実質単年度収支	(⑥+⑦+⑧-⑨)-908,176	1,710,067	

9) 連結実質赤字比率

※連結実質赤字比率とは、公営企業会計等を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした、実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。

$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
連結実質赤字額：
一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
+
公営企業の特別会計のうち資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
-
一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
-
公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

10) 実質公債費比率(3か年平均)

※「実質公債費比率」は、平成17年度から導入され、地方公共団体の一般財源の標準的な規模に占める全部の会計の公債費や、加入している一部事務組合が負担する公債費や、公債費に準ずる債務負担行為などの、公債費に準ずる経費の比率のことです。実質公債費比率については財政健全化法により早期健全化基準(基準値25.0%)と、財政再生基準(基準値35.0%)の二つの基準値が定められています。

$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}}$
早期健全化基準=25% 財政再生基準=35% 起債の許可が必要な基準=18%
準元利償還金：
○満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
○一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
○組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
○債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
○一時借入金の利子

11) 将来負担比率

※一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の財政規模に対する比率を表します。この比率が高い場合は、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

将来負担額－(充当可能基金額+特定財源見込み額+地方債現在高に係る基準財政需要額)

標準財政規模一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額

早期健全化基準=市町村350%、都道府県400%

将来負担額:次の各項目の合計額

- 一般会計等の当該年度前年度末における地方債残高
- 債務負担行為に基づく支出予定額
- 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込み額
- 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還額に充てる当該団体からの負担等見込み額
- 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、そのものために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・会計状況を助案した一般会計の負担見込額
- 連結実質赤字額
- 組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込み額

健全化判断比率は、国の指導又は管理を受けるかどうかの判断基準にしか過ぎない。

議会としては、本来の意味の財政の持続可能性を保つ観点から、自治体経営への監視と提言を行うべき。

財政状況の客観的な分析と把握が必要

※客観的財政状況を見る⇒基本は中期財政計画を執行部に作成させる
⇒執行部は中長期の計画がなければ将来にわたる予算計画はできない

現在＝財政状況の分析⇒総務省の統計資料を活用する

決算カード、財政状況資料集の活用
活用するためには一定の知識が必要

将来＝中期財政計画を執行部に作成させる

中期財政収支見通しと財政計画
建設事業や公債管理、定員・人件費管理は、中長期的な検討が必要
市民、議会と市長が基本的な情報と方針を共有するためのもの

12)中期財政計画① 地方財政法 第4条の2

※地方財政法第4条の2に地方公共団体は予算を編成して当年、翌年度以降における財政の状況も考慮して、健全な運営を損なうことがないようにする。

地方財政法（地方公共団体における年度間の財政運営の考慮）

第4条の2 地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。

1 目的

事業継続可能な健全な財政運営を実現するため

2 方法

- ①財政収支見通し作成
- ②健全化又は健全性維持のために必要な課題を抽出
(歳入確保対策、歳出削減対策)
- ③課題に対する方針、数値目標を設定
- ④毎年度の予算編成方針策定前にローリング

13)中期財政計画② ⇒毎年財政の状況をローリング(変化に合わせ短い
タイミングで更新していく手法)

3 議会審査の視点

○現状の財政分析

決算カード、財政状況資料集等による分析(後述)

○中期財政見通しのローリング

中期財政見通しのローリング資料による確認

○財政運営方針・数値目標の達成度確認

未達成項目についての質疑・確認

○予算編成方針への反映

提言や付帯決議

14)決算カード見方(歳入の状況)

※**經常一般財源**(毎年入手できる財源)で自由に使えるお金

目的税は一般財源には使えない(使用の目的が決まっているお金)

○「**經常一般財源**」=税+地方交付税+地方譲与税+各交付金

一般財源=使途が定められていない財源(自由に使えるお金)

經常一般財源=毎年決まって入ってくる自由に使えるお金

地方交付税のうち特別地方交付税は臨時的財源

使用料、手数料、財産収入のうち、**經常的に**収入され自由に使用できる部分
は一般財源

○「**特定財源**」=補助金+地方債+手数料・使用料

使途が決められている財源(自由に使えないお金)

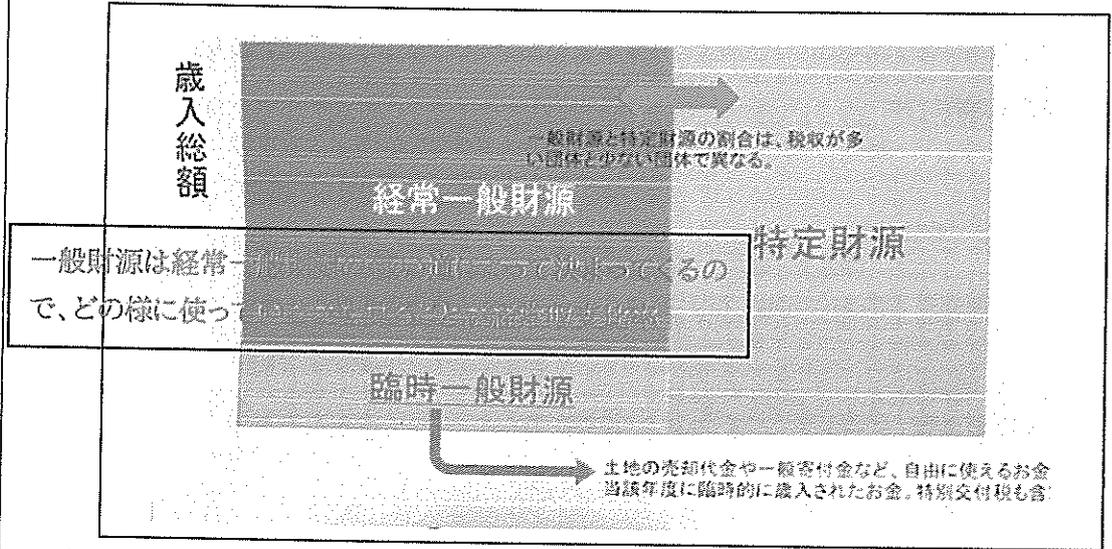
(例外)臨時財政対策債

=地方交付税の不足分を賅う財源なので一般財源扱い。

(1)決算カードの一例

The image shows a complex financial statement table with multiple columns and rows. The header section includes categories like '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure). The table contains numerous numerical entries, likely representing budgetary figures in Japanese Yen. The layout is typical of a detailed fiscal report used for auditing and transparency.

(2) 一般財源と特定財源(自由につかえるかどうかの分類)



(3) 決算カードの見方(歳出の状況)

○「市町村類型」

地方公共団体を、人口と産業構造で大まかに分類したもの。同じ分類の団体と比較することで、自団体のより客観的な財政状況が見えてくる。

○「性質別歳出状況」

歳出を、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、操出金、積立金、投資・出資金・貸付金、投資的経費に分類したもの

他団体と比較するために性質別で分類したもの。歳出の傾向が分かる。

○「経常収支」

経常一般財源収入に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年決まって支出される経費の収支。支出の比率(経常収支比率)が高くなるほど、財政運営の自由度は低くなる。

収支状況

市町村類型		性質別歳出状況		経常収支	
市町村	類型	項目	金額	項目	金額
東京都	特別区	人件費	1000000	経常収入	1000000
東京都	特別区	扶助費	500000	経常支出	500000
東京都	特別区	公債費	200000	経常収支比率	50%
東京都	特別区	物件費	300000		
東京都	特別区	維持補修費	100000		
東京都	特別区	補助費	100000		
東京都	特別区	操出金	100000		
東京都	特別区	積立金	100000		
東京都	特別区	投資・出資金・貸付金	100000		
東京都	特別区	投資的経費	100000		
東京都	特別区	経常収入	1000000		
東京都	特別区	経常支出	500000		
東京都	特別区	経常収支比率	50%		

(5) 経常収支比率の内容【歳入】⇒経常一般財源(自由に使える財源)

● 経常収支比率の内容

令和4年度日南市決算カードより【歳入】

区分	決算額	増減比	前年度	増減	増減率
歳入	16,391,563	214	13,515,449	2,876,114	21.3%
地方譲与税	242,792	0	242,792	0	0%
国庫交付金	7,790	0	7,790	0	0%
国庫補助金	84,343	0	84,343	0	0%
国庫補助金	56,738	0	56,738	0	0%
地方交付金	2,741,844	4	2,741,844	0	0%
地方交付金	62,410	0	62,410	0	0%
特別地方交付金	10	0	10	0	0%
国庫補助金	36,816	0	36,816	0	0%
国庫補助金	206,476	0	206,476	0	0%
国庫補助金	173,132	0	173,132	0	0%
国庫補助金	168,232	0	168,232	0	0%
国庫補助金	4,870	0	4,870	0	0%
国庫補助金	11,442,907	16	10,415,324	1,027,583	9.8%
国庫補助金	10,415,324	17	9,272,536	1,142,788	12.3%
国庫補助金	162,242	0	162,242	0	0%
国庫補助金	27	0	27	0	0%
国庫補助金	31,547,386	24	28,999,799	2,547,587	8.8%

自由に使える財源(一般財源)収入の主なものは、法に基づき交付されたもので、毎年決まって入ってくるが、額がある。また、年度によって次第に変動はしている。

一方、毎年決まって支出しなければならない経費(人件費、公債費、扶助費など)は自治体によって変わる。これが大きいと自治体の財政の余力がなくなる。財政の弾力性が低い。

(6) 経常収支比率の内容【歳出】⇒経常経費充当一般財源等

⇒毎年度決まって出ていく経費に充てる経常一般財源

経常収支比率(財政運営にどれだけの余力があるか(財政の弾力性)の指標

○経常経費充当一般財源/経常一般財源等収入

○毎年決まって出て行く経費に充てる経常一般財源(自由に使えるお金)/毎年決まって入ってくる一般財源(自由に使えるお金)

令和4年度日南市決算カードより【歳出】

区分	決算額	増減比	前年度	増減	増減率
経費	10,061,369	168	8,879,595	1,181,774	13.3%
職員給与	6,416,931	107	5,824,209	592,722	10.2%
助費	11,998,426	201	3,342,081	8,656,345	259.0%
消費	6,462,519	10.8	6,267,956	194,563	3.1%
燃料費	6,232,405	10.4	6,040,759	191,646	3.2%
借入金金利	230,166	0.4	227,229	2,937	1.3%
借入金利息	0	0.0	0	0	0%
職務的経費計	28,595,325	47.3	18,469,652	10,125,673	54.9%
物件費	8,768,163	14.7	5,404,770	3,363,393	62.2%
維持補修費	608,222	1.4	596,326	11,896	2.0%
補助費等	5,071,795	8.5	4,420,264	651,531	14.7%
多額一般事務組合費	18,777	0.0	18,777	0	0%
借入金	4,059,405	6.8	3,262,361	797,044	24.4%
借入金	2,192,933	3.7	1,728,069	464,864	26.9%
貸付金	451,690	0.8	73,330	378,360	516.1%
貸付金	9,921,223	16.6	1,571,374	8,349,849	531.6%
うち人件費	347,800	0.6	347,800	0	0%
経費	9,416,602	16.1	1,358,896	8,057,706	593.1%
うち補助	3,930,683	6.6	283,700	3,646,983	1283.3%
うち甲種	5,237,054	8.8	1,099,448	4,137,606	376.3%
災害復旧事業費	392,621	0.5	767,478	-374,857	-48.8%
災害対策事業費	0	0.0	0	0	0%
借入金	59,798,786	100.0	35,437,366	24,361,420	68.8%

毎年決まって出ていく経費に充てる経常一般財源(自由に使えるお金)

毎年決まって入ってくる一般財源(自由に使えるお金)

財政運営にどれだけの余力があるか(財政の弾力性)の指標(経常収支比率)

15) 「決算カード」と「財政状況資料集」を起点に中長期的な財政計画の作成・公表と説明について問う

・中長期の財政計画が必要な理由

人口減少は税減収につながる。

超高齢化は社会保障費の急増を余儀なくされる。

公共施設の過剰状態、老朽化に対応していかなければならない。

地方創生(地域産業の再生と人口の自然増と社会増)という挑戦も継続していかなければならない。

自然災害に対して常に準備しておかなければならない。

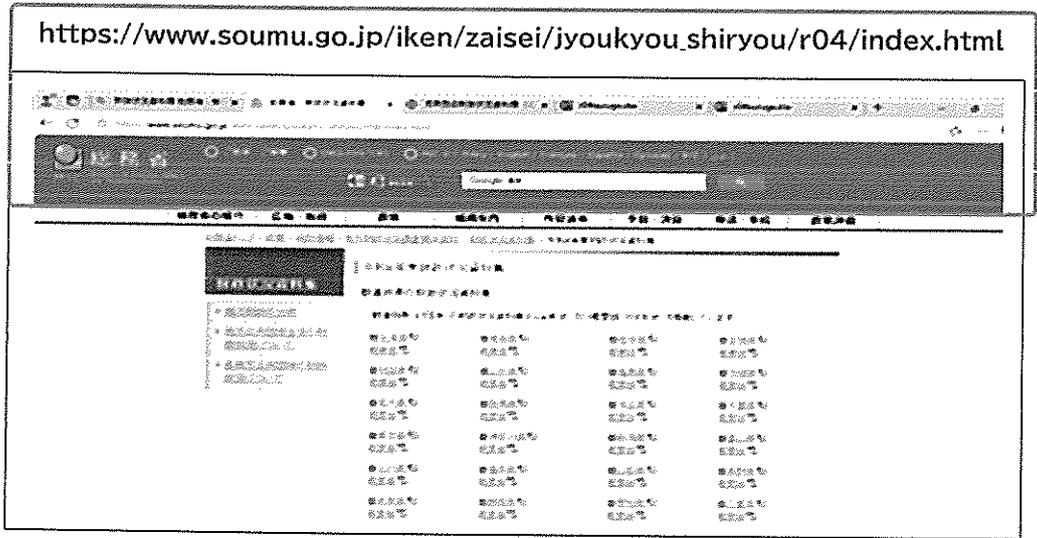
感染症という新たな危機にも対応していかなければならない。

その認識のもとに中長期の財政運営計画を策定しているか？

(財政運営をコントロールするための指標を持っているか?)

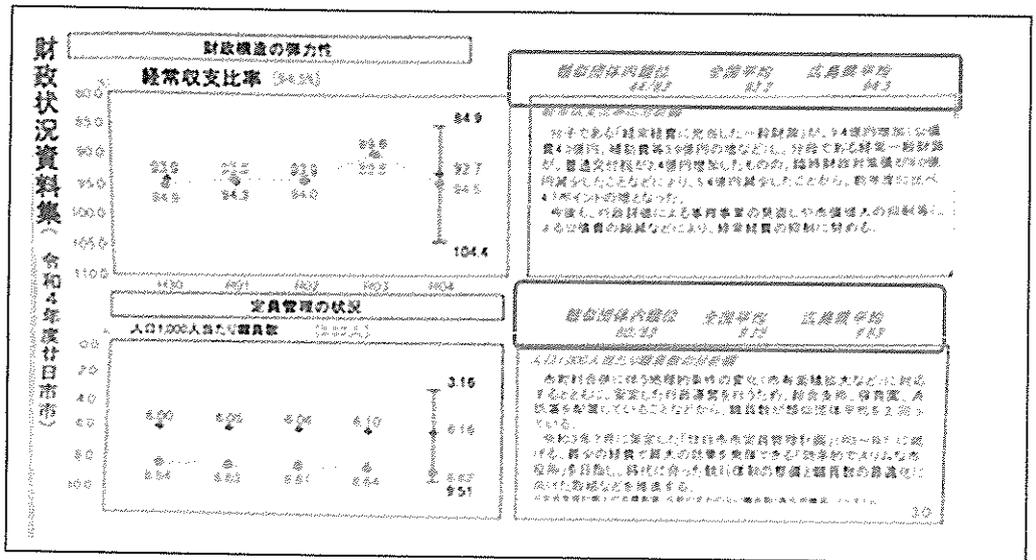
16) 財政状況資料集(総務省HP)の閲覧

https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou_shiryou/r04/index.html

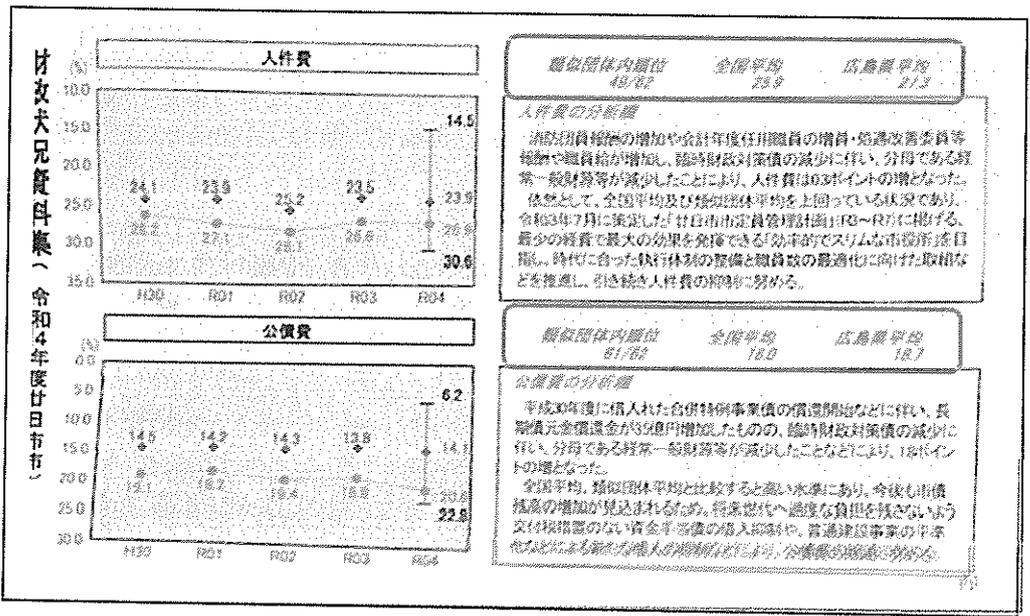


(1) 財政構造の弾力性⇒経常収支比率・定員管理の状況

※経常収支比率成果(成果報告書)を他市町の比較ができ、自市が置かれている状況の把握ができる。⇒ 執行部に将来的な方向性を確認する上で必要なデータとなる。



(2) 人件費・公債費



(2)類似団体の定員比較一覧事例(定員比較)

甘日市市 類似団体(Ⅲ-3)定員比較

	一 般 行 政			教 育	用 防	普 通 会 計 計	公 営 企 業 等 会 計	合 計
	一般管理	関係関係	一般行政計					
甘日市市	491	317	808	88	179	1,055	53	1,108
岩国市	618	324	942	110	0	1,052	267	1,319
諫早市	491	179	670	63	0	793	129	882
小樽市	415	290	705	103	241	1,049	679	1,728
倉津若松市	503	228	731	114	0	845	121	966
富士見市	292	293	495	63	0	538	49	607
成田市	453	390	843	115	242	1,239	80	1,325
國分寺市	325	226	551	79	0	630	42	672
多摩市	366	275	640	135	0	775	66	841
伊勢市	371	316	687	106	200	993	531	1,524
生駒市	280	221	501	120	133	754	80	849
米子市	451	327	778	44	0	822	200	1,022
大牟田市	346	227	573	63	130	766	92	858
野原市	323	249	577	135	141	853	122	975
長岡市	528	210	738	92	166	996	142	1,138

【所感】

今回の研修では決算審議の現地研修【応用編・財政分析】について受講し、決算審査の視点から、持続可能な財政状況を見分ける「財政の健全性」について学びました。「持続可能」とは、会計的に破綻するかどうかではなく、住民ニーズに現在、将来ともに的確に対応することができる財政状況であることを言います。また、決算資料だけでは、予算書と比較をして予算の執行高がわかる程度であり、財政の維持可能性、改善項目について審査することはできません。財政分析に関する基礎知識と、類似他団体と比較するための「決算カード」、「財政状況資料集」による財政の見分け方について学びました。

特に、議会に報告される「健全化判断比率」とその対象となる各比率の構成と意味合い、「決算カード」に表される、歳入・歳出の状況と、それによる「経常収支比率」「収支状況」などの基本構成と、議会としての質問、提案等の在り方についても学ぶことができました。

今回の研修は、財政に関する専門用語が多く、一度には理解が困難ですが、年度ごとの本市の決算状況などを他市町と比較確認し、本市の財政の健全化につなげることができるように更に学びを深めてまいります。

研修費 ③

領収証

2024 年 8 月 1 日

公明党 中道恭子

様

★

¥20,000

但 子ども子育て政策
公共施設マネジメント政策
資料・動画データ代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市

大阪駅前第2ビル

TEL 050-6

研修報告書

日	時	令和6年8月1日(木) 10時～12時30分	
場	所	福岡市博多区1丁目16-14 リファレンス駅東ビル	
講	師	地方議員研究会 黒瀬雄大氏 (元大阪府交野市議会議員)	
参	加	者	中道恭子 オンライン受講

研修内容

地方議員研修CKセミナー【研修報告書⑤】
【講義】「選ばれる自治体へのこども子育て政策」

講義の目的

- ①子育て支援がなぜ大事かがわかる
- ②子育て支援のこれまでの失敗の経緯がわかる
- ③国の方針がわかる
- ④子育て支援で、自治体ができること、できないこと
(国がやるべきこと)がわかる
- ⑤地方議員としてできることがわかる

講義の内容

<p>こども家庭庁ななぜできたのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁って何 ・これまでの子育て施策の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り行政 ・少子化の現状 ・こどもの貧困問題 ・児童虐待 <p>知っておきたいこどもの貧困のリアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困の連鎖 ・貧困の連鎖を断ち切る施策 ・ヤングケアラーとは 	<p>何をやればよい？子育て支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども園によるおもつ回収 ・いじめの市長部局の介入 ・送迎ステーション ・こども医療費の無償化 ・給食費の無償化 ・習い事・塾代助成 <p>こども未来戦略とこども子育て支援加速化プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども未来戦略方針
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1. こども家庭庁の役割と政策

1) こども家庭庁って何？

※2023年4月に「こども家庭庁」が発足⇒背景：少子化等の様々な課題に対応するための組織が縦割りで対応できなかった。

<p>縦割り行政</p>	<p>少子化問題</p> <p style="text-align: center;">2023年</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">出生数</td> <td style="text-align: center;">合計特殊出生率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">72.7万人</td> <td style="text-align: center; font-size: 24px;">1.20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 12px;">↓ 4.3万人減 (前年対比)</td> <td style="text-align: center; font-size: 12px;">↓ 0.06減 (前年対比)</td> </tr> </table>	出生数	合計特殊出生率	72.7万人	1.20	↓ 4.3万人減 (前年対比)	↓ 0.06減 (前年対比)
出生数	合計特殊出生率						
72.7万人	1.20						
↓ 4.3万人減 (前年対比)	↓ 0.06減 (前年対比)						
<p>こどもの貧困問題</p>	<p>児童虐待</p> <p>全国の児童相談所が2022年度に子どもの虐待について受けた相談は、21万9170件（速報値）で過去最多を更新した。22年度は前年度より1万1510件増えた。こども家庭庁が公表した。</p>						

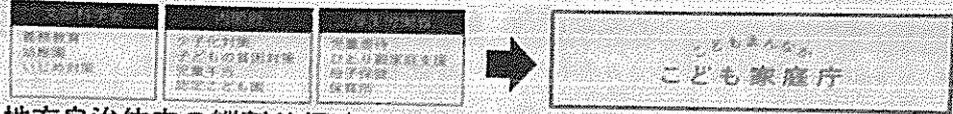
2) 課題① 縦割り行政

※国のこども政策は、古くから縦割り行政となっていた

⇒こども家庭庁はこれらを一元化する役割が期待されている。

●ポイント:地方自治体も、こども政策は縦割りです。特に教育委員会と市長部局は文化が違い、職員の考え方そのものから異なる。

国の省庁の再編



地方自治体内の縦割り行政

教育委員会



市長部局



チェックポイント

地方自治体も、こども政策は縦割りです。特に教育委員会と市長部局は文化が違い、職員の考え方そのものから異なります。

こども政策を一元化した自治体:教育委員会と市長部局にまたがっているこども政策の一元化する自治体が増えている。教育委員会にまとめる例(箕面市)と、市長部局にまとめる例(明石市)

大阪府箕面市

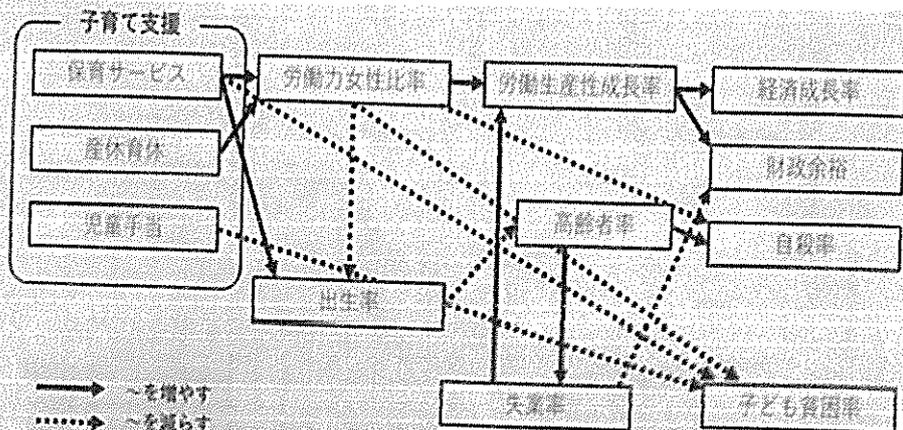
箕面市では、教育委員会に子どもに関する全ての施策を一元化しています。この都市は大きな組織改編を3度実施し、「子どもに関することはすべて教育委員会」との方針を採用しています。具体的には、就学前の子どもを一元化し、幼稚園、保育所、在宅保育のすべての0~5歳児を教育委員会で一元的に見る体制を整えています。さらに、教育・福祉など子ども関連のデータも教育委員会に一元化し、この情報の集約によって、子どもの支援や見守りが行われています。

兵庫県明石市

平成24年度から待機児童解消の取組として、保育施設の環境整備を始め、幼稚園の預かり保育や認定こども園化を推進することも含め、幼稚園の業務を補助執行により**市長部局こども未来部（現こども局）こども育成室**に集約。幼稚園担当職員を市長部局へ併任配置し、保育所担当と連携して採用等の人事業務を効率化。就労世帯児童の受け入れなど、公立幼稚園の**保育機能を大幅に強化**。また、幼稚園1号児童のうち就労世帯児童の入所手続きについて、保育所・認定こども園の選考ノウハウを用いて実施。窓口でも幼稚園を紹介し、保育施設の選択肢としてPR。幼稚園・保育所・認定こども園の業務を集約したことで、コロナ対策など、各施設へ一体的な対応することができ、業務が効率化。

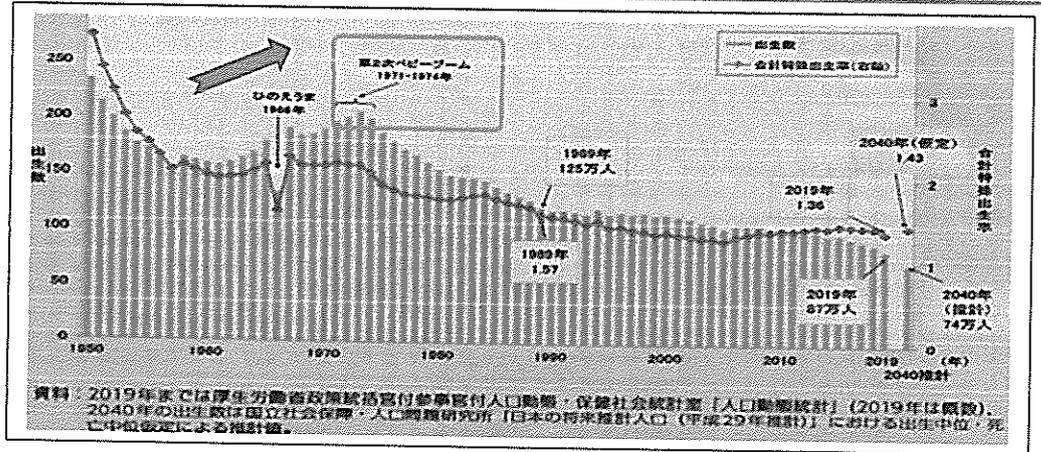
3) 課題② 少子化の現状

※この図は、複数の統計分析の主な結果を一つのフローチャートとしてまとめたもの。主に2000年代の先進諸国で見られた平均的な傾向を矢印で表している。



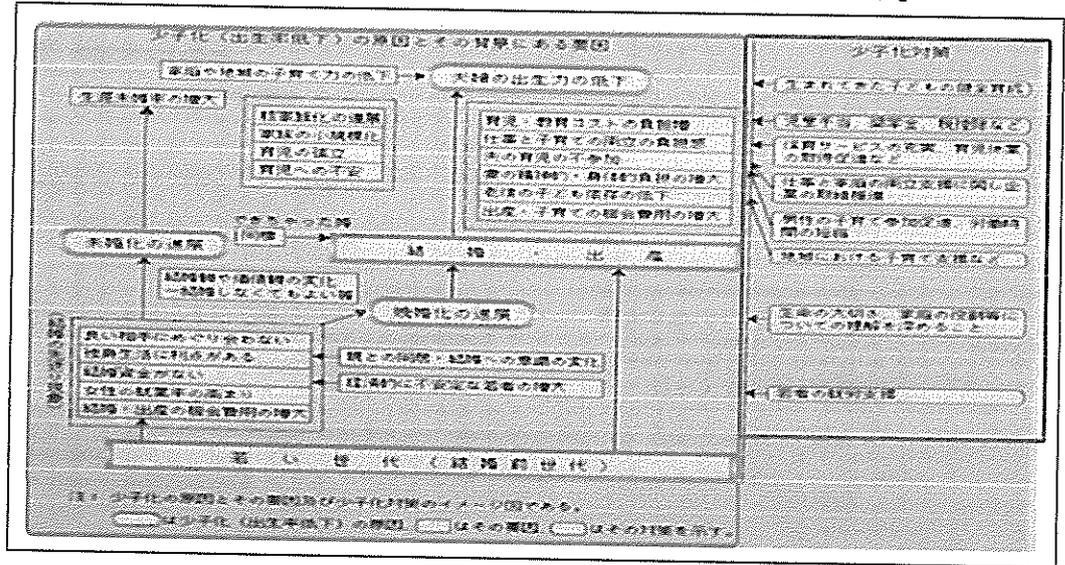
4) 課題② 少子化の現状

第2次ベビーブーム以降、出生数は右肩あがり、出生数多少改善しても女性の数自体が減少しており、少子化は止められない。



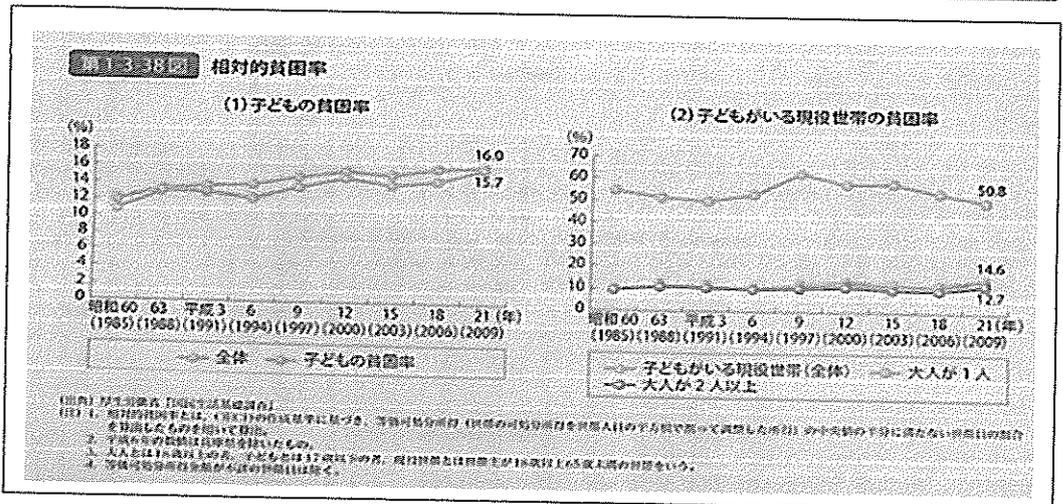
5) 課題② 少子化の原因

晩婚化、未婚化、出生力の低下が少子化の原因とされている。



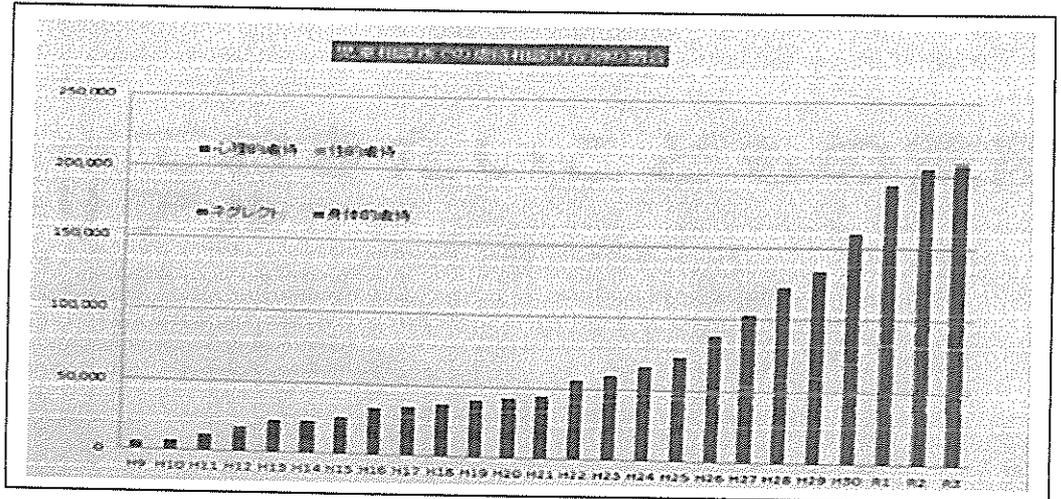
6) 課題③ 子どもの貧困問題

相対的貧困率は増加傾向。ひとり親世帯の半数が、可処分所得中央値の半分以下の貧困状態



7) 課題④ 児童虐待

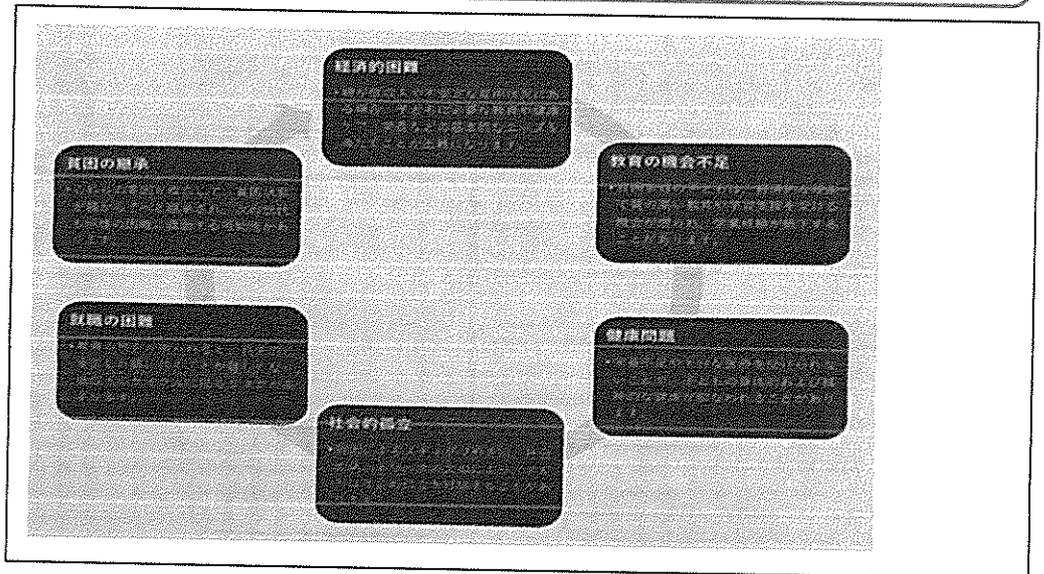
※児童相談所での虐待相談件数は増加しています。但し、過去見過ごされてきた虐待が表に出てきた側面があり、悪いことだと言い切れません。



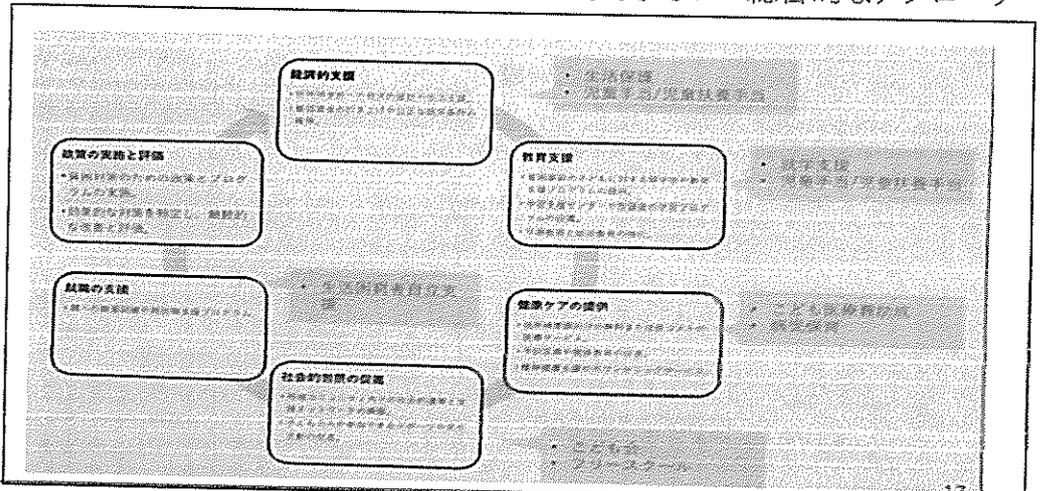
8) 知っておきたいこどもの貧困のリアル

【貧困の連鎖】

※「貧困の連鎖」とは、一世代から次の世代へと貧困状態が繰り返し引き継がれる現象を示します。連鎖により、貧困が長期化、家族コミュニティ、さらには社会全体に深刻な歪曲を及ぼしている。



【貧困の連鎖を断ち切る施策】 ※とめるには多角的かつ総合的なアプローチ



9) ヤングケアラーとは

※家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け家事や家族の世話、介護、感情面、家計支援のサポートなどをおこなっている18未満の子ども

ヤングケアラーの数

学年	世話をしている家族が「いる」割合
小学6年生	6.5%
中学2年生	5.7%
高校2年生	4.1%
大学3年生	6.2%

令和2、3年度厚生労働省調査

何が問題か

1. 学業や趣味の制約: 介護や家事の負担により、学業や趣味、友人との交流など、普通の生活が難しくなる場合がある。
2. 精神的負担: 介護の責任や家庭の状況を理解することのできない周囲との摩擦、自分の時間を持てないストレスなどが心に負担となる。
3. 将来への不安: 学業を続けることが難しく、進学や就職に影響が出る可能性がある。
4. 身体的な負担: 物理的な介護が行う場合、体への負担が大きい。

必要な支援

1. 情報提供: ヤングケアラーが直面する問題やサポートについての情報提供。
2. 心のケア: カウンセリングやメンタルケアの提供。
3. 教育機関との連携: 学校や教育機関がヤングケアラーの状況を理解し、サポートできる体制の構築。
4. リフレッシュの機会: レクリエーションや交流の場を提供し、リフレッシュの機会を持たせる。
5. 実際の介護サポート: 一時的に介護を代わってもらえるサービスや、介護技術の研修など。

市でできること

1. 実態調査: まず、ヤングケアラーの実態についてアンケート調査を行う。
2. 気づく体制を整える: ヤングケアラー自身は、ヤングケアラーであることを隠そうとする傾向があります。早期発見の体制を整えます。
3. ヤングケアラーコーディネータを配置する: ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能を強化

【ヤングケアラー数】

※調査対象:世話をしている家族が「いる」割合

小学6年生	6.5%
中学2年生	5.7%
高校2年生	4.1%
大学3年生	6.2%

令和2、3年度厚生労働省調査

4. 「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無
「ヤングケアラー」の定義を示したうえで、該当すると思われる子どもの有無について聞いたところ、「いる」が中学校で46.6%、全日制高校で49.8%となっている。

図表-41 「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無

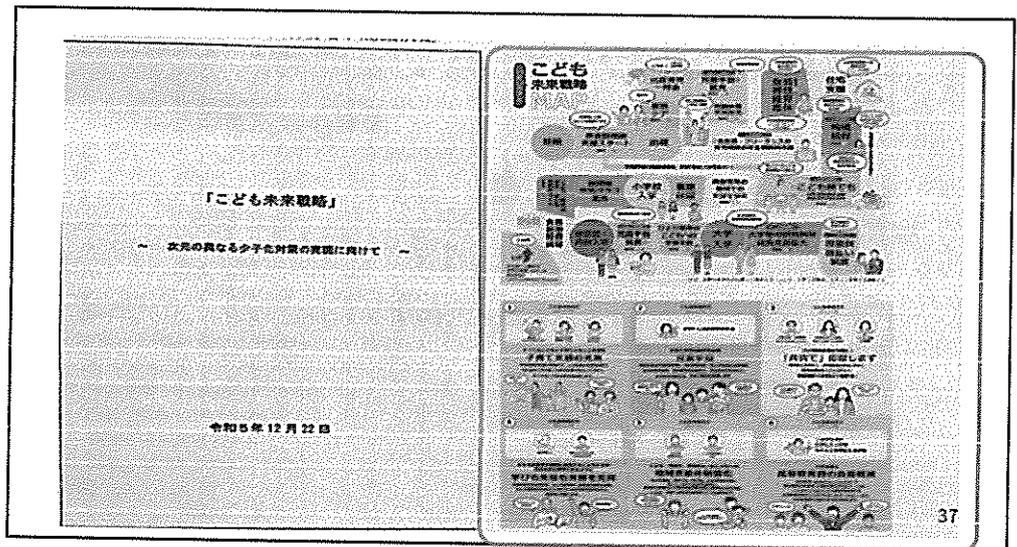
	調査数 (n=)	いる	いない	分からない	無回答
中学校	754	46.6	34.0	19.4	0.1
全日制高校	249	49.8	16.5	33.3	0.4
定時制高校	27	70.4	11.1	18.5	0.0
通信制高校	35	60.0	8.6	31.4	0.0

【必要な支援】

1. 情報提供
2. 心のケア
3. 教育機関との連携
4. リフレッシュの機会
5. 実際の介護サポート

1. 情報提供: ヤングケアラーが直面する問題やサポートについての情報提供。
2. 心のケア: カウンセリングやメンタルケアの提供。
3. 教育機関との連携: 学校や教育機関がヤングケアラーの状況を理解し、サポートできる体制の構築。
4. リフレッシュの機会: レクリエーションや交流の場を提供し、リフレッシュの機会を持たせる。
5. 実際の介護サポート: 一時的に介護を代わってもらえるサービスや、介護技術の研修など。

14) こども未来戦略とこども子育て支援加速化プラン



こども子育て政策の課題

1. 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない
2. 子育てしやすい社会環境や子育てと両立しやすい職場環境がある
3. 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感がある

3つの基本理念

1. 若い世代の所得を増やす
2. 社会全体の構造・意識を変える
3. 全てのこども・子育て世代を切れ目なく支援する

加速化プラン 今後3年間の取り組み

<p>①若い世代の所得を増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当 所得制限撤廃 支給期間延長 高等教育(大学等) 授業料減免拡大 出産 出産一時金増額 働く子育て世帯の収入増 雇用保険適用拡大 住宅 子育て世帯優先入居住宅 	<p>②社会全体の構造や意識を変える</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児取得率引き上げ 「親と子のための選べる働き方制度」 時短勤務時の給付 <p>③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊婦・出産時から0～2歳の支援を強化 「こども横でも通園制度」を創設 保育所・塾の拡大から質の拡大へ
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【所感】

今回の研修は「選ばれる自治体へのこども子育て政策」について受講しました。2023年4月に国は縦割り行政では対応できない様々な課題に対応するため「こども家庭庁」を発足させました。その背景にあるとされる課題として「少子化問題」、「こどもの貧困問題」、「児童虐待」、「ヤングケアラー」などについての現状と効果的とされている自治体の施策について学びました。特に、こどもの貧困については、人数の増減だけではなく、細かく見ていくと「ひとり親家庭」の貧困が50%にもなっている現状があり、そこに焦点を当てた施策が必要なこと。また、ヤングケアラーについては、子どもの調査では、20人に1人の当事者がいるが、大人から見えていないことによって必要な支援や配慮につながらない実態があることなど。早期発見のための実態調査や研修、支援体制整備のための国の補助事業の紹介などもあり大変勉強になりました。本市では、令和6年度末に子ども計画を作成し、新年度からは「子ども家庭センター」が開設しますが、今回の研修を本市の子育て支援施策の更なる推進につなげることができるように取り組んでまいります。

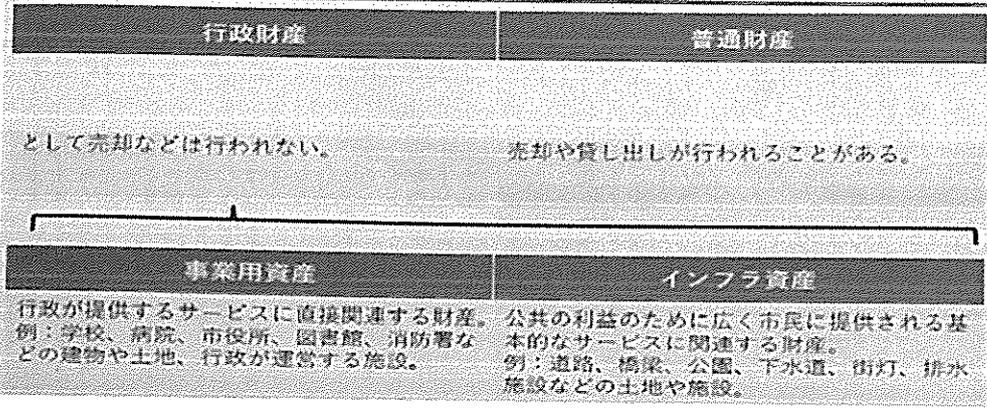
研修報告書

日 時	令和6年8月1日(木) 13時30分～16時00分
場 所	福岡市博多区1丁目16-14 リファレンス駅東ビル
講 師	地方議員研究会 黒瀬雄大 氏 (元大阪府交野市議会議員)
参 加 者	中道恭子 オンライン受講

研修内容	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書⑥】</p> <p>【講義】「老朽化に立ち向かう公共施設マネジメント政策」</p> <p>講義の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>自治体は多くの公共施設を持っていますが、予算や決算にはできません。 公共施設のマネジメントについて、基礎から学ぶ。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共施設のマネジメントはなぜ必要か ② 公共施設等総合管理計画 ③ 公共施設をかしこく更新しよう ④ 公共施設関連の財政措置 <p>講義の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>公共施設マネジメントはなぜ必要か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の自治体が直面する2つ課題 ・市町村が保有する固定資産の全体像 ・社会資本の老朽化の現状と将来予測 ・インフラ施設の老朽化と将来予測 ・社会資本の老朽化のもたらす事故 <p>公共施設等総合管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化計画の体系 ・公共施設等総合管理計画 ・将来の必要経費 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>公共施設をかしこく更新しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校統廃合の基本的な考え方 ・学校統合の課題への対応と成果 ・AIによる水道管劣化診断 ・ガス会社との共同工事 ・公民連携 ・施設カルテ <p>公共施設関連の財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政措置と公共施設管理 </td> </tr> </table> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共施設のマネジメントはなぜ必要か <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本の自治体が直面する2つの課題 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※今後、日本の自治体が直面するのは、人口減少と公共施設の老朽化の2つの課題がある</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>人口減少</p> <p>1.財政圧力の増加: 人口減少により税収が減少し、同時に老朽化した施設の維持・修繕には多額のコストがかかるため、自治体の財政に大きな圧力がかかります。</p> <p>2.サービス提供の困難: 人口が減る地域では、公共施設を維持するだけの税収が得られなくなり、住民へのサービス提供が困難になる可能性があります。</p> <p>3.地域コミュニティの衰退: 公共施設が集まる場所は地域コミュニティの中心であることが多いため、これら施設の老朽化や閉鎖は、地域コミュニティの活動の衰退を招く恐れがあります。</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>公共施設老朽化</p> </td> </tr> </table> </div> 	<p>公共施設マネジメントはなぜ必要か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の自治体が直面する2つ課題 ・市町村が保有する固定資産の全体像 ・社会資本の老朽化の現状と将来予測 ・インフラ施設の老朽化と将来予測 ・社会資本の老朽化のもたらす事故 <p>公共施設等総合管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化計画の体系 ・公共施設等総合管理計画 ・将来の必要経費 	<p>公共施設をかしこく更新しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校統廃合の基本的な考え方 ・学校統合の課題への対応と成果 ・AIによる水道管劣化診断 ・ガス会社との共同工事 ・公民連携 ・施設カルテ <p>公共施設関連の財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政措置と公共施設管理 	<p>人口減少</p> <p>1.財政圧力の増加: 人口減少により税収が減少し、同時に老朽化した施設の維持・修繕には多額のコストがかかるため、自治体の財政に大きな圧力がかかります。</p> <p>2.サービス提供の困難: 人口が減る地域では、公共施設を維持するだけの税収が得られなくなり、住民へのサービス提供が困難になる可能性があります。</p> <p>3.地域コミュニティの衰退: 公共施設が集まる場所は地域コミュニティの中心であることが多いため、これら施設の老朽化や閉鎖は、地域コミュニティの活動の衰退を招く恐れがあります。</p>	<p>公共施設老朽化</p>
<p>公共施設マネジメントはなぜ必要か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の自治体が直面する2つ課題 ・市町村が保有する固定資産の全体像 ・社会資本の老朽化の現状と将来予測 ・インフラ施設の老朽化と将来予測 ・社会資本の老朽化のもたらす事故 <p>公共施設等総合管理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化計画の体系 ・公共施設等総合管理計画 ・将来の必要経費 	<p>公共施設をかしこく更新しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校統廃合の基本的な考え方 ・学校統合の課題への対応と成果 ・AIによる水道管劣化診断 ・ガス会社との共同工事 ・公民連携 ・施設カルテ <p>公共施設関連の財政措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政措置と公共施設管理 				
<p>人口減少</p> <p>1.財政圧力の増加: 人口減少により税収が減少し、同時に老朽化した施設の維持・修繕には多額のコストがかかるため、自治体の財政に大きな圧力がかかります。</p> <p>2.サービス提供の困難: 人口が減る地域では、公共施設を維持するだけの税収が得られなくなり、住民へのサービス提供が困難になる可能性があります。</p> <p>3.地域コミュニティの衰退: 公共施設が集まる場所は地域コミュニティの中心であることが多いため、これら施設の老朽化や閉鎖は、地域コミュニティの活動の衰退を招く恐れがあります。</p>	<p>公共施設老朽化</p>				

4)市町村が保有する固定資産の全体像

市町村が持つ固定資産は行政財産と普通財産に分かれます。行政財産は事業用資産とインフラ資産に分かれ、それぞれ、土地、建物、施設があり、市長部局、教育委員会、水道局などが保有しています。



5)ある市の貸借対照表

億円			
うち事業用資産	500	その他の負債	57
うちインフラ資産	428	純資産の部	
その他	167	純資産	504
合計	1190	合計	1190

貸借対照表は、どの市のものもホームページで公開されています。自分の市のものを、確認してみましょう。

市の保有する資産のほとんどは、固定資産で、これらをマネジメントすることは非常に大事ですが、これまであまり考えられていませんでした。

6)ある市の有形固定資産全体像

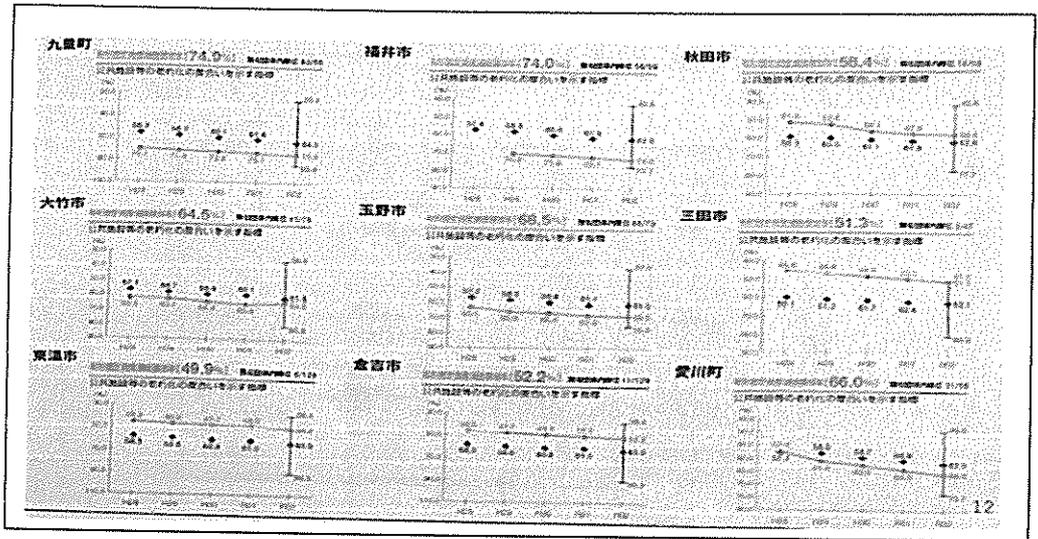
区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
総資産	885	4,331	189,218	4,700	4,700	4,700	2,022,211
インフラ資産	24,525,574	2,927,020	25,819	14,635,131	1,448,208	29,426	41,656,660
土地	6,077,988	989,789	13,912	481,540	0	29,426	7,541,192
建物	-	-	-	2,551,469	-	-	2,551,469
工作物	18,014,216	3,731	11,936	17,018,968	1,448,208	-	30,497,524
その他	148,293	-	-	-	-	-	89,120
総負債	375,096	-	-	739,677	-	-	89,120
純資産	3,241	4,331	189,218	4,700	4,700	4,700	2,022,211
合計	28,551,471	78,261,553	3,150,584	16,294,655	1,462,796	1,064,626	87,076,324

市が持っている固定資産のほとんどは、インフラ資産の土地・工作物と教育の土地・建物です。

※公開されている「統一的な基準による地方会計の財務書類の附属明細書」を見ること

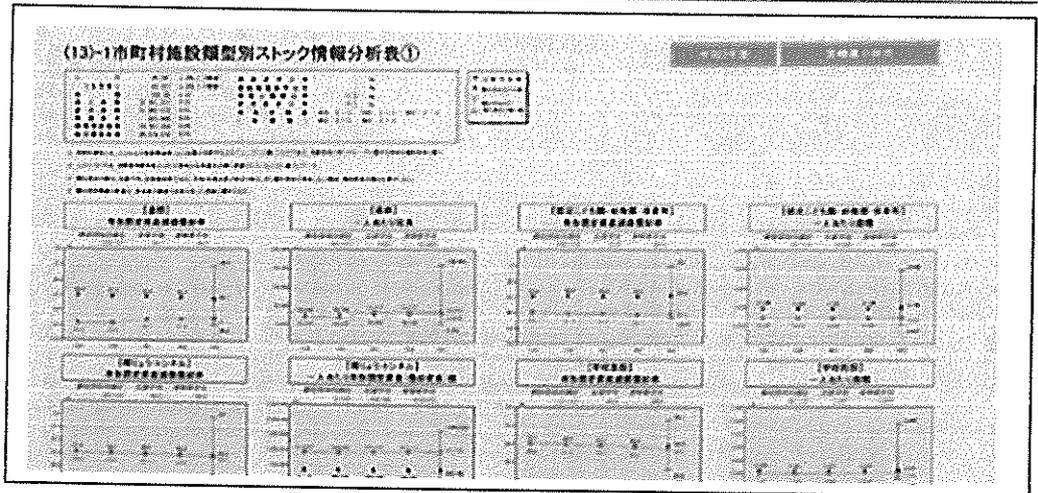
7)あなたのまちの社会資本の老朽化度

※財政状況資料集で、有形固定資産減価償却率を確認できる



8)有形固定資産原価償却率の内訳

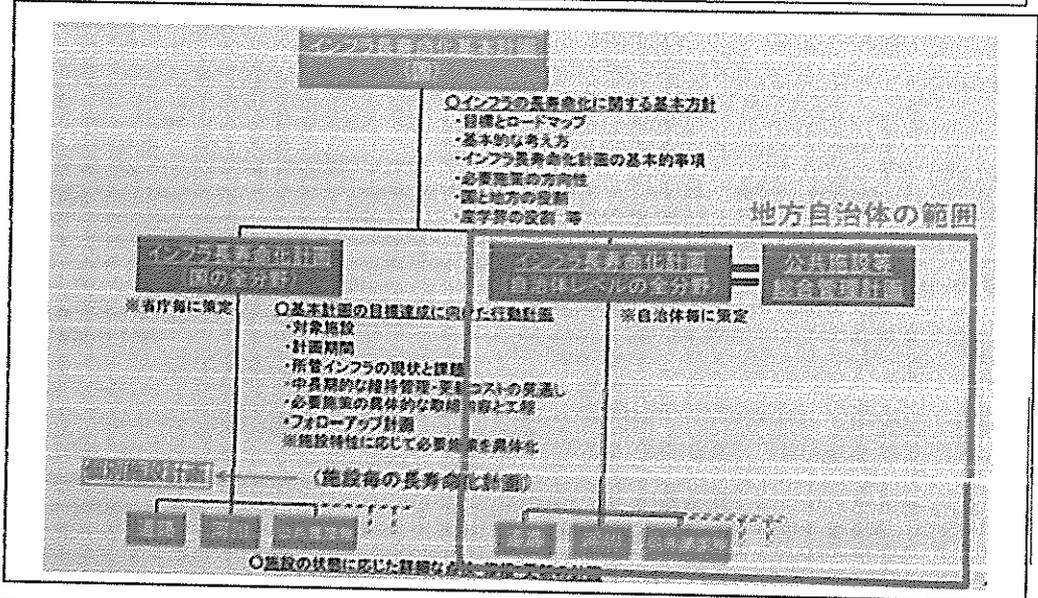
※財政状況資料集で、有形固定資産減価償却率を確認できる



2. 公共施設等総合管理計画

1)インフラ長寿命化計画の体系

平成25年に国が策定したインフラ長寿命化基本計画で、地方自治体は行動計画として公共施設等総合計画を策定しました。



2) 公共施設等総合管理計画を読もう

※政府は「インフラ長寿命化基本計画」を策定して総合管理計画の策定を推進。全国の自治体が「公共施設等総合管理計画」を策定済み

総合管理計画に記載すべき事項

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現況(施設保有額とその推移、老朽化の状況、有効固定資産減価償却率の推移及び利用状況)及び過去に行った対策の実績

2. 購入や年代別購入についての今後の見通し

3. 公共施設等の現在実施している維持管理業務、維持管理、更新等に係る中長期的な経費の見込み(削減を前提に経費過剰に検討を重ねた場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果)及びこれらに充て得る地方債・基金等の財源の見込み等

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画策定年度、改訂年度及び計画等開始年度、改訂年度及び計画期間

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方法

3. 現状や課題に関する基本認識

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 点検・点検等の実施方針

2. 維持管理・更新等の実施方針

3. 安全確保の実施方針

4. 耐震化の実施方針

5. 長寿命化の実施方針

6. コーポレートサインの推進方針

7. 部次単位の推進方針

8. 統合や廃止の推進方針

9. 数値目標

10. 地方公会計(固定資産台帳等)の活用

11. 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

12. 広域連携

13. 地方公共団体における各種計画及び経営管理施設との連携

14. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

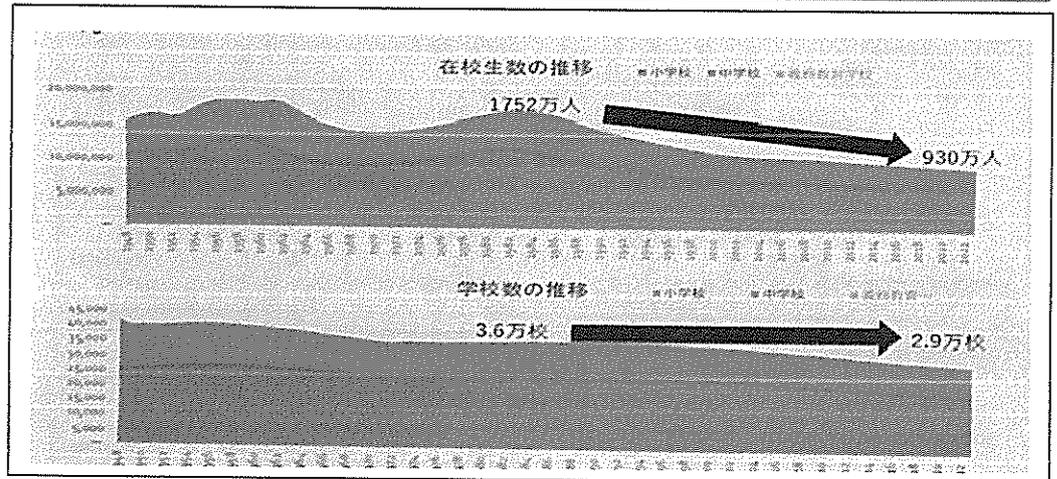
5. PDCAサイクルの推進方針

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3. 公共施設をかしこく更新しよう

1) 学校施設統廃合の基本的な考え方

※小中学校の在学数は急減していますが、学校の数は減っていない。



2) 学校統合の課題への対応と成果

学校統合による①スクールバス等の交通手段の導入、②通学路の安全対応等、③児童の生活環境の変化への対応等が必要であるが、統合による学校の魅力作りと新たな地域との連携が成果が考えられる。

(1) 学校統合を選択した理由

- 児童生徒数の減少により児童生徒の人間関係の固定化や教育活動の制約等が深刻化したため
- 施設の老朽化対策や耐震工事の必要
- 子供園や放課後児童クラブなどの施設と一体化

(2) 学校統合により生じる課題への対応

① スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応
 ⇒保護者等と協議しつつ安全・安心な通学環境や児童の健康・体力に配慮したスクールバスの運行。【岡山県真庭市】

② 通学路の安全確保に関する対応
 ⇒地域ボランティア(100人)により、登下校の見守りや街頭指導を実施。【長野県岡谷市】

③ 児童生徒の環境変化への対応
 ⇒統合前から統合対象の4校の交流事業として「子ども祭り」や「町探検」を実施。【山梨県山梨市】

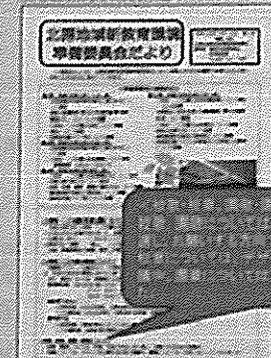
④ 地域との関係強化を促す工夫
 ⇒地元の自然や歴史、文化に関する副読本を作成・活用、地域人材を講師に招いて、ふるさと学習を実施。【大阪府能勢町】

(3) 学校統合したことによる成果(期待する成果)

- 児童生徒の変化(学力向上、人間関係多様化)
- 統合を契機とした地域との新たな協働関係の形成
- 魅力ある学校づくり(特色ある教育課程、幼小中一貫した教育)
- 教職員やSCの配置、ICT設備等学習環境の充実

⑤ 学校統合を行う場合の統制体制の工夫
 ⇒地域の小学校等の円滑な統合を進め、新しい教育環境を実現するため、統合の4年前から地域や保護者の代表者もメンバーとする準備委員会を月に1回開催、その進捗状況は随時、広報している。【岡山県真庭市】

<具体例>



地域住民が子育て・教育に参画する中で、有償感や地域貢献の意欲を高めることにより、地域活性化を一体的に進めている。

3) AIによる水道管路劣化診断

水道管の更新を、これまでの敷設からの経年による優先順位づけから、AIによるものに変えることで、漏水率ダウンの効果が出ています。

Wohlf > AIを活用し「管路劣化診断」、「管路台帳の不足項目補完」を行うことで、市全域の水道事業を4名の職員により効率的に運営している。

兵庫県潮来市

事業の概要

- 朝来市は兵庫県の山間部に位置しており、地理的条件的に厳しい地域の水道を少数の職員で維持管理するには、効率的な事業運営が不可欠。
- 管路情報と土壌、地形情報等の環境ビッグデータを収集・解析し、AIによる管路劣化診断を実施することにより、ターゲットを絞った最適な管路更新等に活用。
- AIに管路台帳の不足項目(設置年、材質等)を補完させることにより、効率的な台帳整備を実施。

[AI管路劣化診断]



管路情報と環境ビッグデータをAIにより管理し、本工場の劣化診断を可能化

- 設置年、材質等の診断
- 破損率予測の診断
- 劣化診断結果の通知
- 更新の優先順位

[事業内容及び効果]

- 人口減少による水需要の低迷、更新施設の更新、多発する漏水への対応など厳しい経営状況にある。
- 限られた予算で効率的な更新を行うために、① 自然の水産施設の約7割を占める管路について、AIによる劣化診断を実施。② 不足している管路情報(設置年、材質等)をAIで補完。
- 破損リスクが高いと診断された管路を優先して更新することで、更新費用の削減(約4割削減)が見込まれる。
- 従ってこれまで整備化された管路台帳整備を少数の職員で効率的に実施できる。



4) ガス会社との共同工事

水道管ガス会社も、敷設したガス管の更新が必要です。これらは通常別々に工事しますが、ガス会社と共同で工事することにより、経費の削減が可能。

表 5.4 単独施工時と共同施工時の単価比率

同時施工管種	単独施工時 (円)		共同施工時 (円)		比率 (単独施工=100%)		
φ100*φ100	21,401	+	21,401	=	42,802	36,325	84.9%
φ300*φ300	54,432	+	54,432	=	108,864	96,578	88.7%
φ100*φ300	21,401	+	54,432	=	75,833	70,381	92.8%
HPφ250*φ100	27,323	+	21,401	=	48,724	44,138	90.6%
HPφ250*φ300	27,323	+	54,432	=	81,755	71,136	87.0%
HPφ500*φ100	54,638	+	21,401	=	76,039	74,237	97.6%
HPφ500*φ300	54,638	+	54,432	=	109,070	98,230	90.1%

表 5.5 共同施工時の工種別単価削減率

同時施工管種	橋杭掘削工	管路土工	管路土留工	仮復旧工	本復旧工	合計
φ100*φ100	43.0%	-4.5%	-	-19.3%	46.6%	-15.1%
φ300*φ300	40.7%	-3.1%	-50.0%	-37.0%	34.6%	-11.3%
φ100*φ300	40.4%	-1.8%	0.0%	-15.6%	40.5%	-7.2%
HPφ250*φ100	46.4%	-0.5%	0.0%	-15.6%	40.5%	-9.4%
HPφ250*φ300	40.7%	-1.7%	-52.0%	-37.0%	34.6%	-13.0%
HPφ500*φ100	39.1%	6.9%	0.0%	-35.0%	38.1%	-2.4%
HPφ500*φ300	39.0%	49.5%	-33.6%	-36.8%	-33.7%	-9.9%

5)コンパクトシティ

舞鶴市、区域区分を見直し、市街化区域調整区域化。農地を新たに宅地化する従来の考え方から、既存宅地に誘導する考え方に転換

舞鶴市 都市計画制度 区域区分の見直し基準 一編 概要版

The document details the revision of regional divisions in Maetsu City. It includes sections on the purpose and objectives, the process of regional division, and specific standards for regional divisions. It features several maps showing the current and proposed regional divisions, and flowcharts illustrating the decision-making process for regional divisions. The document is presented in a clear, structured format with headings and sub-headings.

6) 公民連携(PPP:Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る

3-3 官民複合施設オガールプラザ(平成24年6月オープン)

The page describes the O-gaaru Plaza, a public-private partnership project. It includes a photograph of the building and text detailing its features, such as its location, size, and the types of facilities it houses. The text also discusses the financing of the project, including the use of private capital and the role of the government. The page is part of a larger report on public-private partnerships in Maetsu City.

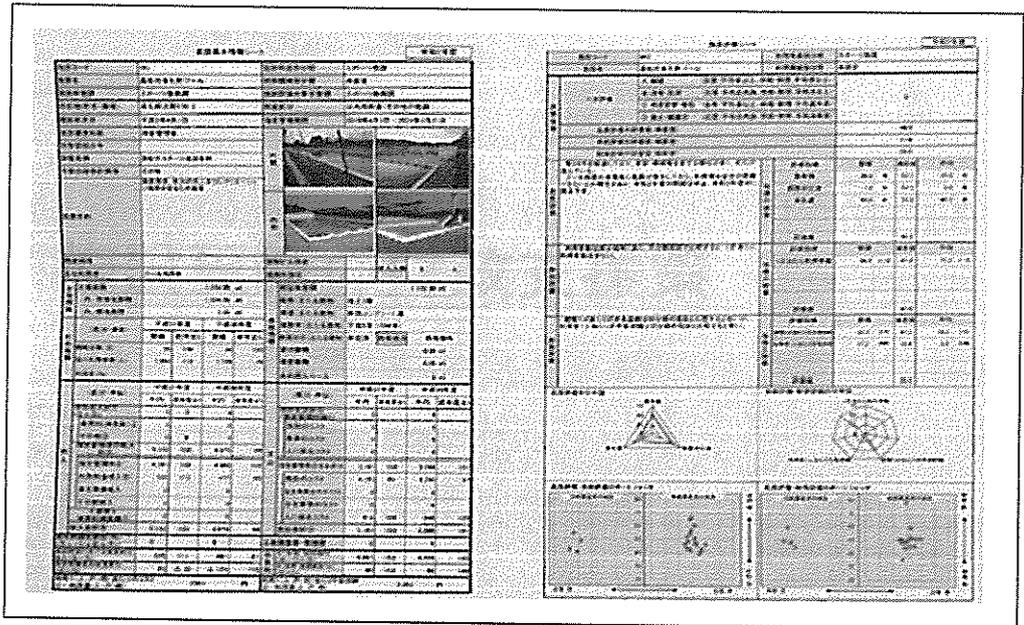
事業主体 オガールプラザ
 総事業費 5,822,344円
 事業手法 PPP手法(PPV方式)
 事業費 公共部分8億1千万円(官費5億)
 特徴 ①完成後、駅は中央線を購入(国庫補助4割)
 ②区分所有による官民複合施設
 ③地域材活用
 ④緑のインフラ、運営方式、テナント集付け
 ⑤プロジェクトファイナンス
 利用客数 情報文芸誌 11.3万人(025.4~027.3)

13 貝塚市新庁舎整備事業

14

7) 施設カルテ

実施している公共施設の機能を品質(劣化状況)、供給「サービス提供状況」、財務(施設にかかるコスト)の視点から評価したもの



4. 施設更新の財政支援策

1) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっている。このため、総務省及び地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は、次に掲げる地方公共団体等に係る経営・財務マネジメントを強化し、財政運営・経営の質の向上を図るため、支援事業を行う。

- 人口減少が進捗する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が滞っている団体もある
- ⇒ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公営会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)
- 地方公共団体のDX
- 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県市町村担当課等と連携して事業を実施)

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円(約1,400団体・公営企業への派遣を想定)

2)自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することにより負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。学校、図書館、道路、公園などの公共施設及び公用施設(以下「公共施設等」という。)は、現世代の住民が利用するだけでなく、将来世代の住民も使用する貴重な財産です。

国による公共施設等適正管理推進事業債と緊急防災対策事業債の活用を推進することが重要である。

使いやすいのは、公共施設等適正管理推進事業債と緊急防災対策事業債

区分	事業名	対象施設 ①			備考	地方債措置	
		公共施設 ②	社会基盤施設	公用施設		充当率	交付採択率
適正管理	①老朽化・複合化	○			●複数の用途が適用して行う事業の高度化事業も対象 ●グラウンド等の歩道空間についても、維持管理経費等が減少すると思われる場合は対象	50%	50%
	②長寿命化	○	○		令和4年度から整備開始、ダム、堤防、放水路も対象に追加		財政力に応じて 50%～90%
	③転用	●の活用 等への転用		○大規模 への転用	①との併用(老朽化・複合化)した際の転用の転用も可能		
	④立地適正化	○			①と併用可能な事業 ②国庫補助事業と一体的に実施する事業、①-対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公共施設における経費削減や、バリアフリーの導入も対象		
	⑥修繕	○	○	○			
防災・減災対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靭化のための5か年追加投資」と連携して行う建設事業		
	⑨緊急防災推進事業		○		各分野での防災計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する建設事業		

【所感】

今回の研修では最初に自治体が直面する2つの課題として①人口減少と②公共施設老朽化が挙げられています。人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっています。その為の課題に対する各対応について学ぶことができました。

敦賀市の公共施設管理計画は、令和4年(2022年)3月に改定された「敦賀市公共施設等総合管理計画」に基づき、本市が保有する公共施設のうち、対象とする個別施設ごとの健全度や設備の不具合等を把握し、劣化状況・耐用年数に応じた適切な改修等の方針を定めることで、予防保全型の維持管理を推進し、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減と改修等に係る予算の平準化を図ることを目的とします。敦賀市の現状を把握しながら、国による公共施設等適正管理推進事業債と緊急防災対策事業債の活用の推進につなげていきます。

領収証

2024 年 8 月 5 日

公明党 大塚佳弘 様

★ ￥40,000

但 病院事業会計の質問の極意

資料・動画データとして

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北

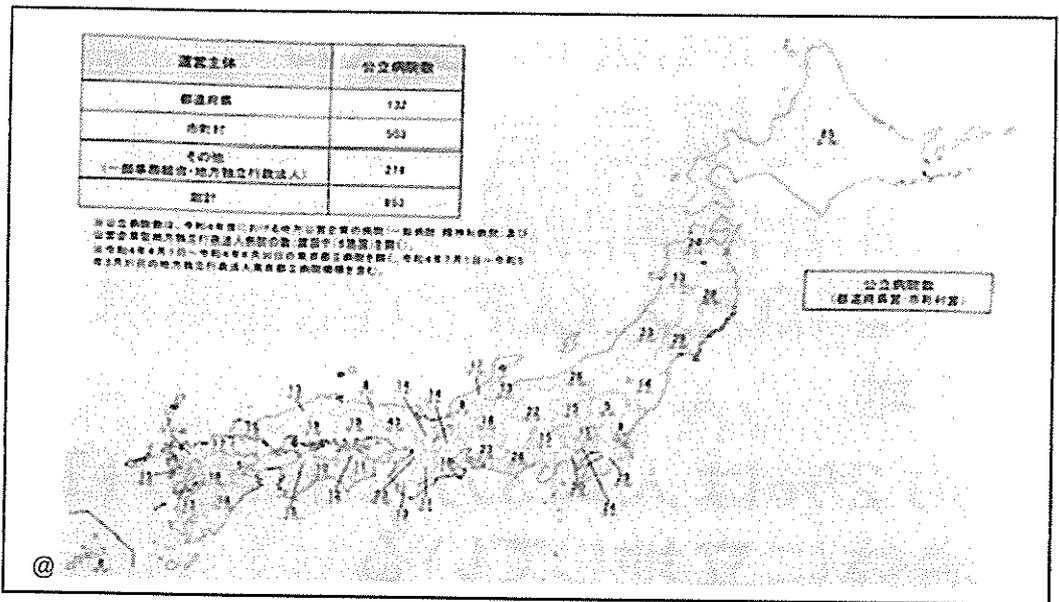
大阪駅前第2ビ

TEL 050-68

研修報告書

日時	令和6年8月5日(月)10時00分～12時30分
場所	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ
講師	地方議員研究会 伊関友伸 氏 (城西大学経営学部 教授)
参加者	大塚佳弘 <u>オンライン受講</u>

研修内容	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書⑦】</p> <p>【講義】「自治体病院の基礎と課題」</p> <p>講義の内容(主旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「自治体病院の基礎と課題」で、自治体病院の経営についてわかりやすく説明する</p> </div> <p>1. 自治体病院の経営はどのようになっているのか</p> <p>1) 自治体病院の多くが中小規模自治体に立地</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・全自治体病院のうち65.3%は人口10万人以下の自治体に立地 ・30.2%は人口3万人未満の自治体に立地している </div> <p>2) 公立病院の立地(地方独立行政法人も含む)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院病床数の割合が高い傾向にある。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○ 公立病院の約65%は10万人未満市町村に、約31%は3万人未満市町村に所在</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○ へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院の病床数の割合が高い傾向にある</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>【所在市区町村人口区分別の公立病院数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所在市区町村の人口</th> <th>病院数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>853</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23区及び指定都市</td> <td>82</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30万人以上</td> <td>62</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万人～30万人</td> <td>155</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5万人～10万人</td> <td>165</td> <td>全公立病院の64.9%</td> </tr> <tr> <td>3万人～5万人</td> <td>125</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3万人未満</td> <td>264</td> <td>全公立病院の30.9%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【公立病院の病床数の割合が高い都道府県】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都道府県名</th> <th>割合(%)</th> <th>公立病院病床数/全病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県</td> <td>44.9</td> <td>9,029/11,182</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td>43.7</td> <td>9,304/12,127</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>36.9</td> <td>5,120/13,886</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>31.7</td> <td>4,017/12,664</td> </tr> <tr> <td>山梨県</td> <td>31.6</td> <td>3,622/11,451</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>31.5</td> <td>2,737/8,674</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>30.8</td> <td>9,349/30,406</td> </tr> <tr> <td>和歌山県</td> <td>30.5</td> <td>3,418/11,280</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>30.0</td> <td>4,911/16,376</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>29.9</td> <td>2,347/7,857</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> </div>	所在市区町村の人口	病院数		合計	853		23区及び指定都市	82		30万人以上	62		10万人～30万人	155		5万人～10万人	165	全公立病院の64.9%	3万人～5万人	125		3万人未満	264	全公立病院の30.9%	都道府県名	割合(%)	公立病院病床数/全病床数	山形県	44.9	9,029/11,182	岩手県	43.7	9,304/12,127	青森県	36.9	5,120/13,886	富山県	31.7	4,017/12,664	山梨県	31.6	3,622/11,451	滋賀県	31.5	2,737/8,674	静岡県	30.8	9,349/30,406	和歌山県	30.5	3,418/11,280	鳥取県	30.0	4,911/16,376	岐阜県	29.9	2,347/7,857
	所在市区町村の人口	病院数																																																								
合計	853																																																									
23区及び指定都市	82																																																									
30万人以上	62																																																									
10万人～30万人	155																																																									
5万人～10万人	165	全公立病院の64.9%																																																								
3万人～5万人	125																																																									
3万人未満	264	全公立病院の30.9%																																																								
都道府県名	割合(%)	公立病院病床数/全病床数																																																								
山形県	44.9	9,029/11,182																																																								
岩手県	43.7	9,304/12,127																																																								
青森県	36.9	5,120/13,886																																																								
富山県	31.7	4,017/12,664																																																								
山梨県	31.6	3,622/11,451																																																								
滋賀県	31.5	2,737/8,674																																																								
静岡県	30.8	9,349/30,406																																																								
和歌山県	30.5	3,418/11,280																																																								
鳥取県	30.0	4,911/16,376																																																								
岐阜県	29.9	2,347/7,857																																																								
<p>3) 都道府県別の公立病院数の状況 (令和4年度決算総計)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>病院数割合で10%の自治体病院が多くの役割を担う (背景には民間病院の割合が多い中で、自治体病院はへき地の医療を担っている)</p> </div>																																																										



4) 全国の病院に占める公立病院の役割

自治体病院は新型コロナウイルスにおいて積極的に患者を受けた
(コロナ患者を受けるのは公立病院が対応している⇒民間は拒否している)
全国の病院に占める公立病院の割合: 病院数で約11%、病床数で約14%

○第3波時点(2021年1月)の公立病院のコロナ対応

① 新型コロナ患者受入可能医療機関数(※)に占める公立病院数の割合は約27%。
 ※高度急性期・急性期病棟を有する受入可能医療機関
 ① 総数 … 1898 ② ①のうち公立 … 512 → ①/② = 約27%。

② 新型コロナ入院患者数に占める公立病院の割合は約32%。
 ① 総数 … 11446 ② ①のうち公立 … 3668 → ①/② = 約32%。

③ 人工呼吸器等使用新型コロナ入院患者数に占める公立病院の割合は約56%。
 ① 総数 … 564 ② ①のうち公立 … 315 → ①/② = 約56%。

(参考) 全国の病院数に占める公立病院の数は約10%
 全国の病床数に占める公立病院の病床数は約13%

○第7波時点(2022年8月10日)の公立病院のコロナ対応

① 各都道府県の病床・宿泊療養施設確保計画に
位置づけられた即応病床数
公立病院のシェア約29%

② 人工呼吸器等使用新型コロナ入院患者数(人)
公立病院のシェア約30%

○経営形態別新型コロナ確保病床数上位10位病院数

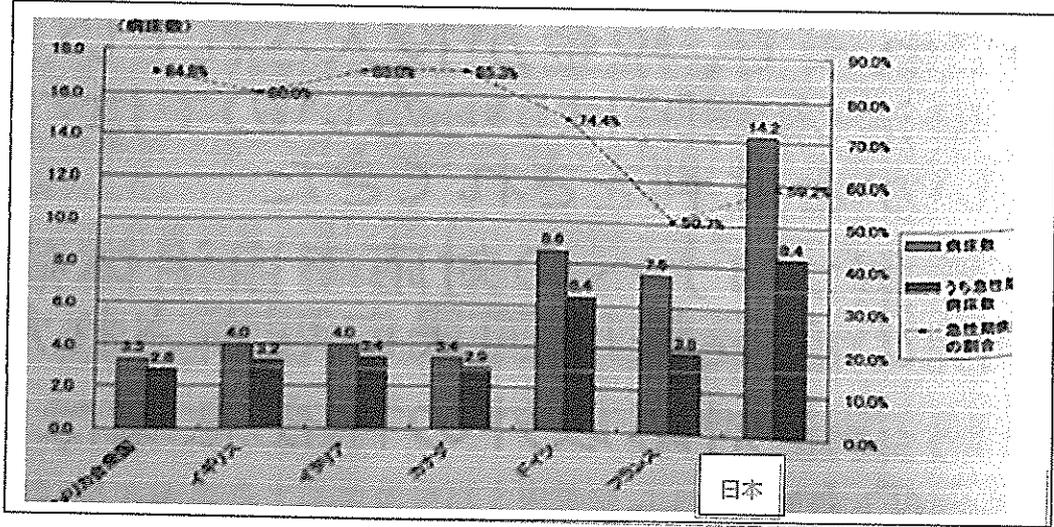
自治体病院

都道府県	人口(千人)	自治体	国立	公的	大学附属	医療法人	最も病床数の多い病院	病床数
北海道	5,256	4	0	0	0	0	旭川病院、旭川中央病院	17
青森県	1,244	4	0	0	0	0	八戸中央病院	41
岩手県	1,221	4	0	0	0	0	盛岡中央病院	42
宮城県	2,224	5	0	0	0	0	宮城中央病院	15
秋田県	968	4	0	0	0	0	秋田病院、秋田総合センター	41
山形県	1,076	4	0	0	0	0	山形中央病院	41
福島県	2,245	5	0	0	0	0	福島中央病院	42
茨城県	2,800	5	0	0	0	0	水戸中央、水戸中央	40
栃木県	2,824	5	0	0	0	0	宇都宮中央病院	44
群馬県	2,242	5	0	0	0	0	群馬中央病院	41
埼玉県	7,260	7	0	0	0	0	埼玉中央病院	21
千葉県	6,259	7	0	0	0	0	千葉中央病院、千葉中央病院	21
東京都	13,931	10	1	0	0	0	東京都立多摩総合医療センター	181
神奈川県	9,298	4	0	0	0	0	横浜中央病院	33
新潟県	2,223	4	0	0	0	0	新潟中央病院	41
富山県	1,044	4	0	0	0	0	富山中央病院	31
石川県	1,228	4	0	0	0	0	石川中央病院、石川中央病院	21
福井県	724	4	0	0	0	0	福井中央病院	40
岐阜県	2,241	4	0	0	0	0	岐阜中央病院、岐阜中央病院	40
長野県	2,221	4	0	0	0	0	長野中央病院	40
静岡県	2,244	5	0	0	0	0	静岡中央病院	40
愛知県	7,252	4	0	0	0	0	名古屋中央病院	10
三重県	2,221	4	0	0	0	0	松阪中央病院	40

5)世界的にみて多い日本の病床数

日本の病床数は約1.7倍～4倍強の数となっている

- 世界的に見て日本の病床数は多い
- 過大な病床数に医師・看護師が分散配置されている
- 結果として診療の密度が低く、平均在院日数が長くなっている



6)日本の過大な病床数は何故生まれたか

- ① 病床あたりの医師数、看護職員数、病院職員数は、日本は他の G7 諸国に比較して少ない状況にある
- ② 平均在院日数及び外来診察回数では、日本は外診療の頻度が高く、かつ入院期間が長い状況となっている

2004年	100床当たり医師数	100床当たり看護職員数	100床当たり病院職員数(常勤換算)	人口1000人当たり病床数(2005年)	急性期1病床当たりの年間退院数	平均在院日数(急性期)	人口1人当たり外来診察回数
アメリカ合衆国	73.3	237.9	491.3	3.2	43.2	5.6	3.6
イギリス	57.5	227.7	-	3.9	74.1	6.6	5.3
イタリア	103.9	166.4	306.7	-	46.5	6.8	-
カナダ	62.0	286.6	379.3	-	30.2	7.3	6.0
ドイツ	39.5	113.0	127.0	8.5	31.5	8.7	7.0
フランス	44.9	100.1	-	7.5	70.5	5.5	6.6
日本	14.3	63.2	91.6	14.1	12.6	20.2	13.8

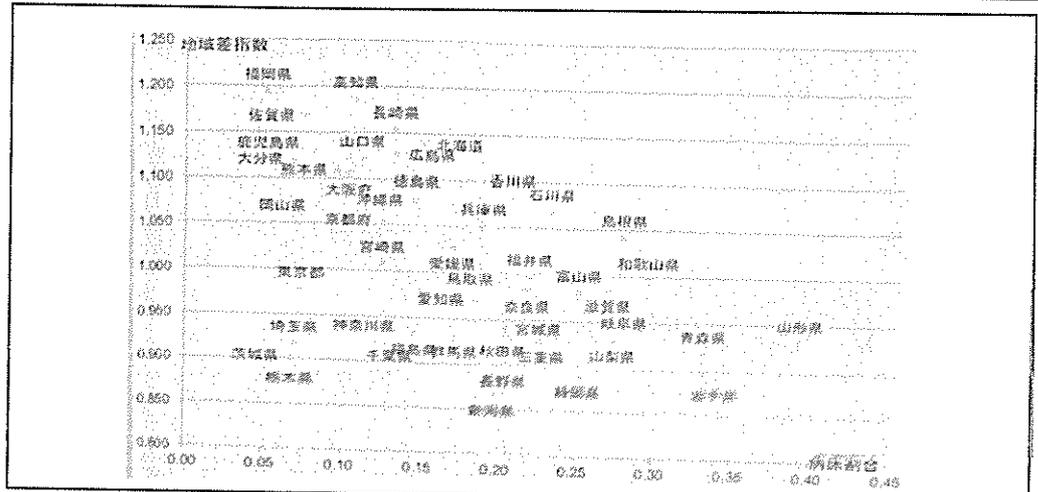
○公的病院数の病床規制

- ・昭和37年「公的性格を有する病院の開設等を規制し医療機関の地域的偏在を防止するとともにその計画的整備を図ることを目的とする医療法の一部改正法案」が議員提出法案として可決成立
- ・法律は、自治体病院を含む公的病院の病床を規制するものであった
- ・私的病院は、開業医が病院を新たに開設し、病院の規模を拡大するという形で増加

※公的病院の病床規制政策の結果⇒世界的に見ても日本は民間病院の割合の高い国となった

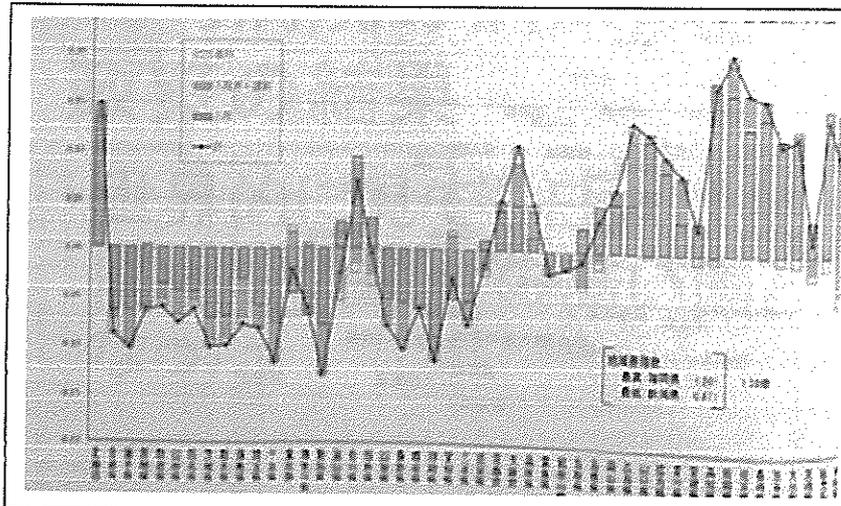
7)医療費地域差指数と自治体病院

- ・自治体病院の病床数の割合の高い都道府県の医療費の地域差指数は低い傾向にある ⇒福岡県は民間病院>公的公的病院=医療費が高い
- ・民間病院の割合の高い都道府県は地域差指数は高い傾向がある
- ・自治体病床数割合・地域差指数相関係数-0.46



8) 都道府県別地域差指数に対する寄与度

※西日本が非常に高く、東日本が低い⇒西日本は医科大学が多い、看護師の養成もあり入院のウエートが高い



2. 自治体病院の財務状況はどのようになっているのか

1) 自治体病院の収支

※政府の公的病院を縮小し、医療費を抑制するという議論には根拠はないものと思われる。

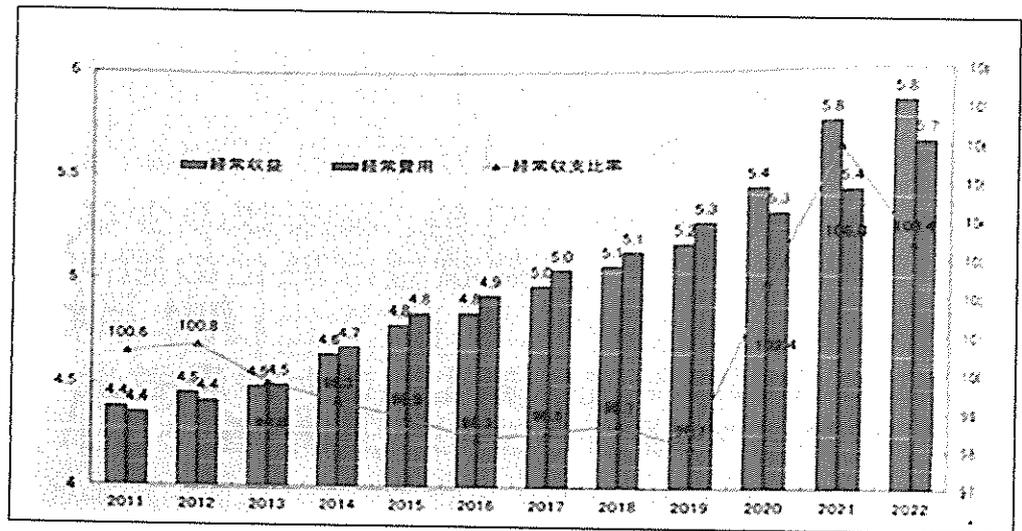
- ・ 全体の繰入金金は約8,000億円超、その一定額は地方交付税措置されている
- ・ 交通の条件の悪い町村、病床数の少ない病院を中心に医業収益は悪化の傾向にある
- ・ 2020・2021年度は新型コロナの患者受入補助金で経常収支は大幅改善

○公立病院損益収支の状況

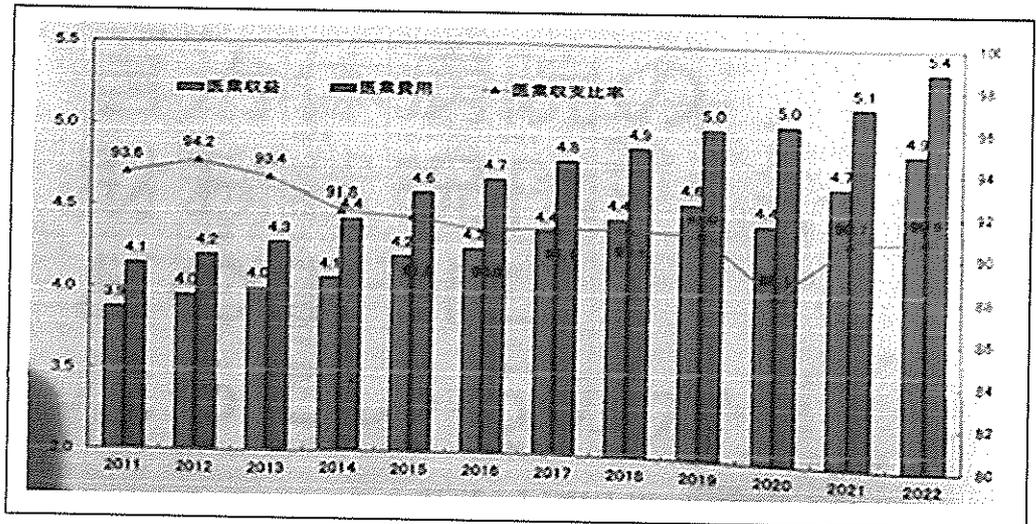
項目	年度	(単位: 億円, %)					(B)-(A)
		30	R1	2	3 (A)	4 (B)	
総 収 益		51,016	52,070	55,285	58,401	58,851	0.8
(うち他会計繰入金)		6,203	6,302	6,493	6,384	6,538	2.4
経 常 収 益		50,652	51,713	54,399	57,515	58,440	1.6
うち 医業収益		44,487	45,526	44,360	46,678	48,737	4.4
うち 国庫(県)補助金		254	231	4,326	6,224	5,200	▲ 16.5
配 費 用		51,877	53,054	53,919	55,105	56,854	3.2
経 常 費 用		51,337	52,693	53,149	54,259	56,008	4.1
うち 医業費用		48,811	50,056	50,370	51,452	53,601	4.2
純 損 益		▲ 860	▲ 984	1,366	3,296	1,996	▲ 39.4
経 常 純 益		▲ 685	▲ 980	1,251	3,256	1,931	▲ 40.7
累積欠損金		19,486	19,908	19,062	16,582	15,363	▲ 7.9
経常収支比率		98.7	98.1	102.4	100.0	102.4	—
医業収支比率		91.1	91.0	88.1	80.7	89.9	—
修正医業収支比率		89.3	86.2	81.2	81.1	89.0	—

※2020年～2022年収支は改善している、内部留保も含めて黒字化
但し、医療収益だけで約90%

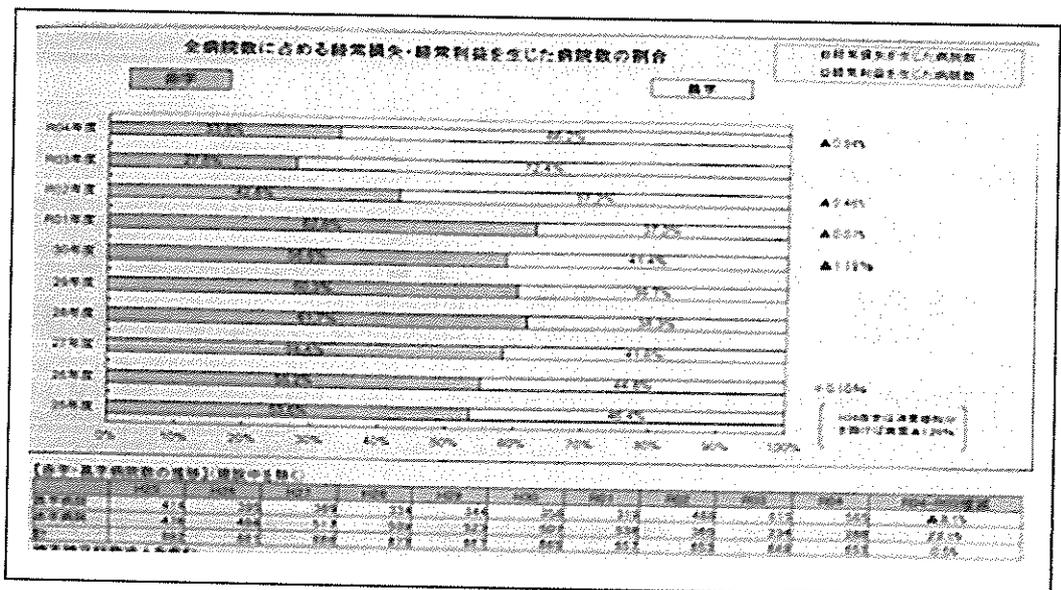
○自治体病院経常収益・支出(繰入菌・補助金を含む)



○自治体病院経常収益・支出(繰入菌・補助金を除く)

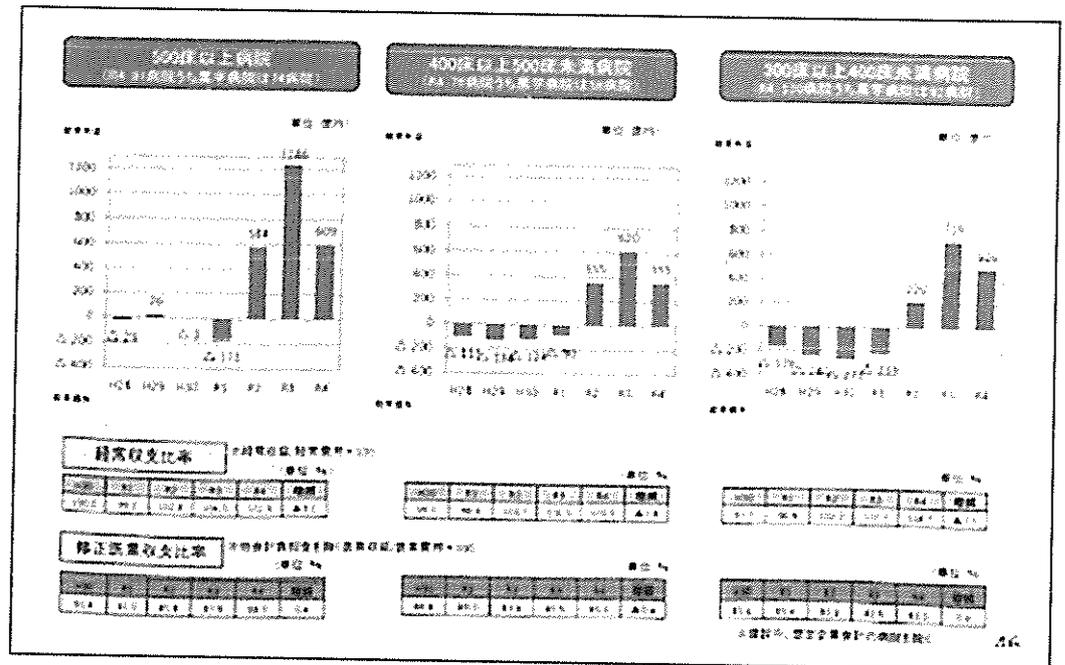


○学公立病院経常収支の状況(黒字・赤字病院の割合)



○規模別の公立病院の経常損益の状況(300床以上)

※コロナ禍においては減価償却も含めてキャッシュフロー(内部留保)あり、黒字化にあった。



○コロナ補助金がなくなり人手不足もあり、一部の自治体病院は急激に収益悪化

※長崎市立病院機構 2023 年度決算赤字15億円の見込み看護師不足で病床稼働率低迷【長崎新聞 2024 年 2 月 29 日】

- ・ 長崎市は28日、新地町の長崎みなとメディカルセンターを運営する地方独立行政法人長崎市立病院機構の2023年度決算が約15億円の赤字となる見込みを明らかにした
- ・ 看護師不足による病床稼働率の低迷が要因
- ・ この状態が続けば、24年度末には約4億円の債務超過となる見通し
- ・ 定例市議会一般質問で平野剛議員(ながさきミライ)に島村昭太市民健康部長が答えた

- ・ 新型コロナウイルス感染症が拡大した20～23年度、コロナ関連の国補助金約93億円が交付され債務超過は解消
- ・ 県内で最も多く新型コロナの入院患者を受け入れたため、病床稼働率は8割前後で推移した
- ・ しかし長引くコロナ禍を背景に看護師不足が慢性化し、より多くの入院患者の受け入れが困難に陥った
- ・ 23年度の病床稼働率は約60%まで落ち込み、収支のバランスが悪化
- ・ 24年度決算も約10億円の赤字が想定され、基金(22年度末約23億円)で赤字を補填すれば、債務超過に陥る見通し

○都市部の自治体病院の評価軸

※余裕がない自治体病院はあつというまでに収支が悪化している例としては保健所の実情ではコロナに対応が困難になった

- 国の地方交付税措置を前提に、一定の繰入金の中で地域に必要な質の高い医療を提供しているか
- 新型コロナのような緊急時に対応できる体制になっているか
- 限度を超えた一般会計繰入金は病院の存続を脅かすものとなる

○地方(へき地)の自治体病院の評価軸

※自治体病院は交付税措置があるので、絶対に存続をするべきである

- 国の地方交付税措置を前提に、何よりも病院を存続させ、一定の質の医療を提供しているか
- 病院や医療提供の持続可能性が最も重要な課題となる

2. 総務省の自治体病院政策

1) 総務省「公立病院経営強化に関する検討会の設置」

※実施している公共施設の機能を品質(劣化状況)、供給「サービス提供状況」、財務(施設にかかるコスト)の視点から評価したもの

- 経営強化ガイドラインは、2021年10月6日に設置された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」における議論により策定された

2) 経営強化に関する検討会の設置

※検討会のメンバーとして伊関友伸教授も携わっている。
「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」における議論により策定されている

1. 開催趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス感染症への対応においては、その重要性が改めて認識されたところである。

一方、公立病院は、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け自治体部長通知)を踏まえ、令和2年度までを標準対象期間とする新公立病院改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編・ネットワーク化などの様々な経営改革に取り組み進んできたが、依然として、資源不足等による厳しい経営状況が続いている。今後の感染症対応では、感染症拡大時に備えた平時からの取組の重要性が浮き彫りにされた。

また、地方財政審議会からは、「各地方自治体における公立病院改革に関するこれまでの取組を検証するとともに、厚生労働省における感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方も踏まえながら、感染症への対応の観点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めるための方策を検討すべき」(令和3年8月21日「感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方財政改革についての意見」)との意見が示されている。

このような状況を踏まえ、感染症対応の観点も含めた持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院に対する新たなガイドラインや地方財政措置について検討するため、検討会を開催する。

2. 構成員

・ 座長 伊関 友伸 青山学院大学名誉教授(座長)

・ 幹事 伊関 友伸 青山学院大学名誉教授

・ 小池 新一 自治医科大学教授

・ 辻 昌也 一橋大学医師・公共政策研究センター教授

・ 沼尾 美子 東洋大学国際学部長教授

・ 委員 藤橋 子 地方財政審議会委員

・ 望月 泉 岩手県八幡平市病院事業管理者

・ 八木 聡 兵庫県病院局病院事業副管理者

・ 和田 精知 公認会計士

(オブザーバー) 鷺見 学 厚生労働省医政局地域医療計画課長

3. 開催実績

・ 第1回: 令和3年10月6日

・ 第2回: 令和3年10月27日

・ 第3回: 令和3年11月17日

・ 第4回: 令和3年12月6日

・ 第5回: 令和3年12月15日

・ 第6回: 令和4年1月24日

・ 第7回: 令和4年2月21日

・ 第8回(最終): 令和4年3月16日

※ 令和3年12月16日(中絶)と2月21日(中絶)の2回は、オンラインで開催された。

3) 経営強化ガイドラインの内容

○「改革」から「経営強化」に

※「改革」の名称が「経営強化」に変更された自治体のプランも「改革プラン」から「経営強化プラン」に変更され。

今回、多くの自治体病院が新型コロナウイルスへの積極的な対応を行なう⇒自治体病院の評価は確実に高まる

- ・ 「改革」の名称が「経営強化」に変更された
- ・ 自治体のプランも「改革プラン」から「経営強化プラン」に
- ・ 今回、多くの自治体病院が新型コロナウイルスへの積極的な対応を行い国民の自治体病院への評価は確実に高まった
- ・ 総務省として、地域の医療において自治体病院は必要であり、持続可能な医療提供体制を確保する見地から、「経営強化」の用語が使われたと考える

○「改革」の言葉の意義

※一般的には「改革」とは合理化による人を減らし、設備を縮小、時には廃止の方向になり易い側面がある⇒病院とは人を集めて、多くの患者を見ることにより収支は改善していく⇒リストラをすると余計にお金が掛かることになる⇒総務省は改革ではなく経営改革と表現をしている

- ・「改革」という言葉強は、小泉純一郎内閣時代をピークとする新自由主義的な考えの強い時代に、象徴的に使われた言葉といえる
- ・時代の変化に伴って組織は変化していく必要がある
- ・しかし、行きすぎると「改革」自体が目的となり、効率化やリストラ一辺倒になりやすくなる

○自治体病院の目的

- ※・良い医療、相対的に安価で効率的な医療を行うことにある
- ・財務の改善自体が目的ではない
- ・良好な財務がなければ良い医療はできない
- ・両方を両立させることが重要である

○その他

- 以降・本格的少子高齢社会の到来
- ・バッファー(緩衝材)としての医療(役割)
- ・各自治体が策定する経営強化プラン⇒2027年度を標準とする

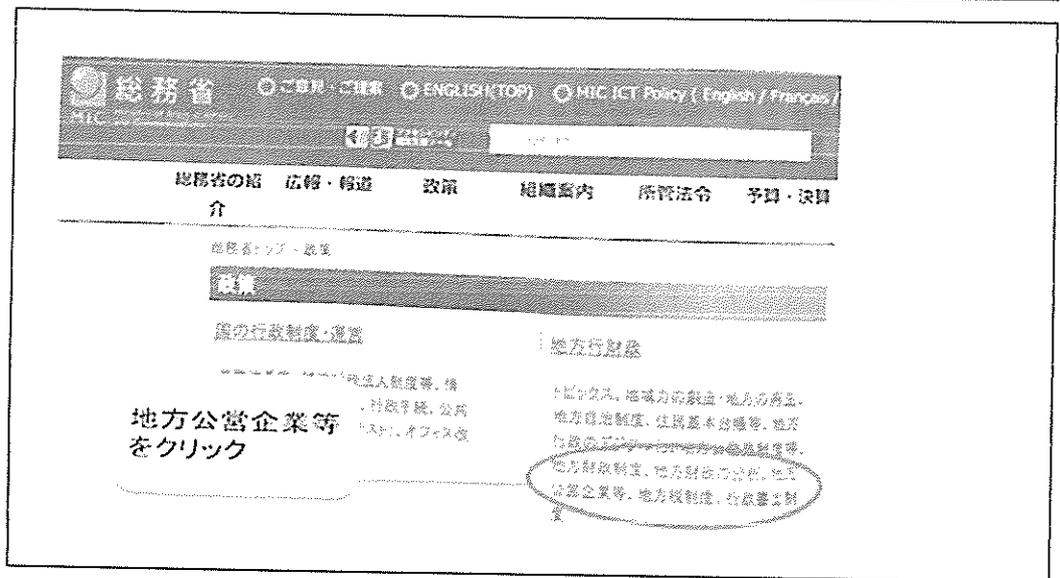
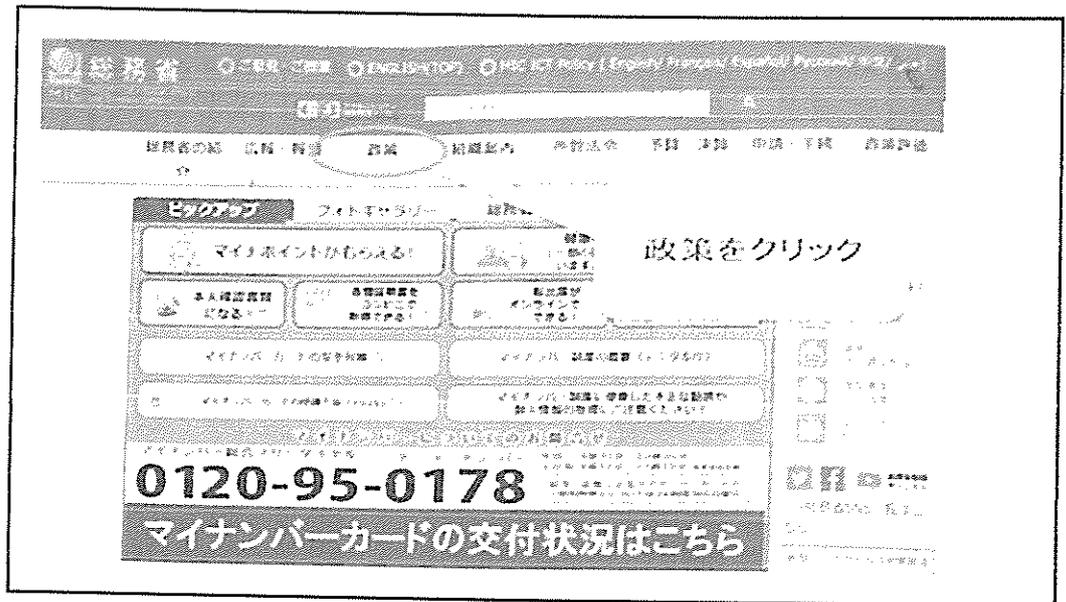
【所感】

今回の研修は「自治体病院の基礎と課題について」学ぶことができました。現在置かれている自治体病院の経緯と、これからの取り組みについて改めてコロナ禍の経営状況の変化についても知ることができました。また、全国の自治体病院の病院数の割合は約10%、病床数は約13%であるが、コロナ禍における自治体病院の対応は約30%であり、厳しい状況の中で対応をされている事実であることも知ることができました。現在、各都道府県の公立病院の経営的に厳しい状況の中での「改革」の方向の進め方についても確認ができました。

敦賀市の公立病院もコロナ禍明けから厳しい経営状況の中で、議会としてまた、議員として「持続可能な地域医療提供体制を確保」のための提案、方向性についても今回の研修を通じて更に研鑽を深めて行きたい。

修報告書

日 時	令和6年8月5日(月) 13時30分～16時00分
場 所	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ
講 師	地方議員研究会 伊関友伸 氏 (城西大学経営学部 教授)
参 加 者	大塚佳弘 オンライン受講
研修内容	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書⑧】 【講義】「病院経営質問虎の巻その1」 講義の内容(主旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体病院を評価する経営データについて解説と、一般質問に使えるリアルなデータを提示する ・最重要データである地方公営企業年鑑の見方と医師招へい関係データについて学ぶ <p>⇒ ほとんどの自治体病院は公営企業年鑑に記載されている</p> </div> <p>1. 地方公営企業年鑑</p> <p>1) 地方公営企業年鑑とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体病院の経営評価のデータで最も重要ものは、総務省が毎年発表する地方公営企業年鑑のデータ ・地方公営企業法が適応される全ての自治体病院、地方独立行政法人の財務・経営データが一覧表にまとめて公開 </div> <p>2) インターネットで閲覧可能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○総務省HP【手順により必要な資料を閲覧が可能】 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/index.html</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・年鑑は、総務省のホームページでも閲覧可能 ・ http://www.soumu.go.jp/c-zaisei/kouei.html ・各年度の年鑑の第2編統計資料第2章の6病院事業の2個表に一覧表あり </div>



○地方公営企業年鑑の意義

- 全国の自治体病院と比較可能である(相場感を持つ)
- 過去のデータも公開されており、推移を把握できる
- 財務指標だけでなく、病床利用率や: 日1人平均入院単価、職員給与月額など経営指標も公開されている

○地方公営企業年鑑は7項目で構成

7項目で記載されているが①と②、⑤と⑥同一シート構成されている(全部押してもダブルで重なるものがある)

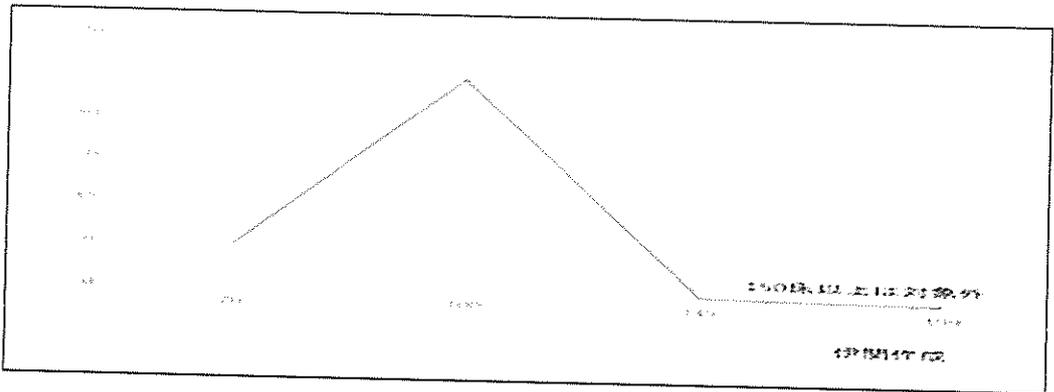
- ①施設及び業務概況に関する調
- ②損益計算書
- ③貸借対照表及び財務分析
- ④資本収支に関する調
- ⑤費用構成表(比率)及び医業収益
に対する費用比率
- ⑥経営分析に関する調
- ⑦職種別給与に関する調

5)不採算地区病院とは

第1種、第2種と共に病床数は150未満であること、他の条件が加味される

- ・ 第1種不採算地区病院-病床数が150床未満、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している一般病院
- ・ 第2種-病床数が150床未満、直近の国勢調査に基づき病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満である一般病院(3万人以上10万人未満の場合、単価を逡減)
- ・ 統合して病床が150床以上になる。半径5キロメートル以内の人口が3万人未満の地域に立地すると特別交付税が交付されなくなる場合もある

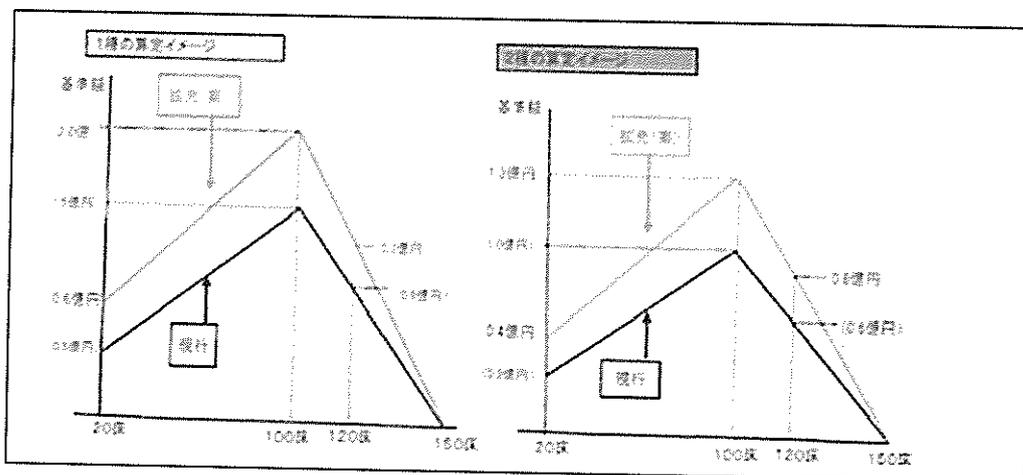
○不採算地区病院の措置率



6) 2021年不採算地区特別交付税大幅増額

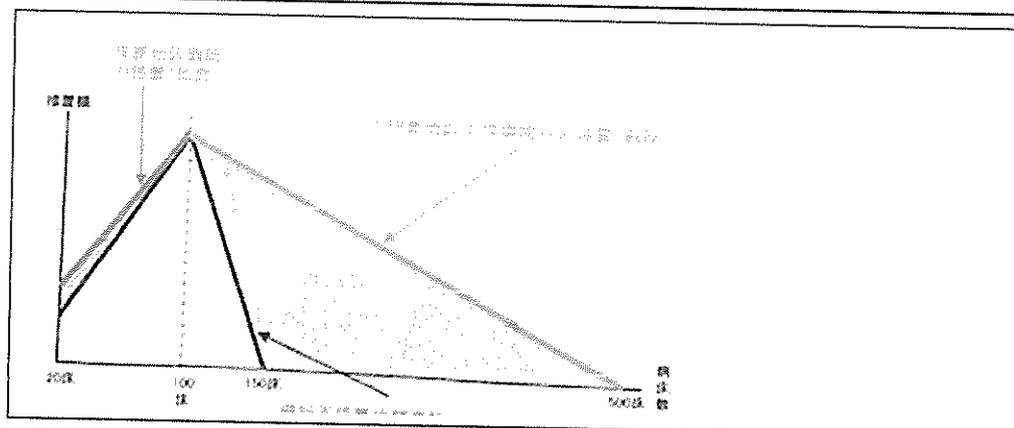
- 新型コロナウイルスの入院患者を受けていない地方の中小規模の病院の収益が悪化している
- 総務省は2021年度の不採算地区の特別交付税を大幅に増額している

○算定のイメージ図



7) 2020年中核的な公立病院に対する特別交付税措置の創設

- 不採算地区の財政措置の要件が150床未満であるため、150床を超える病院は財政措置の対象とはならなかった
- へき地等に立地する中核的な自治体病院は病床数が150床を超えることが多く、不採算地区の財政措置の対象外となっていた
- 2020年度から不採算地区に立地し、二次救急患者の受け入れに加え、へき地支援や災害を行っている中核病院に財政措置が行われた



2. 財務に関する指標

1) 貸借対照表・損益計算書

※企業会計を知っているのは上下水道と病院であるが財務の構成内容を把握するのは難しい(企業会計を学ぶ機会がない)

- 財務分析の基本となるのが「貸借対照表」と「損益計算書」
- この2つを読みこなせることが財務分析の基本

2) 損益計算書(3条予算)

※損益計算書で3条予算とも言われている
収入と支出を把握した書類

損益計算書(3条予算)

- 「損益計算書」は、一会計期間(1年間)にどれだけの収益を上げ、その収益を得るためにお金をどれだけ使ったかを表したものの

3) 益計算書(3条予算) ⇒ 参考は川口市

科目	収入	支出	増減	増減	増減	増減	増減
科目	収入	支出	増減	増減	増減	増減	増減
1. 雑収入	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0
2. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
3. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
4. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
5. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
6. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
7. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
8. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
9. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
10. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
11. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
12. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
13. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
14. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
15. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
16. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
17. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
18. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
19. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
20. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
21. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
22. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
23. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
24. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
25. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
26. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
27. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
28. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
29. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
30. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
31. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
32. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
33. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
34. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
35. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
36. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
37. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
38. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
39. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
40. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
41. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
42. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
43. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
44. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
45. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
46. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
47. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
48. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
49. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
50. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
51. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
52. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
53. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
54. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
55. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
56. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
57. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
58. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
59. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
60. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
61. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
62. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
63. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
64. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
65. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
66. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
67. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
68. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
69. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
70. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
71. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
72. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
73. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
74. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
75. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
76. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
77. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
78. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
79. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
80. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
81. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
82. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
83. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
84. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
85. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
86. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
87. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
88. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
89. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
90. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
91. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
92. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
93. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
94. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
95. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
96. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
97. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
98. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
99. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0
100. 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0

4) 収益(収入)

総収益(すべての収入)
 = 医業収益 + 医業外収益 + 特別利益
 医業収益(医療を行って入る収入)
 = 入院収益 + 外来収益 + その他医業収益

医業外収益で重要なものは
 他会計補助金・他会計負担金

5) 他会計繰入金(3条分)

※他会計繰入金の合計 = 医業収益の他会計負担金等下記の構成で成り立っている。

他会計繰入金の合計

||

医業収益の他会計負担金

+

医業外収益の他会計補助金

+

医業外収益の他会計負担金

6) 他会計繰入金総額は別途再掲

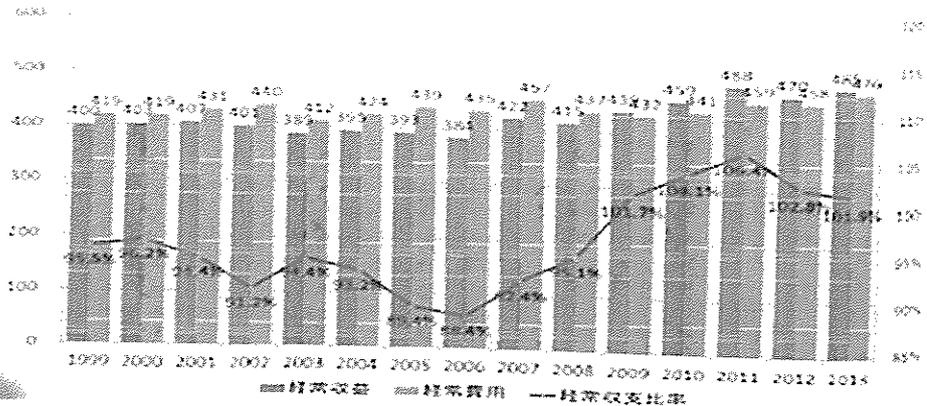
科目	平成27年度		平成26年度		平成25年度		平成24年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
1. 医業外収益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
2. 特別利益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
3. 医業収益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
4. 入院収益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
5. 外来収益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
6. その他医業収益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
7. 医業外収益	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
8. 他会計補助金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
9. 他会計負担金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
10. 繰上金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
11. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
12. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
13. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
14. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
15. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
16. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
17. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
18. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
19. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
20. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
21. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
22. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
23. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
24. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
25. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
26. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
27. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
28. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
29. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
30. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
31. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
32. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
33. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
34. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
35. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
36. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
37. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
38. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
39. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
40. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
41. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
42. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
43. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
44. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
45. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
46. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
47. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
48. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
49. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%
50. 繰入金	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%	1,000,000	100%

7) 収益状況の推移は医業収支比率で見る

※沖縄県の市立病院で移行に対してうまくいかなくなる⇒繰入金を投入してV字回復をしている事例

- 病院の収益状況を見る場合、数年間の医業収支比率ないし修正医業収支比率（修正営業収支比率）の推移で見るのが重要
- 他会計繰入金、運営費負担金・交付金も、数年間のトレンドで見るのが重要

A県立病院事業の経常収益・費用、経常収支比率
億円



8) 2020年度決算は経常収支比率で評価すべき

※決算は経常収支比率での確認が必要
事例で国庫補助金(コロナ対応による)により医業収支比率は悪化しているが補助金により経常収支比率が向上している

- 新型コロナ対応により医業収支比率は悪化しているが、補助金により経常収支比率が向上している病院が多い

○令和元年度地方公営企業年鑑

ア 受取利息配当金	
イ 国庫補助金	1,894
ロ 都道府県補助金	3,816
ハ 他会計補助金	1,673,375
ニ 繰入金	

10)未収金

- 未収金については、支払基金から支払われていない2ヶ月分程度の診療報酬が含まれる
- 患者の医療費滞納は年鑑からは分からない

11)負債の部

負債の部

区分	当年度		前年度		前年度比		前年度
	当年度	前年度	当年度	前年度	増減額	増減率	
1. 借入金	5,861,320	181,800	5,138,144	1,298,720	6,236,864	6,420,718	21,616
2. 未払金	218,250	187,800	218,250	2,200,000	1,981,750	6,475,878	2,288,128
3. 未払費用	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
4. 未払消費税等	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
5. 未払法人税等	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
6. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
7. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
8. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
9. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
10. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
11. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
12. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
13. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
14. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
15. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
16. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
17. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
18. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
19. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
20. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
21. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
22. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
23. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
24. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
25. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
26. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
27. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
28. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
29. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
30. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
31. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
32. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
33. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
34. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
35. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
36. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
37. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
38. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
39. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
40. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
41. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
42. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
43. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
44. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
45. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
46. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
47. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
48. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
49. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000
50. 借入金	2,278,200	1,000,000	1,000,000	4,000,000	2,998,200	1,000,000	1,000,000

令和3年度地方公営企業年鑑より

【所感】

今回の研修は病院経営質問の取り込みとして、最初に他市町の比較として地方公営企業年鑑の見方と活用の仕方を学ぶことができました。また、地方公営企業会計の見方からの経営状況把握と、貸借対照表による「見方と議論についても学ぶことが出来ました。しかしながら、十分に理解までには至らなかったため、実際の敦賀市の病院事業の状況と照らし合わせての確認を今後進めていくことにより、敦賀市立病院の現在おかれている状況を把握して、経営改善に結び付けていきたいと思えます。

修報告書

日 時	令和6年8月6日(火) 10時00分～12時30分
場 所	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ
講 師	地方議員研究会 伊関友伸 氏 (城西大学経営学部 教授)
参 加 者	大塚佳弘 オンライン受講
研修内容	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書⑨】</p> <p>【講義】「病院経営質問虎の巻その2」</p> <p>講義の内容(主旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・医療報酬加算、DPCなど自治体病院の医療提供体制のデータを中心に、その意味を学ぶ</p> <p>(DPCとは:入院費の計算方法のことで、別名「包括払い方式」と呼ばれます。「包括」とは、「全体をひっくるめてまとめること」であり、DPCとは一日の入院医療費を定額で計算する制度のことです。</p> <p>従来の、点滴を打ったり薬を処方したり手術をしたりと、医療行為を実施したら実施した分だけ費用がかかる「出来高方式」と対をなす方式として、平成20年から急性期の病院(皆さんがイメージする”ザ・病院”なところ)で実施されるようになりました。</p> </div> <p>1. 施設認定診療報酬加算</p> <p>1) 施設認定・加算取得</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>施設認定・加算取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の実力を評価する視点として病院の施設認定・診療報酬加算取得がある ・病院は一定の要件を整えなければ施設認定や診療報酬加算を取得できない </div> <p>2) 施設基準の届出受理状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>施設基準の届出受理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の医療機関の診療報酬加算の取得状況は、各地方厚生局のHPで全て公開されている ・類似病院との比較により加算がどの程度取れているか確認ができる </div>

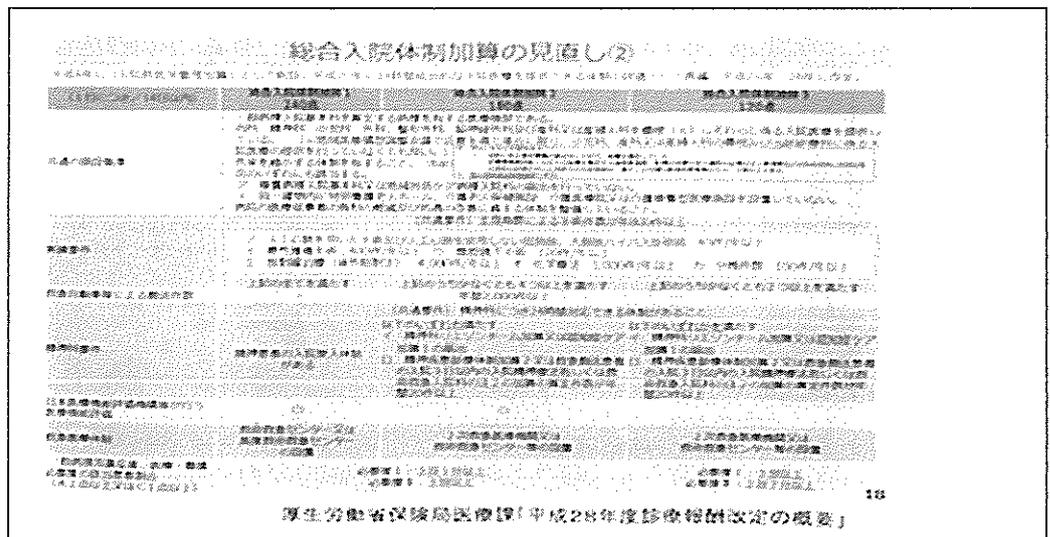
3)各エリアの厚生局より入手

○病院の「施設基準」とは、保険診療において、医療機関の機能、設備、診療体制、人員などを評価する際に用いられる基準です。これらの基準を満たした医療機関は、厚生労働省に届け出ることで、より高い診療報酬を受けられます。

4) 総合入院体制加算と急性期充実体制加算

総合入院体制加算と急性期充実体制加算

- ・平成26年診療報酬改定では、高度急性医療を行う病院に対して、「総合入院体制加算1」をつくり評価



5)急性期充実体制加算

急性期充実体制加算

- ・令和4年診療報酬改定では、充実した急性期入院医療を提供する急性期病棟を評価する、「急性期充実体制加算」をつくり、評価を行う

9)配置医師数による入院管理料の差 小児入院医療管理料

区分	常勤小児科医数	点数
小児入院医療管理料1	20名	4,807点
小児入院医療管理料2	9名	4,275点
小児入院医療管理料3	5名	3,849点
小児入院医療管理料4	3名	3,210点
小児入院医療管理料5	1名	2,235点

令和6年診療報酬改定の管理料

10)医療スタッフの研修体制も重要

医療従事者にとって研修は、日々の業務に必要な知識とスキルを向上させるための重要な手段です。

研修によって最新の医療技術や知識を習得することは、患者の安全性を確保し、医療サービスの質を高めることに繋がります。

- ・ 医師だけでなく、看護師・薬剤師などの医療スタッフの研修体制も重要
- ・ 地方の自治体病院ほど、研修体制に力を入れていない、入れる余裕がない、行政本体も重要性を評価していない
- ・ 最近の診療報酬制度は、専門資格の取得により加算が取ることができ、収益改善にもつながる

11)職員が研修していないと加算がとれない

良質な人材を確保するために資格等を持った福祉専門職員(有資格者)を配置等した場合に加算されます。

比較的取得しやすい加算ですが、忘れがちな加算ともいえます。

ただ、ギリギリの人員で取得した場合は、月単位でしっかり管理していくことが必要になります。

- ・ 職員が研修していないと加算が取れない、病院管理の進歩に遅れていく
- ・ 職員が研修できる余裕を持たなければならない

12) 認定看護師

- 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりと質の向上をはかる

認定看護師とは 本会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践のできる者をいう。認定看護師の役割 認定看護師は、看護現場において実践・指導・相談の 3 つの役割を果たすことにより、看護ケアの広がりと質の向上を図ることに貢献する。

13) DPC 係数

※DPC とは入院費の計算方法のことで、別名「包括払い方式」と呼ばれます。

「包括」とは、「全体をひっくるめてまとめること」であり、DPC とは一日の入院医療費を定額で計算する制度のことです。

従来の、点滴を打ったり薬を処方したり手術をしたりと、医療行為を実施したら実施した分だけ費用がかかる「出来高方式」と対をなす方式として、平成 20 年から急性期の病院(皆さんがイメージする”ザ・病院”なところ)で実施されるようになりました。

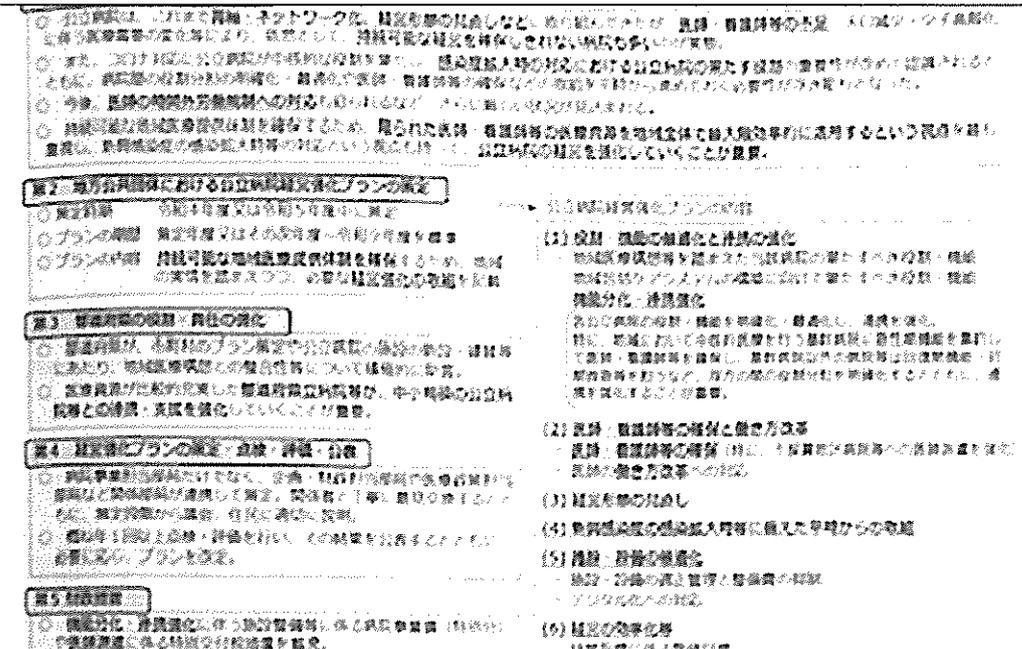
急性期の病院が DPC 対象病院になるかどうかは自己申告制のため、2020 年現在でも DPC 対象病院とそうでない病院が存在しています。

【所感】

今回の研修は病院経営質問の取り組みパート2として、①自治体病院を評価する経営データの解説と、②診療報酬加算、DPCなどの自治体病院の医療提供体制のデータの内容を学ぶことができました。研修の中で出てくる用語に対しての意味の理解にはじまり、その数字等を病院経営にどの様に捉えて判断することについて理解することが困難でしたが、今後も敦賀市の病院事業の状況と照らし合わせての確認を今後進めていくことにより、敦賀市立病院の現在おかれている経営改善に、結び付けていきたいと思えます。

修報告書

日 時	令和6年8月6日(火) 13時30分～16時00分
場 所	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ
講 師	地方議員研究会 伊関友伸 氏 (城西大学経営学部 教授)
参 加 者	大塚佳弘 オンライン受講

<p>研修内容</p>	<p>地方議員研修CKセミナー【研修報告書⑩】</p> <p>【講義】「病院経営収支改善のススメ」</p> <p>講義の内容(主旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「病院経営収支改善のススメ」です ・一般質問に使えるリアルな話をしたいと考えている ・アフターコロナの時代の自治体病院経営に必要な視点について話をする </div> <p>1. 総務省経営強化ガイドラインについて</p> <p>1) 「公立病院経営強化ガイドライン」の概要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・2022年3月29日、総務省自治財政局長は、全国の公立病院及び関係自治体に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインについて」を通知した</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインの概要</p> </div> 
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2)「経営強化」が目的

○総務省の経営強化ガイドラインは「改革」から「経営強化」が主眼
⇒「自治体のプランも「改革プラン」から「経営強化プラン」に変更すべき
※人手不足の時代をマネージメントで乗り切る

- 「経営強化」が目的の計画はその改善策は多岐に渡る
- その病院の置かれた環境ごとに違いがある
- いきなり完全なプランをつくるのは難しい

経営強化の
進め方と課題

PDCAサイクルを回す

- とりあえずプランをつくる
- その上で経営活動の成果を踏まえてプランを修正する
- PDCAサイクルを回すという視点が必要にも思われる

病院財務改善は結果

- 病院財務改善はあくまで結果であり、医療の提供体制を充実させ、患者を受け入れることで収益が改善する
- 収益改善自体が目的ではない
- 自治体病院の場合、国の地方交付税措置が前提となり、税金投入ゼロを求めているのではない

収益は大切

- 収益そのものを否定はしない
- 収益がないと職員や医療機器などの医療提供体制の充実に投資ができない
- 収益は持続可能な医療提供体制の確保のために使われるべき

3)どうすれば自治体病院の経営が良くなるか

自治体病院と自治体本体の経営のやり方は異なる

4)病院(企業)と自治体本体の違い

- ① 自治体本体においては、歳入を増やすのは難しく支出の削減を目指すのが通常
- ② 病院は(簡単ではないが)収入を増やすことは可能支出を減らすのは、結構難しい(マイナスが多い)

病院(企業)と自治体本体の違い

◆自治体本体

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{歳入歳出} \\ \hline \text{差引残額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{歳入} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{歳出} \\ \hline \end{array}$$

↑ 増やすのは難しい

↑ 支出削減が通常

自治体本体においては、歳入を増やすのは難しく支出の削減を目指すのが通常

病院(企業)と自治体本体の違い

◆病院

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利益} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{売上} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{支出} \\ \hline \end{array}$$

↑ 簡単ではないが可能

↑ 減らすのは難しい

病院は(簡単ではないが)収入を増やすことは可能支出を減らすのは、結構難しい(マイナスが多い)

5)自治体病院の収入を増やす

医業収益を増やすための方策を下記に提示されています

○医業収益を増やす

- ・ 医師・看護師・医療技術職の雇用増
- ・ 医療を高度化して単価を上げる
- ・ 病棟構成を見直す(地域包括ケア病床など)
- ・ 入院患者増(様々な方法あり)
- ・ 診療報酬加算を取得する
- ・ 入院期間の短縮
- ・ 外来患者増(医師の負担が大)

6)職員採用の必要性と職員雇用の重要性

自治体本体と一番異なるのは職員を雇うことの重要性である

職員雇用の重要性

- ・ 総務省の経営強化ガイドラインでは「病院事業においては、単なる人件費の抑制・削減では収益改善につながらず、むしろ積極的に医師・看護師等を確保することで収益改善につながるケースがあることにも留意」すべきと指摘

7) 職員の人件費

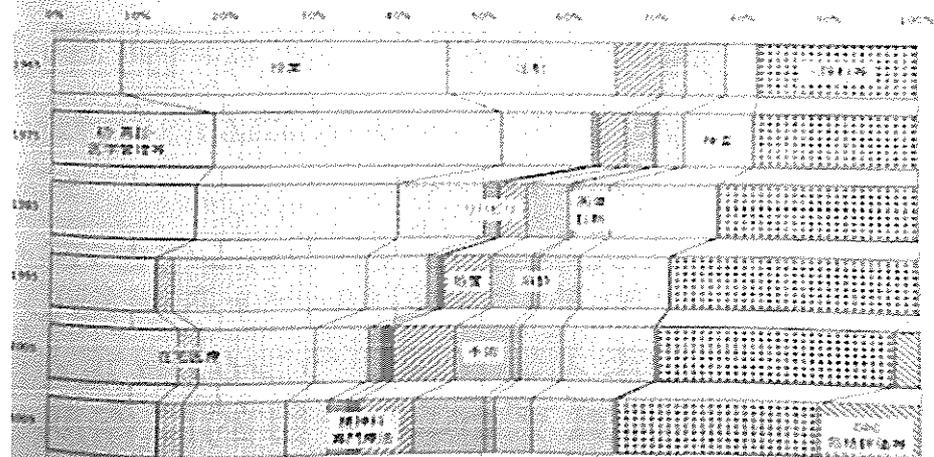
- ・現在の診療報酬体系では、患者さえ集まれば、医師や看護師、その他医療スタッフの配置をすることにより、入院基本料が上がり、医療加算が認められ、収入増が図られるという形を取る
- ・職員を雇用すれば収益が上がり、収益でさらなる投資が可能になる
- ・しかし、自治体関係者(特に人事担当)はこのことを理解せず、「職員数は少なければ少ないほど良い」という地方自治体の「常識」(医療の世界では「非常識」)にとらわれている

- ・病院経営を考えない人員配置の抑制は、結果として、収益の伸びを抑える
- ・地方独立行政法人化は、職員定数の枠から外れ、職員採用を弾力化できることが最大のメリット
- ・人手がいなければ新型コロナウイルスなどの新興感染症に対応できない
- ・非常時への対応の観点からある程度の余裕を持った人員配置が必要
- ・医療人材不足に悩む地方の中小病院で、医師以外の医療職員に対し、初任給調整手当を創設し、人材の確保に成功している病院も存在
- ・若い医療職員が勤務しない病院に将来はない

8) 病院の提供する医療サービスの性格が変わってきている

- ・昭和の時代は、薬や注射などに診療報酬が重点的に配分された
 - 病院は、薬や注射を売る小売業的性格
 - できるだけ、人を減らして利益を得る
- ・現在は、診療報酬は技術に対して適切に配分されることを目指している
 - サービスを提供して収益を上げる業態に
 - 人を雇わなければ利益が得られない

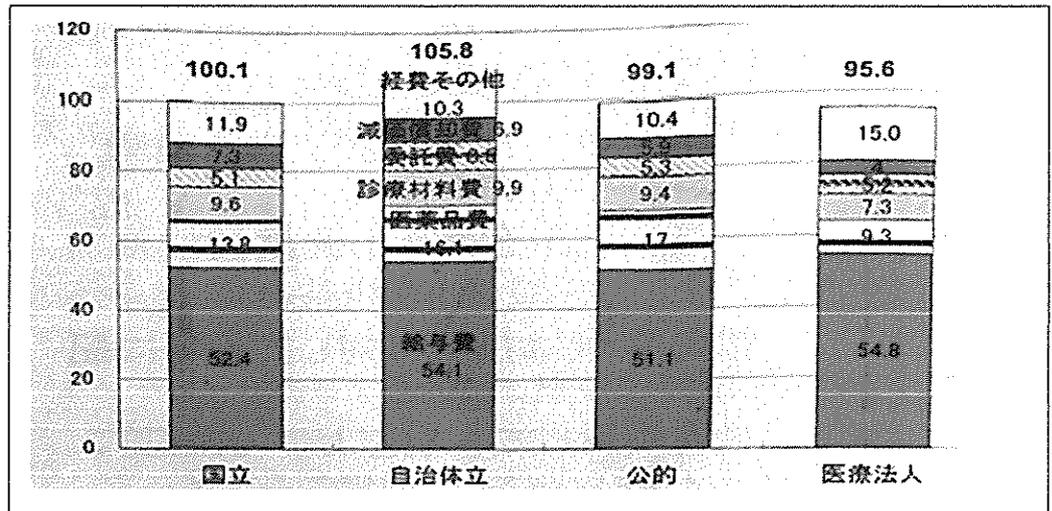
医療費1件当たりの寄与度



2. 財務に関する指標

1) 医業収益を100とした医業費用の構造(一般病院)

※各医療関係の構成で、医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等の集計(2013年厚生労働省医療経済実態調査)



2) 総務省「公立病院経営改革事例集」

※総務省は2016年3月に「公立病院経営改革事例集」を公表して、経営の良かった20例の病院を紹介している

- 2016年3月、総務省は「公立病院経営改革事例集」を公表
- 「新公立病院改革ガイドライン」を示し、新たな改革に取り組むよう要請したことを踏まえ、改革プランの策定とその実施に資することを目的に作成

• 改革事例20病院の事例報告を読んで感じることは、医師・看護師など職員の増員を図ることで経営改善を実現した病院が多いこと

廣 報 費

領収書

2024年04月09日

公明党 大塚佳弘 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパ
〒617-0003
京都府向日市森本町野日
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 80,475円 (税込)

納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC38141632	品名：公明レポート原稿4月ー2024春号 B4 / 両面4色 / コート90 / 22,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	77,210	77,210
	発送諸費用			2,400
	ご注文内容変更による (銀行振り込み)			865
合 計				80,475

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

一生懸命！
誰よりも真剣です。
敦賀市議会議員
おおつか佳弘

E-mail: ykmm-0814@ezweb.ne.jp
連絡先: 090-5174-6484

[HP QRコード]

1人に寄り添う心で
安心の街・敦賀！
敦賀市議会議員
中道きょうこ

E-mail: popo-abc@outlook.jp
連絡先: 090-2122-4091

[HP QRコード]

敦賀市議会
公明党レポート

2024年 春号

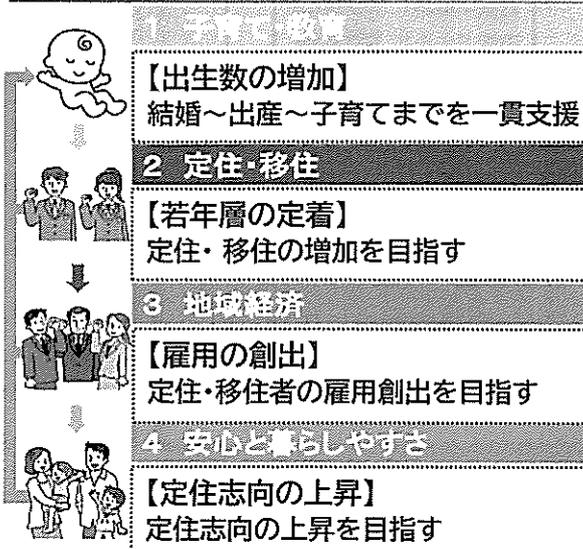
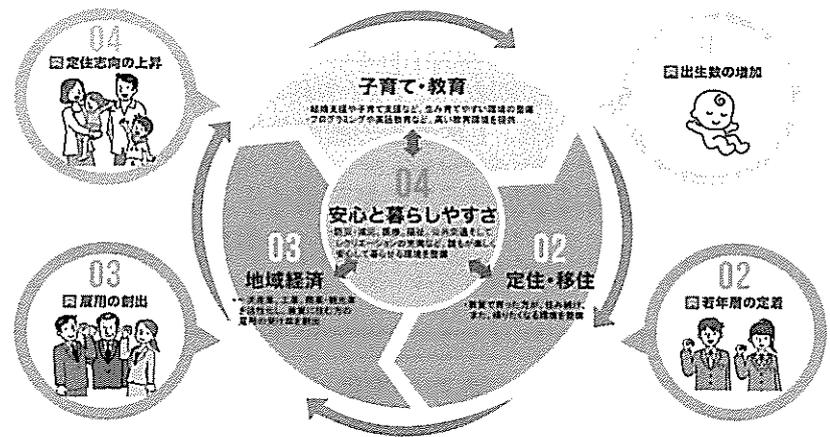
編集責任者 大塚 佳弘
発行責任者 公明 党

(この広報紙は公務活動費で発行しています) 令和6年4月15日発行

策定されました 新しい総合計画（第8次敦賀市総合計画）を令和6年3月21日公表

計画の体系(好循環モデル) ⇒ **好循環(スパイラルアップ)**を生み出す 敦賀市HPより(抜粋と一部加工)

○新しい総合計画では、『人口減少』を計画全体の政策課題としています。
○この計画体系として、これまでの政策分野毎の階層モデルを一新し、各政策分野が連携し、人口減少対策を推進していくという、みんなで共有しやすいストーリーを設定しています。(好循環モデル)



活動報告 その1 令和6年3月 代表質問の市長答弁等からの抜粋

🏠 **【第7次敦賀市総合計画との違いについて確認】**

- 【新しい総合計画は】 地域経済の発展、都市基盤の整備など、全てのまちづくりの源泉となる人の減少、つまり人口減少対策を大きな政策課題と捉えている。
- 【この課題の解決は】 人口減少対策、緩和という言葉も使うが、それをやっていくために、部局をまたいだ様々な政策分野での取り組みを連携させていく。
- 【成果のイメージは】 敦賀で生まれた子供たちが、敦賀で育て敦賀で働いて、外に出ることもあるかもしれないが、Uターンあるいはずっと敦賀に住み、また次の世代にもつなげていく環境の整備をしていく。
- 【このサイクルの中で】 敦賀のまち・それらの生活そのものを、スパイラルアップ(好循環)させていくことが大まかなイメージである。

【大切なこと】
社会の変化に機動的に対応できるようにすること、毎年度の更新を前提とする。
市民にも分かりやすい計画とし、これまでの計画に比べて、敦賀市として何を指して、何をやっていくのかの計画を市民と共有する。

🏠 **【計画にある、従来の国土強靱化計画とSDGs指標の形態について確認】**

- 【国土強靱化地域計画は】 これまでと同様、総合計画と連動する形での策定、更新を予定。
- 【具体的には】 総合計画の安心と暮らしやすさの政策テーマの分野を中心に、施策の抽出や詳細化を行い、敦賀市の国土強靱化地域計画に反映する。
- 【SDGsは】 これまでと同様、政策テーマとSDGsのゴールを関連して示す。それによりSDGsという多くの国や地域で、共有化される共通言語を通じて政策への理解や認識を深めていく。

【今後の取り組み(提案)】
新しい総合計画にも国土強靱化計画が連動されることが踏襲され、SDGsの共通言語により市民の皆さんに分かりやすいこと。また、計画が毎年ごとに見直しされることについても重要であると求めてきました。
また、新しい総合計画が敦賀市の皆様に、身近な生活指標となる様に、計画推進に取り組んでいきます。



QRから
録画中継が
確認できます



□ 令和6年第1回(3月)定例会での代表質問(主旨)

- 1)能登半島地震から市民のくらしを守る取り組みの2項目を確認
 - ①能登半島地震からの敦賀市の対応と課題
 - ②市民の安全・安心への現状と今後の対応(展望)
- 2)敦賀市の重要政策の確認と課題の4項目を確認
 - ①新しい総合計画策定と好循環モデルの取り組み
 - ②北陸新幹線開業後のまちづくりの取り組み推進と人づくり
 - ③社会変化に対応した新しい教育環境の充実と地域経済
 - ④敦賀市の福祉政策の充実と課題

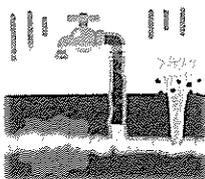
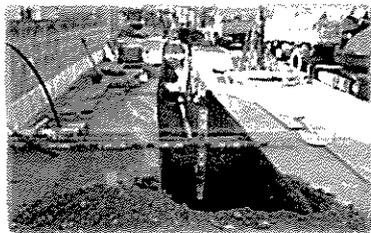


市民の安全・安心への現状と今後の対応(展望)

Q 敦賀市のインフラ整備の上下水道の耐震化推進対応と、能登半島地震支援の職員派遣等が、今後の対応に生かされるのかについて確認をしました。

A ①敦賀市の上水道の耐震適合率は24.7%(令和4年度末)で、令和5年度末は27.2%を見込んでいる。下水道管の耐震化は44.7%(令和4年度末)で、令和5年度末は44.9%を見込んでいる。②敦賀市で同様な災害が発生した場合は、市単独での復旧は困難であることが想定される。発災直後から応援要請が行えるよう、福井県内外の応援及び受応体制の確立と、確認が必要であると改めて感じている。

【敦賀市の水道管の耐震工事】



【今後の取り組み(提案)】

上水道の耐震化率の全国平均は約41.2%で、敦賀市の耐震化は遅れている。管路の法定耐用年数が約40年なので、更新時に耐震管路への交換と、更には配水設備、給排水施設の維持管理も重要と考える。今後も管路の耐震化推進を重要政策としてを求めています。

敦賀市の福祉政策の充実と課題 (第7期敦賀市障がい福祉計画)

Q 現在進めている第7期敦賀市障がい福祉計画の策定は、自立支援協議会の審議を通じ、内容の精査をしていますが、障害者支援施設入所者定員増の要望への対応について確認をしました。

A 嶺南東部の敦賀市と、小浜市を中心とする西部の定員数とのバランスを鑑み、施設の偏在の是正を求め県との協議の中で、本市に入所施設を新設するためには、第7期敦賀市障がい福祉計画の入所者数を増加させる必要が示されました。今回の計画に入所者数の増加を反映したいと考えている。

【今後の取り組み(提案)】

第7期敦賀市障がい福祉計画の内容も含めて、現状に対する課題を確認し、親亡き後の保護者の思いに寄り添いながら取り組みます。

ご存じですか 緊急通報装置を貸与しています

令和6年3月代表質問「敦賀市の福祉政策の充実と課題」より抜粋

【緊急通報装置の貸与とは】

- ひとり暮らしの高齢者及び、障がい者の急病・災害時に24時間365日体制で迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を貸与しています。
- 今年度より新たに、現行の装置(固定電話仕様)を設置できない方に、無線型緊急通報装置の貸与を開始します。

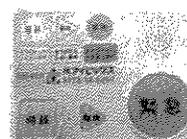
対象者:65以上のひとり暮らし高齢者、ひとり暮らしの重度身体障がい者の方々です。

問い合わせ先:長寿健康課 又は 地域福祉課

【新たな取り組み】

現状 固定電話仕様のみ
(アナログ回線以外での使用ができなかった)

変更後 固定電話仕様 又は 携帯電話仕様を追加



固定電話仕様



携帯電話仕様

領収書

2024年07月18日

公明党 大塚佳弘 様 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパ
〒617-0003
京都府向日市森本町野
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 86,010円 (税込)

納品期日 3営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC39403447	品名：公明レポート原稿7月ー2024夏号 B4 / 両面4色 / コート90 / 22,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	83,610	83,610
	発送諸費用			2,400
合 計				86,010

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

活動報告 その1 ■ 令和6年第2回(6月)定例会一般質問 中道恭子 議員

1)子育て支援について6項目を確認

- ①出産・子育て応援事業
- ②産後ケア事業
- ③すみずみサポート事業
- ④子ども誰でも通園制度
- ⑤男性の育休制度
- ⑥本市の子育て施策



QRから録画中継が確認できます

Q 「静かなる有事」と言われる少子化は敦賀市においても他人ごとではありません。昨年度の出生数は370人で、10年前から約40%近く減少しています。やっと子どもを授かって、親や周囲の手助けを受けづらく、孤独や不安を抱えて子育てをする家庭も少なくありません。安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて、特に妊娠から0・1・2歳児の低年齢期の支援の現状と課題を確認しました。

【今後の取り組み(提案)】
 これまで拡充を求めてきた「すみずみサポート事業」は、一時預かりと生活支援の事業者が増えており、送迎支援は現在協議中の事業者があること。本市の取り組みが進展していることを確認しました。妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援、「産後ケア事業」など、子育て支援事業が、必要とする人にとって使いやすいものとなるように取り組んでまいります。また、男性の育児休業は、「産後パパ育休制度」もスタートしました。社会全体で子育てを応援できる取り組みを進めます。

2)情報バリアフリーについて3項目を提案

- ①「軟骨伝導イヤホン」の導入
- ②「Uni-Voiceユニボイス」の導入
- ③「投票支援カード」の導入

※2023年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。この法律では、障害を持つ人が情報にアクセスできる環境が整備されることを求めています。本市における情報バリアフリー環境を推進する取り組みとして、次の3点を提案しました。

Q1 高齢者など耳の聞こえにくい方への、窓口対応に「軟骨伝導イヤホン」の導入を提案。

A 耳の聞こえにくい方との窓口におけるコミュニケーション向上のため加齢性難聴者も聞き取りやすく、感染症対策としても効果が高い卓上型のマイクスピーカーを今年度中に導入したいと考えている。

■軟骨伝導イヤホンとは
 ●2004年に奈良県立医科大学理事長・学長の細井裕司氏が発見した方法で、従来の骨伝導に比べて重い頭蓋骨を振動させることがないため、中低音域の音が聞こえやすいメリットがあります。

Q2 文字を読むことが困難な方への行政書類に、「音声コードUni-Voice」の導入を提案。

A 現在、水道部の委託事業者が利用しているが、今後、アプリの使用方法、使用上の制限の確認、利用者の意見や、他自治体の実施内容等を調査し、活用について研究をしたい。

■ユニボイス(Uni-Voice)とは
 ●ユニボイス(Uni-Voice)とは印刷物上の文字情報を二次元コードに変換し、それをスマートフォンのアプリで読み取ることで、その文字情報を音声として伝えることができるようになります。

二次元コード

Q3 誰もが投票しやすい環境づくりとして、「投票支援カード」の導入を提案。

A 支援を必要とする内容、事柄を事前に支援カードに記入していただき、投票所の係員に提示をして、投票手続がスムーズにできるようサポートするものです。少しでも導入に向けて、他市町の状況を調査し、導入に向けた検討を進めたい。

■投票支援カードとは
 ●投票支援カードは、投票所・期日前投票所で、代理投票や、その他の支援が必要な方が、係員に口頭で伝えていただくことが難しい場合などに使用します。

1) 敦賀市の「地域の現状」からの課題と取り組みの4項目を確認

- ①地域コミュニティの活力による地域の活性化
- ②地域サポート職員制度の取り組みと期待
- ③生活圏の移動手段等の実態からの課題と今後の取り組み
- ④自治会DXの行政情報による地域の活性化の取り組み(提案)



2) 北陸新幹線開業後のまちづくりとバリアフリーの推進の2項目を確認

- ①中心市街地におけるバリアフリー進捗の再確認とお願い

QRから録画中継が確認できます



地域コミュニティの活力による地域の活性化

Q コミュニティ運営協議会の発足が粟野地区に始まり、現在は東浦、北地区へと活動が展開されている。現在コミュニティ運営協議会等の活動成果と今後の展開について確認をしました。

A ①平成28年度の粟野地区を皮切りに東浦・北地区の3地区で地域コミュニティ運営協議会が設立された。各地区の特色を生かした事業で、夏祭りやスポーツなどの活性化イベント、清掃活動、防災研修等を通じて、各団体が一つのまとまりとなって互いに支え合うと共に、子供からお年寄りまで世代を超えて交流をする取り組みが見られる。

②まだ協議会が設立されていない地域も本事業に興味を示されている。引き続き、それぞれの特性を生かした地域づくりがなされるよう各地域と連携した取り組みをしたい。

【今後の取り組み(提案)】

地域コミュニティ事業に留まらず、地域サポート職員制度、愛発スマート物流とコミュニティバス、デジタル回覧板、自治会サポの提案を推進します。

中心市街地におけるバリアフリー進捗の再確認とお願い

Q 産経建設常任委員会の所管事務調査による指摘項目、カグールのトイレの入り口段差と、車椅子対応不可への対応について。確認しました。【敦賀観光協会の移転の関連での指摘】

A ①改修については、事務スペース等建物全体への影響、費用面も含め大規模な改修になることが想定されるため、現在のところ改修の予定はないと、まちづくり会社からは聞いている。

②現段階では、車椅子等利用が難しいお客様は、カグールの近くにあるバリアフリー対応の気比神宮前のトイレを案内することで対応している。

【今後の取り組み(提案)】

障がい者の皆さんのバリアに対する思いを受け止め、中心市街地のバリアフリー推進は、新たに設立された敦賀まちづくり協議会の進め方として、まちづくりのど真ん中にバリアフリーを求めて行きます。

Q 敦賀市のバリアフリーの現状と今後の取り組みに対する米澤市長の所見を確認しました。

A (池澤副市長より)①敦賀市におけるバリアフリーの現状は、敦賀市交通バリアフリー基本構想、また敦賀市高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する条例、さらには福井県福祉のまちづくり条例などの法令や基準に基づき、誰もが豊かで住み易く快適に移動できるまちを目指している。

7月7日 街角点検活動

- 『バリアフリー委員会』による街角バリアフリー点検活動を本町通りと神楽通りで多くの関係者の協力も頂きながら実施しました。大塚議員はバリアフリー委員として本町通りを担当しました。
- 猛暑の中でしたが、歩道からバス停への導線、点字ブロック周辺への障がい物、歩道の段差、横断歩道の音声案内、点灯時間の確認を実施。



点検メンバー



点検風景

7月10日 新幹線駅舎 & 意見交換会

- 3月16日北陸新幹線敦賀開業以来敦賀駅は乗換駅としても、多くの乗降客が敦賀駅をご利用頂いている。中道議員は開業前から使いやすい駅舎を目指して、共に鉄道運輸機構、敦賀市に要望・意見交換をしてきました。
- 今回はJR西日本様のご協力により、駅舎内の現地視察と意見交換を実施。



視察風景



意見交換会

⑤

領 収 証

令和 6 年 7 月 22 日

公明党 大塚佳弘 殿



金額				千			円
		4	6	0	1	5	5

7/25 B4
ただし 15625 枚チラシ折込料

折込料 51562 円
配送仕分け管理料 3125 円
合計 54687 円
消費税 10% 5468 円

上記金額領収いたしました

登録番号 T7210001003040
株式会社 福井新聞折りこみセン

福井本社 〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0777-22-0707
武生支社 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支社 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支社 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

責任者	担当者

領 収 方 法							
内 訳	現金						
	小切手						
	振込						

2023.4 3x50x30

⑥

領 収 証

令和 6 年 7 月 22 日

公明党 大塚佳弘 様

領収金額 (消費税含む)

¥				千			円
	1	6	9	9	5		

折込料 但し

上記の金額正に領収いたしました

内訳:

現金	
小切手	

折り込み広告料金	折り込み日
中日新聞・県民福井・産経新聞	朝刊入れ
新聞購読料	内 訳
中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	年 月分新聞代金

株式会社 中
福井県 電 F

総局
28号
33

係 印

この領収書は旧元号を訂正して使用しております。

領収書

2025年01月14日

公明党 大塚佳弘 様 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
 下記の金額正に領収いたしました。
 何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパ
 〒617-0003
 京都府向日市森本町野田
 TEL 0120-977-920
 FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード 納品場所 ご指定場所

御請求金額 86,200円(税込) 納品期日 4営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC41655518	品名：公明レポート原稿1月-2025冬号 B4 / 両面4色 / コート90 / 21,000部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	82,820	82,820
	発送諸費用			2,400
	ご注文内容変更による(銀行振り込み)			980
合 計				86,200

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

一生懸命！
誰よりも真剣です。

敦賀市議会議員
おおつか佳弘

E-mail: ykmm-0814@ezweb.ne.jp
連絡先: 090-5174-6484



【HP QRコード】

1人寄り添う心で、
安心の街・敦賀！

敦賀市議会議員
中道きょうこ

E-mail: popo-abc@outlook.jp
連絡先: 090-2122-4091



【HP QRコード】

敦賀市議会
公明党レポート

編集責任者 大塚 佳弘
発行責任者 公明党

2025年 冬号

(この広報紙は公務活動費で発行しています) 令和7年1月20日発行

活動報告 その1

■令和6年12月27日
米澤市長に要望！
『敦賀市の令和7年度の
政策に向けた重点要望』
47項目を提出しました



□私達敦賀市議会公明党は、子どもや子育て世代、女性や若者、高齢者や障がいをお持ちの方の声に耳を傾け、市民が抱く不安や直面する課題の解消に取り組むことが重要であると常に考えています。また、すべての人を支え大切にする市政こそが、市民の活力と安心の基盤につながると考え、将来への市民生活を守るために必要な施策・要望項目を示し、政策に反映されることを求めています。今回は従来からの要望も含めて、47項目の重点要望として取りまとめ、『令和7年度敦賀市当初予算編成や政策立案』に反映するように申し入れました。

1. 物価高騰から市民の生活を守る

- (1) 住民税非課税世帯の確実な支援
- (2) 給食費の食材費の公的財源支援と恒久化
- (3) 給食費無償化に向けた対応検討



2. 北陸新幹線敦賀開業以降のまちづくりと人づくりの推進

- (1) 新まちづくり会社のまちづくりと人づくりの推進
- (2) 障害者差別法からのバリアフリーの推進
- (3) 公共トイレの充実によるまちづくりの提案

3. 地域生活支援拠点整備の取り組み推進 (障がい者の親亡き後の支援)

- (1) 第7期敦賀市障がい者福祉計画の中で、入所者数増大の反映による施設計画の推進
- (2) 障がい者福祉施設「やまびこ園」改修整備計画の推進

4. 防災・減災による国土強靱化の更なる推進

- (1) 国土強靱化地域計画の推進
- (2) SDGsの更なる推進
- (3) 社会基盤施設の耐震化や改築更新支援
- (4) ウォーターPPPの確実な推進
- (5) 内水氾濫に対する調査と対策の実施
- (6) 笙の川改修工事の優先的な推進
- (7) スフィア基準に基づいた避難所の充実強化
- (8) 災害時におけるペットとの同行避難者の受入態勢の検討
- (9) 学校における温暖化対策(体育館の冷暖房)



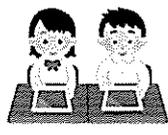
5. 出産・子育て支援の更なる拡充

- (1) 産後ケア事業の拡充支援
- (2) すみずみ子育てサポート事業送迎支援
- (3) 子ども誰でも通園制度の整備
- (4) 5歳児検診の推進
- (5) 搾乳マークの掲示の推進

6. 金ヶ崎周辺オーバールージュ整備の推進

7. GIGAスクール推進

- (1) IT支援員の活用
- (2) 端末更新の円滑化
- (3) デイジー教科書の活用



8. 交通安全と「交通安全プログラム」の充実

- (1) 歩行者のいる横断歩道での停止率向上
- (2) 自転車利用者に対するヘルメット着用推進
- (3) 交通安全プログラムからの検証と充実

9. 受付窓口による住民サービスの充実

- (1) 「おくやみ時の手続き」支援
- (2) 終活情報登録伝達事業



10. 社会的孤立への支援体制

- (1) 不登校支援
- (2) ヤングケアラー支援
- (3) ひきこもり支援



11. 高齢者・障がい者支援の推進

- (1) 介護予防推進
- (2) 介護・看護・保育人材の確保
- (3) 「避難行動要支援者」制度の拡充と推進
- (4) 居住支援の相談体制の拡充
- (5) 市営住宅入居要件の連帯保証人の廃止

12. 多文化共生社会の推進

13. 農福連携事業の地域コンソーシアム支援

14. 健康を守る各ワクチン接種の推進と助成

- (1) ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン接種推進
- (2) 帯状疱疹予防ワクチンの定期接種と助成
- (3) こどもに対するインフルエンザの予防接種の助成

15. 共生社会の実現に向けた取り組み推進

- (1) ユニバーサルピーチプロジェクト支援
- (2) 福祉施設、避難所等に情報アクセシビリティの危機対応のアイ・ドラゴン4の導入
- (3) 認知症基本法成立に伴う計画策定

- 1)「プレコンセプションケア」(女性やカップルを対象として、将来の妊娠ための健康管理を促す取り組み)について提案しました。
- 2)女性のがん対策(HPVワクチン接種、乳がん・子宮頸がん検診、アピランスケア)の取り組みについて確認しました。
- 3)「搾乳」表示を提案しました。(出産後の女性は母乳の保存や、乳房の張りなどで搾乳を必要とする場合があります)



QRから録画中継が確認できます



1)プレコンセプションケアを提案

「プレコンセプションケア」は妊娠を希望している人だけではなく、全ての若い世代が現在、また将来の健康を維持、増進するために必要なものとされています。学校での、「スマート保健相談室」(子ども家庭庁HP)の活用や、市民への啓発を提案しました。

今後は様々な機会や媒体を通じて、妊娠や出産を含めた健康に関する正しい知識を若い世代の方を含めた市民の皆様にとしっかりと周知してまいります。

2)女性のがん対策を提案

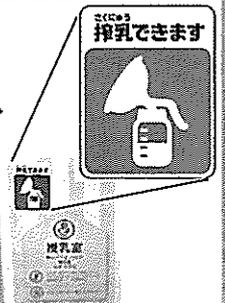
女性特有のがん対策として、HPV(子宮頸がん)予防ワクチン接種の取り組みは重要です。本市の定期接種対象者となっている中学1年~高校1年女子の接種率は、令和6年10月末で30.3%でした。更なる周知・啓発について確認しました。

例年、中学1年生に接種勧奨通知と、中学3年生の未接種者に再接種勧奨通知を行っているが、今年度は、国の接種期間延長方針を受け、高校1年生に周知を予定している。また、中学生に対する学校を通じた新たな周知方法についても検討し、啓発を強化したいと考えている。

3)授乳室に「搾乳」表示を提案

「搾乳が必要であっても、赤ちゃんをつれていないときは授乳室を使いづらい」という声がありました。神奈川県がリトルベビーのママ達の声を受け搾乳マーク表示を作りましたので、本市でもこの取り組みを進めるよう求めました。

搾乳が必要な方が利用しやすいよう、施設の特性を踏まえ、案内表示の内容や表示場所など施設側と協議の上、進めてまいります。



- 1)マイナンバーカード・マイナ保険証の普及と利用促進の5項目を確認
- 2)共生社会を目指す福祉政策の取り組みの4項目を確認
- 3)北陸新幹線開業後のまちづくりの取り組みと人づくりの4項目を確認



QRから録画中継が確認できます



マイナ保険証の利用促進に向けた取り組みを確認

Q 全国のマイナ保険証は8割以上の方が登録をしているが、実際の利用率は2割を切る状況です。そこで敦賀市のマイナ保険証の利用促進を確認しました。

A 国のリーフレットを利用している。また、広報つるが・HPなどでも周知をしている。市民の皆様が引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう、市役所の窓口や電話対応などにおいて、マイナ保険証登録の支援やマイナ保険証の利用方法、メリットなどについても説明をしている。

【今後の取り組み】

マイナ保険証は、電子カルテ・画像診断の対応、今後の利用が期待される。将来的な医療の良質に寄与するためにも取り組みます。

令和6年第3回(9月)一般質問で確認済み

賛成討論(抜粋)

第71号議案令和6年度敦賀市水道事業会計補正予算(第1号)

・当予算の採決に於いて委員長報告に賛成の立場で討論をおこない、賛成多数で可決されました。

水道事業会計補正予算の主なものは、①ウォーターPPP推進事業費2,000万円、②管路改良事業費4,100万円で水道事業の継続的なインフラ整備を進める基盤を導入調査等も進める重要な予算です。

将来的に民営化への懸念があると反対討論のあったウォーターPPP推進事業費は、コンセッション方式でも民営化でもなく、レベル3.5の管理更新一体マネジメント方式であり、具体的には包括委託の範囲拡大と明確になっています。背景には、地元企業の仕事の減少、インフラの安全・安定性・公共性の不安や疑問を払拭することが課題で、今後の導入可能性調査や各事業者との意見交換会を通して、これらの課題を解決できる事業形態を検討することも明確になっています。以上の理由からウォーターPPP推進事業費は欠かせない予算であると賛成しました。

領 収 証

令和7年1月17日

公明党 大塚佳宏 殿



金額			百	4	千	7	5	9	1	9	3	円
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし $\frac{1}{22}$ B4 15375 枚チラシ折込料
 上記金額領収いたしました

折込料 50737 円

配送仕分け管理料 3075 円

合計 53812 円

消費税 (10%) 5381 円

株式会社 福井新聞
 登録番号 T421000100304

福井新聞折りこみセンター
 〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
 敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
 小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

		領 収 方 法					
内 訳	現金						
	小切手						
	振込						

責任者	担当者

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

領 収 証

公明党 大塚佳宏 様

7年1月17日

NO. _____

¥

15,510-

上記の金額正に領収いたしました

インボイス登録番号 T2-2100-0101-0644
 株式会社中日新聞嶺南総局
 領収金額は消費税を含む
 〒914-0058 敦賀市三島町1-5-28
 電話 0770-22-0333 F A X 0770-25-8333
 新聞代金は軽減税率8%対応 折込金額は消

税抜金額	14100
消費税額	1410
摘 要	現・小・手

470枚のうち468枚 22日入金

収 入
印 紙

係

資料購入費

資料購入費 ①

領収書

収入
印紙

2024年5月8日

公明党 大塚佳弘 様

金額		百		千		円
			4	2	0	90

内訳	税率	金額(税抜・税込)	2090
	10%	消費税額等	190
	税率	金額(税抜・税込)	
	%	消費税額等	

毎度ありがとうございます。上記の金額確かに領収いたしました。
書籍代として、領収金額には消費税が含まれております。

但し新データで読む地域再生。

■ 受領方法 / 現金 小切手 振込

株式会社 勝木書店

登録番号: T921000

担当者

(扱い店) Super KaBoS

■ 担当者印なきものは無効

領 収 証

公明党

大塚 佳弘 様
(コード: 57 - 548078)

金額 : ¥33,000-

【 10%対象 ¥30,000- 消費税 ¥3,000- 】

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2024年4月 ~ 2025年3月

支払方法 : コンビニエンスストア払い

領収日 : 2024/5/10

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教
東京都港区白金
TEL 03-3280
登録番号 T3010401056182

印 収
紙 入

扱
者
印

3

公明党 領収証 中道 恭子 様 No. _____

金額 ¥40000

内訳 但福井新聞購読料(令和6年4月~令和7年3月分)
現金 令和7年3月31日 上記正に領収いたしました
小切手 /
手形 /

消費税額等(%)
消費税額等(%)

福井新聞敦賀店
代表 谷
敦賀市野神

収入印紙

登録番号 T6810135340248 TEL(0770)24-3010 FAX(0770)24-3040
登録番号

GR1620

4

公明党 領収証 大塚 佳弘 様 No. _____

金額 ¥40000

内訳 但福井新聞購読料(令和6年4月~令和7年3月分)
現金 令和7年3月31日 上記正に領収いたしました
小切手 /
手形 /

消費税額等(%)
消費税額等(%)

福井新聞敦賀店
代表 谷
敦賀市野神

収入印紙

登録番号 T6810135340248 TEL(0770)24-3010 FAX(0770)24-3040
登録番号

CR1620

5

領収証 令和 7年 2月 31日 平成

公明党 大塚 佳弘 様

領収金額 (消費税含む)

¥ 40800 千 円

収入印紙

但し 2024年 4月~2025年 3月分

上記の金額正に領収いたしました

内訳:

現金
小切手

折り込み広告料金 折り込み日
中日新聞・県民福井・産経新聞 朝刊入れ
新聞購読料 内訳
中目・中ス・県民・産経 年 月分新聞代金
サンスポ・又ポニチ

株式会社 中 局
福井県 電 F/ 28号

係印

この領収書は旧元号を訂正して使用しております。